第３回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第３回幕別町議会定例会
（令和７年９月３日　10時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１	会議録署名議員の指名
	６番　長谷陽子、７番　酒井はやみ、８番　荒貴賀
日程第２	会期の決定
	（諸般の報告）
	行政報告（町長）
日程第３	報告第12号　専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）
日程第４	報告第13号　令和６年度幕別町健全化判断比率の報告について
日程第５	報告第14号　令和６年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
日程第６	報告第15号　令和６年度幕別町下水道事業会計の資金不足比率の報告について
日程第７	議案第95号　工事請負契約の締結について（忠類第一幹線明渠排水路整備工事）
日程第８	議案第96号　財産の取得について（図書館システム）
日程第９	陳情第５号　義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書
日程第10	認定第１号　令和６年度幕別町一般会計決算認定について
日程第11	認定第２号　令和６年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第12	認定第３号　令和６年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第13	認定第４号　令和６年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第14	認定第５号　令和６年度幕別町水道事業会計決算認定について
日程第15	認定第６号　令和６年度幕別町下水道事業会計決算認定について

会議録

令和７年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年９月３日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　９月３日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	土木課長	香田裕一
経済建設課長	吉仲有希	図書館長	川瀬真由美

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

６番　長谷陽子、７番　酒井はやみ、８番　荒貴賀

議事の経過

（令和７年９月３日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　ただ今から、令和７年第３回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、６番　長谷議員、７番　酒井議員、８番　荒議員を指名いたします。

［会期の決定］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月25日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月25日までの23日間と決定いたしました。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

はじめに、町長から、「令和７年度 幕別町功労者の報告について」並びに、監査委員から、地方自治法第235条の２ 第３項の規定による「例月出納検査 結果報告書」が、それぞれ、議長宛に提出されておりますので、あらかじめ配付しております。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

［行政報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　令和７年第３回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

本年も10月１日に129年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、幕別町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重し、本年は自治功労賞として２人、社会功労賞として１人、産業功労賞として１人の方々を顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの永年にわたるご活躍とご功績に対しまして､心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、本年度の普通交付税等について申し上げます。

７月29日、国は「令和７年度普通交付税大綱」に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を17兆8,198億円、前年度との比較では2,728億円、1.6％の増と決定いたしました。

算定に当たっての昨年度からの主な改正内容は、地域社会のデジタル化の取組に係る財政需要が反映されるとともに、光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、文化施設等地方公共団体の施設に係る光熱費が措置されたほか、地方公務員の給与改定に要する経費については、会計年度任用職員分は包括算定経費において、常勤職員分は給与費の一定割合を各算定費目の単位費用等に反映するなどの措置がとられたところであります。

本町におきましては、公共施設管理料や光熱費を含む単位費用の増などに伴い、基準財政需要額が増となりましたが、一方で、定額減税終了に伴う住民税所得割の増、地方消費税収入の増に伴う地方消費税交付金の増、家屋・償却資産の増などに伴う固定資産税の増により基準財政収入額も増となったところであります。

この結果、本年度の普通交付税額は、59億5,246万7千円で、前年度当初算定額との対比では5,719万4千円、1.0％の増となり、令和７年度当初予算計上額との比較におきましては、約1,200万円が留保財源となったところであります。

令和６年度繰越金や特別交付税など、他の財源の状況も勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、町道幕別札内線の街路樹倒木に伴う鉄道への影響について申し上げます。

８月28日午前８時45分頃、町道幕別札内線のあおさぎ公園付近に植樹した桜の街路樹の枝の一部が折れ、隣接するＪＲ根室本線敷地内の送電線の上に倒れる事故が発生いたしました。

倒れた樹木の枝が列車の運行に支障をきたす恐れがありましたことから、直ちにＪＲ北海道の帯広保線所に報告するとともに、午後０時15分から地元建設業者による樹木の撤去を始め、午後１時に完了したところであります。

倒木の影響により、特急列車が最大で約３時間40分遅れるなど、列車の一部運休や遅れが発生し、鉄道を利用する皆さんやＪＲ北海道に、多大なご迷惑をおかけしましたことに衷心よりお詫び申し上げます。

現在は、原因究明と周辺の街路樹の状況を調査しているところであり、同様の事故が発生しないよう、適正な街路樹の維持管理に努めてまいります。

次に、いじめの重大事態発生について申し上げます。

今回認定したいじめの重大事態については、町内の小学校に在籍する児童が、令和５年11月以降、８回のいじめを受け、その後、別室登校を余儀なくされている旨の申立てが保護者からあり、教育委員会において、いじめ防止対策推進法第28条第１項第１号に規定する「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」にあたるものと確認したことから、本年６月11日にいじめの重大事態と認定したものであります。

今後は、同法第28条第１項に基づき、幕別町いじめ防止対策推進委員会において事実関係を明らかにするとともに、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的に、調査を進めてまいります。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食につきましては、児童生徒の健全な成長を支える重要な教育施策であり、安定した運営が求められることから、給食材料費相当額を給食費として保護者の皆様にご負担いただき、栄養バランスを考えた給食の提供に努めているところであります。

給食費につきましては、直近では令和３年度に材料費の価格上昇による改定を実施したところでありますが、昨今の急激な物価高騰の影響により、給食費と給食材料費の収支を比較しますと、昨年度

から赤字額が増加しており、今後においてもこうした状況が続くことが想定されております。
このことから、子どもたちの心身の健全な発達のために、栄養価のとれた給食を安定して提供するため、今後、給食費の改定を視野に入れた「給食費の在り方」について、教育委員会において検討を進めていただきたいと考えております。

次に、ＪＲ札内駅の無人化について申し上げます。

ＪＲ北海道は本年２月19日、町からの要請により、札内駅無人化の実施日を半年延期する一方、町は、駅舎を利用する住民の利便性の低下を防ぐため、ＪＲ北海道と共同でこれまでに、利用者へのアンケート調査、駅舎内での聞き取り調査、乗降者数調査をはじめ、老人クラブ、事業所、幕別清陵高校への聞き取り調査を実施し、無人化に伴う影響の把握に努めてきたところであります。

調査結果においては、利用者の約56％の方が発車時刻前５分以内に駅に到着しており、待合室での滞在時間が極めて短いことが判明する一方、「防犯上の問題」を最も懸念する声が多く、さらに駅舎を住民の憩いの場として利用することに関しては、ＪＲの利用者からすると「利用しづらい環境」として否定的な意見が多かったところであります。

また、全道的に窓口業務の機械化を進めるというＪＲ北海道の方針については、人口減少や利用客の減少、加えて人手不足の深刻化を背景に、「やむを得ない」とする声も多数寄せられたところであります。

町としては、これらの調査結果を踏まえ、札内駅の無人化は避けられない状況にあるものの、特に運行情報や防犯対策に十分な配慮を行うための準備時間が必要であると判断し、令和７年８月１日付でＪＲ北海道に対して、実施日のさらなる延期を要望したところであります。

これに対しＪＲ北海道は、帯広駅からのこまめな運行状況の放送を行うとともに、駅舎内の防犯カメラの増設、姿見鏡の新設、椅子の増設、暖房設備の運用方法の変更及び暖気が外に逃げないよう扉の改造、トイレの洋式化といった利便性向上を図る方針を固め、これらの改修について本年９月中を目途に施工することとし、１０月１日から札内駅の無人化を実施したい旨を、８月22日に文書を持参した上で、町に対して説明をいただいたところであります。

町としては、札内駅の無人化については改めて避けられないものと判断したところであり、無人化後も町民の皆様が安心して駅を利用できるよう、引き続きＪＲ北海道と緊密な連携を図りながら、公共交通機関の維持・向上に取り組んでまいります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年は、植付け期に不順な天候が続き、６月下旬から８月にかけて記録的な高温、少雨の天候となるなど、生産者の皆さんにとりましては、農作物の防除や家畜の暑熱対策などにおいて、ご苦労があったものと推察をしているところであります。

９月１日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年より３日早い７月１２日から収穫を始め、７月２６日に終えたところであり、１０アール当たりの粗原反収は、約１１．８俵と平年を上回る収量になる見込みとお聞きしております。

このほか、馬鈴しょは平年より１日早く生育しておりますが、７月までの少雨の影響による小玉化が懸念されており、てん菜は１日遅く、豆類は５日から８日ほど早く生育しておりますが、７月までの高温による影響が懸念されております。

また、飼料用作物では、１番草の収穫は収量・質ともに良好で、現在２番草の収穫期を迎えているところであり、サイレージ用とうもろこしは６日早く生育しているなど、良質な粗飼料の確保が期待されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後の収穫期に向け、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理により、農作業事故が無く、豊穣の秋を迎えられますことを心から願っております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

８月末現在における公共工事の発注済額は、65億5,880万円で、発注率にいたしますと89.49％となっております。

現在までのところ、忠類24号線、相川20号橋などの道路整備工事のほか、新あかしや南団地公営住宅建設工事、アイヌ文化拠点施設生活館棟及び展示館棟建設工事、まくべつ学園増築改修工事、認定こども園増築改修工事、幕別系緊急遮断弁設置工事などの発注を終えております。

今後は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事などの発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　これで、行政報告は終わりました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、報告第 12 号、「専決処分した事件の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第 12 号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の４ページをご覧ください。

専決処分第７号であります。

相川 20 号橋改修工事の工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る原契約は、予定価格が５千万円以上の工事に係る契約でありましたことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、令和６年６月の第２回町議会定例会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に設計内容変更の必要が生じ、加えて工期延長を要することとなりましたことから、本年３月の第１回町議会定例会において、補正予算に繰越明許費を設定し、３月 18 日付けで工事請負変更契約の締結を専決処分したところであります。

その後、再度の設計内容変更の必要が生じましたことから、６月 26 日付けで工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

令和２年３月に議決されました「地方自治法第 180 条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」の中の第４項「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の 10 分の１を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が 500 万円を超えるものを除く。」の規定に基づき、２度目の工事請負変更契約の締結を専決処分いたしましたので、地方自治法第 180 条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

本工事は、北海道が施行する旧途別川河川改修事業の補償工事として、仮設道路と仮橋の設置、既設橋梁の解体撤去を施工するものであります。図面左は、相川 20 号橋改修工事の平面図で上部が北方向であります。図面右上は、既設橋脚の側面図であります。図面右下は、仮設道路の標準断面図であります。

主な減額事由は、平面図中央の赤色で表示しております既設橋梁の中央部の橋脚を撤去するに際し、既設橋脚側面図に記載のとおり、既設橋脚が当初設計より 1.27 メートル深く設置されており、工事費の増額は避けられないことから、工事費の負担者であります北海道と協議し、本工事での撤去を見送り、今年度の橋梁架替工事・下部工の工期内の渇水期に撤去することとしたものであります。

一方、平面図左の水色で着色した仮設道路について、大型車両や農業車両が頻繁に通行している現況に鑑み、路肩及び法面の崩壊を回避するため、仮設道路標準断面図に記載のとおり、路肩の幅員を片側 50 センチメートルずつ拡幅したことから、相当する工事費が増額となりましたが、二つの工事費の相殺後、総額は減額となったものであります。

議案書の４ページをご覧ください。

１変更契約の目的は、相川 20 号橋改修工事であります。

２変更契約の金額は、変更前の金額１億 7，066 万５千円、変更後の金額１億 6，860 万８千円、減少額 205 万７千円、減少率 100 分の 1.205 であります。

３変更契約の相手方は、中川郡幕別町旭町９１番地藤原工業株式会社代表取締役　藤原　治氏であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第 12 号を終わります。

日程第４、報告第 13 号、「令和６年度 幕別町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第 13 号、令和６年度幕別町健全化判断比率の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の５ページをご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和６年度の実質赤字比率等の健全化判断比率を、監査委員からの審査意見を付けて、議会に報告するものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和７年８月 28 日付けで、「是正改善を要する事項」に関して「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

はじめに「実質赤字比率」であります。

算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字でありましたので、算定されておりません。

「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下、３特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計において、各会計の実質収支等が黒字でありましたので、算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。

令和６年度は 10.0 パーセントで、令和５年度の 9.8 パーセントに比べ、0.2 ポイント増加しております。

主な要因は、比率算定において「分子」となる「地方債の元利償還金」の増加であります。

次に、「将来負担比率」であります。

令和６年度は 75.1 パーセントで、令和５年度の 81.1 パーセントに比べ、6.0 ポイント減少しております。

主な要因は、「分子」に計上する地方債残高の減少と「分子」から控除する、起債償還元金に充当する公営住宅使用料の増加、加えて、標準税収の増加に伴う「分母」の増加であります。

算定された実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定める「早期健全化基準」を下回っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第 13 号を終わります。

日程第５、報告第 14 号、「令和６年度 幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について」及び日程第６、報告第 15 号、「令和６年度 幕別町下水道事業会計の資金不足比率の報告について」の２議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　「報告第 14 号令和６年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について」と「報告第 15 号令和６年度幕別町下水道事業会計の資金不足比率の報告について」を一括して、ご報告申し上げます。

議案書の６ページから７ページまでにわたっております。

この度の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定により、公営企業の会計ごとに、資金不足比率を監査委員からの審査意見を付けて議会に報告するものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和７年８月 28 日付けで、２つの会計のいずれにおいても、「是正改善を要する事項」に関して「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

２つの会計の「資金不足比率」は、いずれの会計も実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、２議件について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第 14 号及び報告第 15 号を終わります。

［委員会付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第７、議案第 95 号 及び 日程第８、議案第 96 号については、会議規則第 39 条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

異議なしと認めます。したがって、日程第７、議案第 95 号及び日程第８、議案第 96 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第７、議案第 95 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 95 号　工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 19 ページ、議案説明資料の 21 ページをご覧ください。

忠類第一幹線明渠排水路整備工事に係る工事請負契約が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 21 ページをご覧ください。

忠類第一幹線明渠排水路は、昭和 41 年から 54 年までの 14 年間で、北海道の普通河川改修補助事業により、忠類市街地の国道 236 号の東側を南北に流れる下チュウルイ川を積ブロック工法により整備した明渠排水路であります。

施工後 50 年以上が経過し、積ブロックが経年劣化により大きく内側に傾き、加えて脱落している箇所も生じ、老朽化が進んでおりますことから、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金を活用し、排水路を再整備しようとするものであります

整備工事位置図であります、右側が北方向で下流側であります。

図面中央の忠類北 11 線の錦橋周辺から、アルコ 236 周辺までの、整備工事全延長 928 メートルを当

初、令和６年度から８年度にかけて再整備する予定でありましたが、国の交付金の充当状況から、令和 11 年度を完成予定とする計画で進めております。

今年度の整備区間は、赤く表示しております 90.54 メートルであります。

22 ページをご覧ください。

工事平面図であります。

整備工事位置図と方角が異なり、反転しております。

右側が、南方向で上流側であります。

本年度は、赤く表示しております区間、令和６年度の工事終点を起点とし、上流の宝橋までの 90.54 メートルを再整備するものであります。

23 ページをご覧ください。

再整備する排水路の標準断面図であります。

図面下部に記載の、底板コンクリートと、その上部の積ブロック等を全て撤去し、水路の敷幅 3.0 メートル、深さ 1.6 メートルの排水路を整備するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の 19 ページをご覧ください。

１契約の目的は、忠類第一幹線明渠排水路整備工事であります。

２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。

本年８月 20 日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建設、幕別興業株式会社、株式会社下沢組、ナカムラ技建株式会社、の８者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、5,808 万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町忠類白銀町 205 番地１加藤建設株式会社代表取締役　加藤　茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。工期は、令和８年３月 10 日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第 96 号、「財産の取得について」を議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 96 号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 20 ページ、議案説明資料の 24 ページをご覧ください。

図書館システムの取得が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が 1,000 万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の 24 ページをご覧ください。

図書館システム購入に係るシステム構成を記載しております

図書館システムは、分館を含む図書館３館と移動図書館車、中学校５校の蔵書情報や貸出・返却などの利用情報を管理する蔵書管理システムとインターネットによる図書の貸出予約や、各種事業の開催情報を掲載するホームページを管理するウェブシステムなどにより構成されております。

現在の図書館システムは、平成 25 年度に導入後、令和２年度に機器を更新し、翌３年４月から運用

しており、導入から５年目を迎え、ハードウェアの保守委託の継続が困難な状況でありますことから、表の上段の「更新機器」に記載しております、「サーバ類」から「その他」までのハードウェアを更新しようとするものであります。

表の下から３行目の「貸出返却システム」から 25 ページの「学校図書館システム」までのソフトウェアは、継続して使用するシステムで、色で情報を表現する二次元バーコードのカメレオンコードを活用し、従来の図書分類法に捉われない蔵書管理や本棚構成を可能にする蔵書管理システムであります。

本システムとウェブシステムを連動させることにより、書籍の表紙と背表紙の自動生成ツールを活用した「バーチャル本棚」において書籍の紹介を行うものであります。

引き続き、現行の図書館システムのもとで図書サービスを提供するため、ハードウェアの更新と併せ、ソフトウェアについても現在のＩＣＴ環境に適合できる機能調整やカスタマイズを行うとともに、蔵書やホームページのデータ等を移行しようとするものであります。

議案書の 20 ページをご覧ください。

「１財産の名称及び数量」は、図書館システム一式であります。

「２取得の方法」は、随意契約であります。

カメレオンコードを活用した蔵書管理とインターネットとを連動させた図書館システムは、現行システムの導入業者のほかにないことに加え、ソフトウェアを継続使用することにより、更新・移行に係る経費の抑制を図るという観点に立ち、随意契約によることができる場合として地方自治法施行令に定めている「競争入札に付することが不利と認められるとき」に当たるものとして、現行の図書館システムの納入元で保守管理業務の委託先でありますケープレックス・インクを相手方とする、随意契約によることとしたものであります。

「３取得金額」は、3,106 万 5,117 円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされております。

町は、機器の選定、契約の相手方、取得金額の決定を行い、それをもとに、同組合と契約の相手方とが売買契約を締結し、納入業者から町へ物品の納入、同組合から納入業者への取得金額の支払いが行われ、その後に、町が同組合へ取得費用を半年賦払いにより支払うものであります。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和 12 年３月までで、借入利率は、1.10 パーセント、利子総額は、78 万 2,881 円であります。

「４取得の相手方」は、札幌市中央区北４条西６丁目北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野　孝夫（たなの　たかお）氏であります。

「５北海道市町村備考資金組合の契約の相手方」は東京都新宿区内藤町１の１１　内藤町ビルディング７階ケープレックス・インク　代表取締役、及川　一成　氏であります。

取得する財産の納期限は、令和８年２月 28 日と定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第９、陳情第５号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

ただ今、議題となっております、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

［委員会付託設置］

○議長（寺林俊幸）　日程第 10、認定第１号「令和６年度 幕別町一般会計決算認定について」から日程第 15、認定第６号、「令和６年度 幕別町下水道事業会計決算認定について」までの、６議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、あらかじめ配付のとおり、委員会条例 第５条及び第７条の規定により、議長 及び 議員選出監査委員を除く 16 人の委員で構成する、「令和６年度 幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法 第 98 条第１項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長 及び 議員選出監査委員を除く、16 人の委員で構成する「令和６年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第 98 条第１項の規定による検閲・検査権を付与することに、決定いたしました。

［休会］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議事の都合により、明９月４日から９月８日までの５日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、９月４日から９月８日までの５日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

なお、議会再開は９月９日、午前 10 時からであります。

11：33　散会

第３回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第３回幕別町議会定例会
（令和７年９月９日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
９　野原惠子　　10　石川康弘　　11　岡本　眞利子
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（６人）

会議録

令和７年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年９月９日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　９月９日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和（選挙管理委員会事務局長）	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司（選挙管理委員会書記長）	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	防災環境課長	半田　健
防災環境課参事	山岸伸雄	こども課長	山本　充
幕別認定こども園園長	渡部真矢子	都市計画課長	松井公博
保健福祉課長	北原正喜	学校教育課長	酒井貴範
生涯学習課長	谷口英将	図書館長	川瀬真由美
学校給食センター所長	守屋敦史		

ほか、関係係長

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

９　野原惠子　　10　石川康弘　　11　岡本　眞利子

議事の経過

（令和７年９月９日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］
○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、あらかじめ配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、９番野原議員、10 番石川議員、11 番岡本議員を指名いたします。

［諸般の報告］
○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をさせます。
議会事務局長。
○議会事務局長（佐藤勝博）　17 番藤原議員から、本日遅参する旨、連絡を受けておりますので、ご報告いたします。
○議長（寺林俊幸）　これで、諸般の報告を終わります。

［一般質問］
○議長（寺林俊幸）　日程第２、これより一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。
最初に、藤谷謹至議員の発言を許します。
藤谷謹至議員。
○13 番（藤谷謹至）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
忠類地域における地域公共交通をどのように構築していくのか。
国鉄広尾線が昭和 62 年２月１日に全線廃止となり、以後忠類地域の交通手段は十勝バスのみとなり、通学・通院・買物など重要な役割を果たしております。
しかしながら、近年の運転手不足、運行コストの上昇、コロナ禍以降の乗車人数の減少等により、運行事業者の経営も厳しい状況にあります。また、十勝バス広尾線はダイヤ改正により令和５年８月に 14 便から 12 便に減便し、うち４便は土日祝日運休であります。さらに今年６月から都市間バスを除く十勝バスの路線バス（一部を除く）で運賃改定が行われました。高齢化が進み車を持たない交通弱者にとって減便や運賃値上げは深刻な問題であります。
幕別町は町民の移動ニーズに合った持続可能な公共交通体系を構築するために、「幕別町地域公共交通計画」を令和６年４月に策定しました。コミュニティバス、予約型乗合タクシーの範囲外で地域内移動の手段がない忠類地域の地域公共交通をどのように構築していくのか､以下の点について伺う。
（１）十勝バス減便、運賃値上げに対する町の見解は。

（２）忠類地域の高齢化の推移及び交通弱者の現状、高齢者の困り事をどのように把握しようとしているのか。

（３）忠類地域における地域内交通の代替えとして有効な外出支援サービス、スクールバス住民利用の利用実態は。

（４）忠類地域を持続可能な地域とするためには地域住民の足を確保することが大切であると考えます。

幕別町地域公共交通計画では、既存の公共交通と競合しない形での多様な交通モード（自家用有償旅客運送など）の導入の可能性について検討を進めるとあるが、計画期間内での進め方の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「忠類地域における地域公共交通をどのように構築していくのか」についてであります。

忠類地域の公共交通は、旧国鉄広尾線が昭和５年 10 月 10 日、中札内駅から大樹駅間が延伸されたことに伴い、その中間駅として開業した忠類駅とともに始まりましたが、旧国鉄広尾線は、57 年「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法」に基づく合理化計画の第二次赤字廃止線の対象となり、62 年２月１日全線廃止となりました。

路線バスにつきましては、昭和 30 年から 59 年まで旧国鉄バス大樹生花線（大樹～忠類～生花）が運行するとともに、37 年には十勝バスが大樹～忠類～更別～中札内経由帯広行きの新線を開業したことにより、大樹忠類間の路線バスは２社による運行となり、44 年には国鉄バスが２往復、十勝バスが上り８便、下り６便が運行されていました。

しかしながら、時代の経過とともに地域の交通を取り巻く状況は変貌し、現在では、十勝バスが唯一の広域公共交通としてその役割を果たしています。

ご質問の１点目、「十勝バスの減便、運賃値上げに対する町の見解は」についてであります。

十勝バス広尾線の減便については、運行事業者である十勝バス株式会社が令和５年８月 22 日にダイヤ改正を実施し、平日運行を 14 便から 12 便に、土日祝日運行を 10 便から８便にそれぞれ２便減便しました。

また、運賃の値上げについては、令和７年３月 12 日にバス運行事業者が設定可能な上限運賃と一般乗合バス路線の運賃改定を、北海道運輸局に対して申請し、５月 19 日に認可を受け、６月２日から実施されたことにより、初乗り運賃が 140 円から 180 円となったところであります。

ダイヤ改正に当たっては、広尾線の沿線自治体１市３町２村で構成する「広尾線バス輸送確保対策協議会」が、将来にわたり持続可能な公共交通の確保を目指し、「ダイヤ改正検討部会」を設置して、乗降調査やアンケート調査などを実施し、減便やダイヤ改正に関する検討結果を踏まえ、令和５年のダイヤ改正に至った経緯があります。

町としては、通学、通勤、通院など、地域住民が日常生活を送る上で不可欠な時間帯の運行は死守しなければならないと考えておりますが、これを除く時間帯の減便や運賃の改定については、バス路線を維持することを最優先に考えると、やむを得ない措置であったと認識しております。

ご質問の２点目、「忠類地域の高齢化の推移及び交通弱者の現状、高齢者の困り事をどのように把握しようとしているのか」についてであります。

初めに、忠類地域の高齢化の推移についてでありますが、５年前の令和２年３月末と本年３月末との比較で申し上げますと、２年３月末の人口が 1,500 人、65 歳以上の人口が 576 人で高齢化率が 38.4 パーセントであったのに対し、本年３月末の人口が 1,308 人、65 歳以上の人口が 521 人で高齢化率が 39.8 パーセントとなっており、65 歳以上の人口は 55 人減少しておりますが、高齢化率では 1.4 ポイント上昇している状況にあります。

次に、交通弱者の現状と高齢者の困り事の把握については、民生委員等を通じての相談や地域包括支援センターの総合相談事業の中で、通院や買物への移動手段等を含めた困り事を、本人や家族、地

域の方から情報提供や相談を受けており、令和６年度の実績では、介護予防、在宅介護に関する相談等が 52 人から 106 件あったところであり､そのうち３人が外出支援サービスの利用へとつながっております。

また、75 歳、80 歳代の偶数年齢、90 歳以上で介護サービスを受けていない方に対し、毎年「介護予防生活実態調査」を実施し、高齢者サービスを周知するとともに、生活上の困り事の把握に努めているところであり、令和６年度の実績では、108 人に調査票を送付し、このうち困り事があると回答した 12 人に対して電話または職員が直接訪問し、介護申請、介護補完事業の利用の説明や、困り事に関してのお話を伺ったところであります。

ご質問の３点目、「忠類地域における地域内交通の代替えとして有効な外出支援サービス、スクールバス住民利用の利用実態は」についてであります。

外出支援サービスは介護保険補完事業の一つとして、日常生活上の行動範囲の拡大や支援を行うもので、入院や施設に入所していない 65 歳以上の一人暮らしの高齢者と 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属し、身体が虚弱等の理由により公共交通機関での移動が困難な方を対象に実施しております。

忠類地域での令和６年度の利用実績といたしましては、利用者数は 16 人、延べサービス回数は 138 回で利用者の全てが病院の受診となっており、受診先の地域と利用回数、割合では、忠類診療所及び歯科診療所の利用が 46 回の 33.3 パーセント、大樹町の医療機関の利用が 66 回の 47.8 パーセント、帯広市の医療機関の利用が 26 回の 18.9 パーセントでありました。

また、スクールバスの住民利用につきましては、事前に登録が必要となりますが、児童生徒の利用に支障のない範囲において全ての路線で利用が可能となっており、毎年４月に広報紙での周知を図っているところでありますが、忠類地域での利用実績はありませんでした。

ご質問の４点目、「幕別町地域公共交通計画では、既存の公共交通と競合しない形での多様な交通モード（自家用有償旅客運送など）の導入の可能性について検討を進めるとあるが、計画期間内での進め方の考えは」についてであります。

町では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第５条に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、令和６年４月に令和６年度から 10 年度までの５か年を計画期間とする、「幕別町地域公共交通計画」を策定したところであります。

本計画においては、行政区域内での移動に関する公共交通計画として、忠類地域に限らず、幕別地域、札内地域においても農村部と市街地を結ぶ多様な移動手段について検討を進めるとしたものでありますが、行政区域を越えた生活圏全体での移動を視野に入れた公共交通のあり方についても、検討が必要であると考えております。

忠類地域については、地域住民の日常生活における移動状況を把握するため、令和５年 11 月 20 日に忠類地域の町内会長、12 月 20 日に忠類地域住民会議の委員と意見交換を行い、忠類地域の移動実態の把握に努めたところであります。

この結果、「忠類地域内で完結する公共交通では生活圏がカバーできない」「バス停への乗り継ぎ支援は現実的ではない」「柔軟な活用ができる交通手段が必要」といった課題や傾向が見られましたことから、これらを一つでも解消するための方策（案）を作成し、町内会長連絡協議会や忠類地域住民会議のご意見を伺いながら、忠類地域の公共交通についての方向性を見いだせればと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　それでは、再質問をさせていただきます。

新聞報道や何かで十勝バスについては減便また社長交代など、いろんな経営が厳しいということは報道等で示されているところであります。

十勝バス、減便、値上げの社会的背景とか、広尾線バス輸送確保対策協議会において、持続可能な

公共交通の確保に向けた協議、調査が行われていた結果、やむを得なく減便するという経緯は分かってございます。また、鉄道路線がない唯一の南十勝の住民の重要な公共交通を維持するためには、やむを得ないという考えは私も同じであります。

答弁の中で、通学、通勤、通院など、地域住民が日常生活を行う上で不可欠な時間帯の運行は死守すると、これは当然であります。しかしながら、運賃の値上げに関しては、この物価高騰に加えて、利用する住民にとっては大変厳しい問題だというふうに捉えてございます。例えば、忠類から帯広バスターミナルまでの片道の運賃が 1,170 円から 1,350 円に、往復で 2,340 円から 2,700 円になりました。広尾線は、帯広第一病院とか、北斗病院は途中下車して行けます。そこから距離はありますから、足の不自由な方はバスの接続もあるはずです。多分 250 円ぐらいかかる。あるいはタクシーでの移動ということになると思います。

ただ、十勝でのこの病院の利用は、いろいろ交通計画を調べてみると、帯広厚生病院の利用が大体多いわけでございまして、帯広厚生病院、帯広協会病院などは乗り継ぎとか、あとそれこそやっぱりタクシーの利用になるというふうに考えます。さらに帯広－忠類間、乗車時間が１時間 46 分、約２時間です。往復で４時間。移動時間だけでこれだけかかるわけです。さらに今年みたいに暑いときは、行くだけでもう疲れ果てて、病気を治す状態ではないというふうに私も考えるわけです。

このバスの減便、特にバスの乗車の料金の上昇について、町としてどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今回の運賃のお話でありますけれども、これはもう令和４年から今年まで、食料品などを考えても９万品目からの値上げになっているわけで、運賃もそうですし、日常で使う食料品もそうでありますので、これは町で何か示してと言ってもなかなかできるものではなくて、私は、これは国民すべからくでありますし、事業者もそうでありますので、そこはやっぱり国の責任においてしっかりと信用すべき範疇のものであるというふうに考えております。ですから、支援ができればそれはいいのですけれども、それは町の今の財政、町の責任範囲としては難しいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　それはよく分かるのですけれども、幕別町ホームページに町長への手紙というのがありますよね。令和２年において、忠類地域の住民から、ほかの自治体で行っているような路線バスの割引乗車券についての要望が出されていました。町長の返信内容は、本町における路線バスの利用促進にあっては、目的地までの移動に要する時間が長いことや便数が少ないなど、都市間との利便性の違いに大きな要因があって、高齢者の運賃を無料にすることで直接的に利用者の掘り起こしにつながる効果はなくて、地域のニーズもこれまでなかったと。このことから現在のところ路線バスの利用割引制度を設けるつもりはないというふうに返信しております。

通院等で路線バスを利用することが困難な 65 歳以上の高齢者の方には外出支援サービス、十勝管内の医療として、十勝管内の医療機関や町内の買物、大樹町への買物などにワゴン車などにより無料で送迎する外出支援サービスを行っているから、そちらを使ってくださいという回答なのですけれども、ほかの２番、３番にもこれ関わってくるのですけれども、外出支援サービスというのは、これ利用者限定されていますよね。多分町長に宛てた手紙の方は、この外出支援サービスは多分利用できない方の要望だというふうに思っています。高齢化が一層進む状況の中で、今後においても高齢者の外出支援や路線バスの利用促進、利便性の向上について意見や先進事例を参考として、限られた財源で最大限の効果が発揮できるよう、その時々に合った制度の調査研究を行うという町長の返信でございます。

十勝バスでも運転免許を自主返納された方 60 歳以上に対して半額助成、割引。帯広市では、70 歳以上の高齢者を対象に市内の路線バスを無料で乗車できる高齢者バス無料乗車証。中札内村では、高齢者民間バス運賃助成事業ということで、高齢者の日常支援のほかに、社会参加や健康づくりなどの外出の機会を多く持てるような唯一の公共機関である路線バスの運賃助成、対象者は 70 歳以上で中札

内村に住民登録のある方、利用区間は十勝バス広尾線で中札内村で乗車また降車区間、助成額は基本無料で、乗車できるバス乗車券を発行と。幕別町では、幕別の札内地区には免許返納者に対してはコミバスがあると。免許返納者に対しては無料で利用できる助成制度があります。さらに幕別町地域公共交通計画では、運転免許証を自主返納することへの一層の動機づけとなるように、免許返納者の配偶者についても、一定の条件を満たす場合は、コミュニティバスの割引を受けられる配偶者割引制度、これは仮想でございますけれども、創設を検討するというふうに記載されております。

しかしながら、忠類地区においては、免許返納しても同様の助成が一切ない。地域間で不公平感が生じているのではないかというふうに考えておりますけれども。繰り返しになりますけれども、十勝バスの運賃に対する町としての独自の割引制度、これ考えられないのか。また、平成29年6月に私、一般質問しておりますけれども、自主返納者に対して不公平感があるのではないかという質問に対して、全町的に恩恵が及ぶような対策が必要であるというふうに町長答弁されています。その辺はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　十勝バス利用者に対する支援、各市町村においては行われているということでありますけれども、忠類地域の利用実態、あるいは住民ニーズ、あるいは住民会議だったり、公区長連絡協議会ですけれども、こういったところの話を総合的に考えますと、農村部から市街地までの交通の確保はあまり意味がない。むしろ忠類を起点として、特に大樹に対する支援、交通網の整備というか、足の確保が必要であるということでありますので、そこをやっぱり今後何とかしなければならない。バス利用者はそんなにいると思っておりませんし、外出支援サービスも実は本当に少ないのですよね。今までであれば月2.5回利用できるところが、0.72回しか利用されていないという実態がありますので、まずは外出支援サービスで利用できる方は利用していただく、それの情報提供というものの周知もしっかりやった中で、そして忠類の市街地から特に大樹辺りの足の確保というのを、私は考えなければならないというふうに思っていまして、今のところというか今までもそうですが、公共交通機関に対する助成というのは、これやり出すと全部やらなければならないということもありますし、利用があまり多くないということを考えますと、むしろ先ほど申し上げたように、忠類から大樹の足の確保というのが一番重要だろうというふうに思っていますので、一番最後で次の質問、最後の質問ですね、お答えしたように、まずはどういう形がいいのかという案を作成した上で、高齢者であったり、町内会連絡会議であったり、あるいは住民会議の意見を聞きながら固めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　住民会議、町内会連絡会議の方々の意見を聞くのも重要だと思うのですけれども、本当に重要なのは、移動に困っている方々だと思うのですよね。その人たちの意見をどういうふうに聞いていくか、このことが重要だというふうに考えます。

助成制度に関しては、町長の考えは分かりますけれども、ほかの町村で、私が言っているのは、免許返納者に対して公平感がないのではないか。忠類の住民に対するコミバス、予約型乗合タクシーがない中で、忠類は、そしたら何に対して助成してくれるのだという公平感がないのではないか。住民の皆さんからも、いや、幕別、札内、コミバスあっていいねという声は実際聞くのですよ。だから、その辺の、忠類地区は公共交通がもう広尾線しかないと、その特別な地域情勢にあって、こういう割引制度をしますという特例を設けていただければ、ほかの住民に対しても説明がつくと思うのですけれども、この辺はあまり突っ込まないで考えていただきたい。次に行きます。

今のことにも考えられるのですけれども、関連するのですけれども、高齢化の推移、交通弱者の現状、困り事をどのように把握しているかということでございます。

昨日、町長と一緒に忠類の敬老会に出てきたわけなのですけれども、先ほどの答弁では、65歳以上の人521人、これからもさらに高齢化率は上昇していくでしょうし、交通弱者というのも当然増えていくものだろう、これは仕方のないことかなというふうに思います。昨日行われた忠類敬老会では、

75 歳以上の方に対して 268 人で案内をして、そのうち 58 人、欠席の方もいらっしゃいましたけれども、58 人が出席された。ここでちょっと聞きたいのは、そのうち外出支援サービス、次の問いにも、設問にも関わるのですけれども、外出支援サービスを受けている 16 人の方のうち、この敬老会に外出支援サービスを使われた方は何人いるのかちょっとお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜）　昨日の敬老会のほうに外出支援サービスにより出席された方については、ゼロでございます。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　分かりました。ここでは確認だけさせてもらいます。

その 268 人に案内して 58 人と、この残り、欠席された方の理由について何か把握しているようなことで、例年同じようにはがきとか案内はされているのでしょうけれども、その理由を実態調査された経過はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜）　欠席理由については、特別伺っていない状態でございます。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　これを聞いたのは、参加者の中から送迎があればもっと参加者が増えるのになという声が聞かれたわけです。例えば、栄町辺りは公営住宅に高齢者の方いっぱいいらっしゃいますよね、白銀町もそうであります。そこから総合支所に歩いて行く、元気な方は歩いていただきたい、だけれども行けない人も多数いるのではないかというふうな気がします。あれば出席したいという方が結構いるのでないかなと思うのですけれども、コミバスがない忠類地域においては、町内会全域で行う行事ですから、各行政区が集まって一堂に会して行う行事ですから、その辺の送迎を実施する考えはないのか、その辺をお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、忠類のお話なのですが、実は昨日の敬老会を見ても出席率 21.6 パーセントなのです。私は多いなと思っております。そういう認識はあります。というのは、忠類地域は昔から住民同士の付き合いが、交流が深いというそういう地域でもありますけれども、ほかの幕別、札内の敬老会だったり、老人クラブの新年会を見ますと、本当に出席率が少ない、１割行くか行かないかぐらいなわけであります。では、ここに全部バスを出せば来るかといったら、別にそうでもないし、コミバス使えるにもかかわらず来ないという実態がありますので、それバスを出すことによって多少は増えるかもしれません。それは何人になるのか何十人になるのか分かりませんけれども、果たしてそれが効果的なのかどうなのかということになると、どこまでお金を出せるかということにもなるわけでありまして、どちらかというと誘い合わせていただきながら車で来られないのかなと。昨日来ていた方は、本当に健康な方ばっかりでありましたから、では多少足が不自由であっても、バスを出せば来てくれるのかなとなったときに、なかなかこれ難しいのかなと。やっぱり出てみようという意識の問題がまずあって、そこから、では足はないけれども、では隣の人に頼んでみようとか、友達に頼んでみようというふうになってくるのかなというふうに思っていますので、出すに越したことはないでしょうけれども、そこの費用対効果ということを考えたときに、これはちょっと難しいなと。これ忠類地域だけの話ではありませんので、そこは難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　住民の足というのは、費用対効果というか、そういう観点で考えるべきものはなくて、やはり行きたいという気持ちがある方に対して、行政サービスとして行うものだというふうに思うのです。やはり足があれば行きたいという人が、結構私聞くわけです。

それで、昨日、帰りを見ましたけれども、階段もようやっと下りる方、手を添えて下に下りる方、その方を連れて高齢者が運転してお送りすると。これ、もし何かあったときには、これは事故を起こした場合は、ちょっとやはり危険なわけですよ。せっかくの敬老会が台なしになる可能性だってある

と。１回ですよ。９月８日ですか、昨日。１回往復出して、１回ぐらいこれやってみたら私はいいと思うのです。先ほど案内出している 268 人、この状況の中で、バスがあれば来れるかという方の調査もされたほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これイベントに対する足の確保ということになりますので、地域の公共交通を張り巡らせるというか、そういう問題ではありませんので、その辺、私もどれだけいるか分かりませんので、アンケートを取るというか、調査をすることは否定するものではありませんけれども、そうなったときに、では忠類地域だけでいいのか、全町的にどうするのかという問題が必ず出てくるわけでありますから、その足の確保に費用対効果がないのではなくて、我々のサービスは全てにおいて費用対効果というのは、当然考えなければならないわけでありますから、そこは十分全体の中で考えなければならないものであるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　札内、幕別の方は、コミバスがあるからそれを使ってもらえばいいと私は思っているのです。コミバスのことをいったら、費用対効果といったら、やはりそれだけの費用対効果はない、私はかえって低いものではないかと、だけれども必要なものであるというところだと思っています。その辺ですので、ぜひ忠類地域の敬老会に対しては、送迎サービス考えていただきたいというふうに思います。

　次、３番目、忠類地域における地域内交通の代替えとして有効な外出支援サービスの関係ですけれども、忠類、サービス利用者が 16 人、延べ回数が 138 回ということであります。これ、実際に登録されている人数は何人になるのか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜）　令和６年度に登録されている人数につきましては、23 人になります。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　７人の方がこれ利用されていないということになると思うのですけれども、その理由は把握されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜）　登録に当たっては、通院１回で終わってしまう方もいるような状態でありますので、継続的に通院という部分だけではなく、帯広の病院に通院１回だけ、通院というか診察受けに行って、その後利用がないとか、あとは公共交通機関がまた利用できるようになるというような状況だと考えております。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至）　それで、利用されている方のほとんどが病院の利用という町長の答弁でございました。これは利用者の方々からちょっと聞いた話なのですけれども、大樹の病院に外出支援サービスに行ったと。その帰りに買物に寄っていただけないかというふうに聞いたところ、これは制度が別なので無理だと、そういう話も聞いたことあります。通院は通院で１回というカウントになると思っております。これでは病院送迎サービスという格好になると思うのですよね。買物は買物でこれ利用すると、回数１回というふうになりますけれども、平成 25 年から月２回が、今回、月３回、２か月で５回と拡充されたと。もう少しこの制度の見直し、使い勝手のよさ、利用者基準の拡大等に考えはあるのかどうか、考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜）　現在、外出支援サービスの実施においては、実施要綱に従った形で、全町一つの要綱ですね、そちらのほうで運用を行っている状況になりますので、申込み時点においては、利用目的１回について一つの目的という形で委託をかけているところでございます。その間、忠類地域、帯広に行って距離が長いとか、そういう部分もありますので、その部分については、トイレに立ち寄るとか、そういう部分では運用できるかとは思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これ制度は１回つくったから、ずっと永遠のものではありませんので、その時々のニーズに従って柔軟な改正をすべきだというふうに思いますので、改めてニーズを把握した上で、変えるものは変えていくということは必要だろうというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。
○13 番（藤谷謹至）　やはり大樹町の病院に行ったら、大樹町立病院とコスモールというのは非常に近いわけです。帰りに寄ってくる道路沿いでありますよね。であるのであれば、やはり町長言ったように、もっと柔軟的な運用の仕方を考えていただきたいし、これ制度上がちがちで法令遵守ということであれば、これは難しいということであれば、これをどうするのかちょっと分かりませんけれども、これ柔軟に対応していただきたい。利用者の範囲については、この外出支援サービスの事業内容ですね、利用対象者の住居から十勝管内の病院の通院、入院、退院及び機能回復訓練、これはマルですよね。次、公的機関及び福祉団体が実施する行事等の参加、これはほとんどないと、バツですよね。幕別町または帯広市への買物、理美容、趣味の会合等の社会参加、これもバツですよね。この利用の範囲、これの柔軟的な利用をお願いしたいと思います。
　１点、ホームページで投票区の再編に合わせて、移動支援というところが広報に載ってございました。コミバスの臨時運行の拡大と運賃の無償化ということで、これまで期日投票前、期間中の臨時運行を拡大して、投票日当日も運行すると。期日指定乗合型巡回車、これ新規の事業でございますけれども、統廃合した農村地区の旧投票区と忠類地区を対象に、自宅と期日前投票所を公用車で無料送迎したと。これを何人利用されたのか、これ周知の方法は、利用対象者、これについてお尋ねします。
○議長（寺林俊幸）　選挙管理委員会書記長。
○選挙管理委員会書記長（西田建司）　ただ今ご質問ありました今回の選挙、前回の参議院選挙になるのですけれども、今もお話ありましたコミュニティバスの利用の関係、そして期日指定乗合型の巡回の送迎と、あと外出支援サービスの拡充ということのこの３点の移動支援に取り組んだわけなのですけれども、今お話ありました期日指定の乗合いのこちらについては、周知のほうは広報だとか、さまざまな方法で周知は行いましたけれども、実際こちらのほうの利用はなかったところでございます。２回を想定して運行するような準備はしたのですけれども、申込みがなかったということでありませんでした。
　実は、先ほどからお話ある外出支援サービスのほうも、そちらのほうも拡充してまいりましたけれども、今すみません、選挙のことでしたのでちょっと手元に資料がございませんけれども、若干名の利用があったと。これは忠類地域もそうなのですけれども、こちら幕別地域もということで確認しているところであります。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（北原正喜）　今、総務課長のほうから外出支援サービスのほう、手元にデータがないということでしたけれども、忠類地域におきましては、３件の利用が今回の選挙においてございました。いずれも期日前投票です。当日の利用はなかったということで、過去からの登録者の方３名が利用されております。
○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。
○13 番（藤谷謹至）　今３件というの、これ外出支援サービスを利用された方ですか。期日指定合型巡回車というのは、これは利用がなかったということですね。これ、せっかくのいい事業だと思うのですけれども、これは今後も続けていく考えなのか。もっとこれ利用者を増やすために何か方策は考えていないのか、２点だけお伺いします。
○議長（寺林俊幸）　選挙管理委員会書記長。
○選挙管理委員会書記長（西田建司）　期日指定型の巡回の乗合いの送迎なのですけれども、今回、投票区の再編ということがありましたものですから、まずはそういった再編になった地域の 65 歳以上の

方を対象にということで、車をお持ちでない方、免許をお持ちでない方ということで対象にやったところなのですけれども、併せて忠類地域のほうも対象地域ということで、コミュニティバスも運行していないということで広げさせていただいたのですけれども、今回利用者がなかったと。こういったいろんな選挙の時期もあろうかと思いますけれども、今回がなかったので、すぐ次回の選挙でそれをなくしてしまうということは、今のところ選挙管理委員会としても考えてはいないですけれども、何年間かやった中で検証しながら、この先というのを見据えていきたいというふうには考えているところであります。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　ぜひいい事業だと思いますので、これ周知して、利用者を増やしていただいて、継続していただければと思っております。

最後の４番目の、幕別町地域公共交通計画では、既存の公共交通と競合しない形での多様な交通モード（自家用有償旅客運送など）の導入の可能性についての検討を進めるというところでございますけれども、コミバスのこの運行、忠類地域の公共交通の質問に関しましては、平成27年の６月と、平成29年の６月に一般質問で町長に質問したところでございますけれども、平成27年、合併後10年を経過した時点でありました。当時の町長の答弁では、高齢化が進行している忠類地域においても、自家用車による移動が困難になる方が増加していくものと考えられるので、地域の意見を伺いながら、公共交通のあり方について検討していきたいという答弁でございました。それに、さらに今回、公共交通計画が作成されて10年が経過しているわけです。合併後20年になろうとしているわけでございます。忠類地域の公共交通の空白地域という現状を、十二分に認識されているとは思うのですけれども、なかなか地域公共交通が確立されていかないと。外出支援サービス等、スクールバスの現状を追って対応していきたい、それを拡充していきたいという答弁でございましたけれども、もうそろそろ考えていただけないかなという考えでございます。

やはり先ほど来言っているように、幕別地域の中の地域公共交通の確立ということで、公区を渡って移動するということが必要なことで、今回の公共交通計画が策定されたと思いますけれども、さらに新聞報道では、医療機関への足の円滑化ということで、１市３町で新交通サービスの調査ということで、国交省の地域生活圏形成リーディング事業、６月17日付でということになっております。事業費の上限約2,800万円、さらにこの幕別町のコミバス、乗合型タクシーが充実していくと。これを読んでも忠類地域は枠内に入ってくるのかなという感じは持ってございます。というのは、広尾線バス輸送確保対策協議会という枠があるので、そちらのほうの交通ネットワークとの競合になると思うのですけれども、その辺の町長の所見、考え方について、ひとつお伺いしたい。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　帯広圏で出た国交省の補助事業での調査については、やはり帯広圏の中で、あるいは十勝圏の中で、第三次医療圏の病院は帯広厚生病院しかありませんので、そこに対するやっぱり需要というのは相当高いだろうということがあって、高いのですが、ではその需要はいかほどあるのかなということは全く分かっていないものですから、そこの帯広厚生病院までのニーズがどれだけあるのかというところを中心に調査をしようということなので、それはそれでやるしかないのだろうと思いますけれども、そこの中でも忠類地域が入ってくるかといったら、やはりそこに入ってくるというのはなかなか難しい。むしろ私は、日常的に忠類地域は大樹町に依存している部分がありますので、そこを幕別町の公共交通協議会の中に大樹地域も入れるのか、あるいは大樹の中に忠類地域を入れるのかは別にしても、忠類地域を一番住民の皆さんが必要としているところのエリアに入れた中で、公共交通を確立できないのか。それが多分一番忠類地域の住民が望んでいることなのだろうなというふうに思っていまして、これは結構ハードルが高いとは思っておりますけれども、ただこれを本当に膝を突き合せて許可官庁と協議したこともありませんので、そこはしっかりと我々の考え方、要望を訴えていきながら、どういったことができるのか、どういった交通体系が確立できるのかということについては、今後しっかりと検討していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。
○13 番（藤谷謹至）　ぜひとも早く計画を立てていっていただきたいと思います。
　４番目の計画、方策案ですね。方策案を住民会議、町内会連絡会議に諮って方策案を作成すると。先ほども言いましたけれども、この住民会議、公区長連絡協議会等も重要だと思うのですけれども、やはりその地域の困っている方々の声を拾っていただいて、その計画につなげていっていただきたいというふうに思っております。
　こういう方がいらっしゃいました。旦那さんが車の免許を自主返納されて、忠類の町の中に買物に行くと。そのときに十勝バスの広尾線の下りで、せせらぎ団地の方ですけれども、忠類総合支所の入り口で乗車されて、忠類バス停留所で降車されて買物に来られたと。バス賃は、これ一区画だから 180 円ですね。帰りどうされるのですかと言ったら、またバスに乗って忠類総合支所入り口まで行ってそれで帰ります。そういう方が現実的にいらっしゃるわけです。ぜひそういう方々、交通弱者の声を拾っていただいて、忠類地域の公共交通を確立していただきたいというふうに思っております。
　自家用有償旅客運送について１点だけ、これは運行主体となることができる者として挙げられているのが、自治体と NPO 法人、一般社団法人または一般財団法人、地方自治法に規定する認可地縁団体、農業協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会であります。国土交通省の北海道運輸局の帯広運輸局に、忠類地域の自家用有償旅客事業の可能性について問合せしましたところ、町がこうすると方針を決めることが重要だというふうな返答をいただきました。困難であるならば、例えば地域の有志で NPO 法人を設立して、受皿をつくっていくことが必要と考えておりますけれども、町としてそういうふうな思いがあるのか、お伺いします。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　一つの方策としては考えられるものだというふうに思っております。それと、先ほど来申し上げていますデマンド型のタクシーですね。これはドア・ツー・ドアなので、私は一番ニーズに合っているなと思います。有償運行はもちろんドア・ツー・ドアになりますので。ただ、方策としては、私は二つあるのかなと。こういったことも含めて、どういうことが可能なのか案を作成して、皆さん方と協議をして、ひとつ案を固めていきたいというふうに思っております。
○13 番（藤谷謹至）　終わります。
○議長（寺林俊幸）　以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。
　この際、11 時５分まで休憩いたします。

10：58　休憩
11：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　次に、塚本逸彦議員の発言を許します。
　塚本逸彦議員。
○２番（塚本逸彦）　通告に従いまして、質問させていただきます。
　１、へき地小中学校の修学旅行への支援について。
　町内へき地の小中学校では、昨年３月末に閉校した古舞小学校に加え、来年３月末には途別小学校が閉校となるなど、今後も児童・生徒数の減少が予想され、修学旅行における割高な費用負担が保護者にのしかかることが懸念される。また、旅行業者から取扱いを断られ教職員による手配や支払い等、業務負担が増す可能性も大きいことから、以下の点について伺う。
　（１）修学旅行において、旅行業者から少人数を理由に取扱いを断られる事態があることについて、町として実態を把握し、支援策を講じているのか。
　（２）中学校の修学旅行に対する町の補助制度の内容と、小学校との制度的な差異について、町の考えは。

（３）へき地小学校の少人数による宿泊費・バス代の高騰に伴う１人当たりの費用負担の増加について、町として支援する考えは。

２、市街化調整区域の見直しについて。

帯広圏都市計画区域の下、市街化調整区域が指定されているが、人口減少や社会環境の変化により地域のまちづくりにそぐわない状況と認識している。区域内の空き家の店舗等への転用も規制があり難しい中、空き家の購入や新築に際しては、住宅ローンが難航する場合があるなど利活用の阻害となっている。

今年度末で閉校となる途別小学校は市街化調整区域内に位置しており、そのことによる制約が再利用計画の妨げにもなっており、地元住民の意見も踏まえながら、柔軟な見直しを図るべきではないかと考えることから、以下の点について伺う。

（１）市街化調整区域内の空き家等の利活用（店舗等への転用）について、都市計画法上の制約により断念した相談事例は。

（２）制定当時と現在の社会環境の違いを踏まえ、市街化調整区域の見直しについて、町としての基本的な考え方は。

（３）町内全体の見直しが困難であるとの認識のもと、途別小学校の建物を核とした「小さな拠点づくり（国土交通省）」等の考え方を導入することで、地域の生活サービス機能や交流拠点として再活用することは可能か。制度や町の都市計画との整合性を踏まえた考えは、でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　塚本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目につきまして、答弁させていただきます。

「へき地小中学校の修学旅行への支援について」であります。

小中学校の修学旅行につきましては、学習指導要領において特別活動の中で取り組む学校行事として行われている教育活動であり、さらには社会・理科・道徳・総合学習などの各教科と横断的に関係する取組であり、各学校の教育課程に位置づけて取り組まれている活動であります。

平素とは異なる生活環境の中で見聞を広げ、自然や文化に親しむとともに、より良い人間関係を築くなど、集団生活や公衆道徳などの経験を積むことを目的としており、集団行動や体験的な活動を通して、児童生徒の健やかな成長を促進する役割を担う重要な取組となっております。

ご質問の１点目、「修学旅行において、旅行業者から少人数を理由に取扱いを断られる事態があることについて、町として実態を把握し、支援策を講じているのか」についてであります。

修学旅行は主に最終学年である小学校６年生と中学校３年生で実施しており、各学校では旅行業者に交通機関や宿泊先の手配、行程の組立てなど、旅行に関わる手続を依頼している実態にあります。

しかしながら、新型コロナウィルス感染症が５類へ移行して以降、徐々に観光需要の高まりが見られるようになり、最近では物価高騰や運送業界における人手不足の影響などから、修学旅行の受入れを敬遠する業者が現れているといった報道がされているところであります。

町内においても、一部の学校において２年前に修学旅行の予約を依頼したところ、少人数であることを理由に断られた事例が確認されておりますが、交通機関や宿泊先を個別に手配したとお伺いしております。

また、町内の小規模校である糠内小学校、明倫小学校及び途別小学校では、複式での学級編制であることや少しでも多い人数での参加となることを考慮し、従前から３校の合同により５、６年生を参加対象として隔年で実施しているところであります。

修学旅行につきましては、各学校の教育課程に位置づけられていることから、教育委員会が関わることについては、学校の自主性を損なうことのないよう慎重に対応する必要がありますが、修学旅行を取り巻く環境の変化を受け、校長会において各学校の取組等の情報共有を図っており、あわせて今

後の修学旅行の取組方についても議論を進めている状況にありますことから、必要に応じて連携を図りながら、関わってまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「中学校の修学旅行に対する町の補助制度の内容と、小学校との制度的な差異について、町の考えは」と、ご質問の３点目、「へき地小学校の少人数による宿泊費・バス代の高騰に伴う１人当たりの費用負担の増加について、町として支援する考えは」については、関連がありますので併せて答弁させていただきます。

本町では、平成 29 年度から、義務教育期間における経済的負担の軽減を図ることを目的として、中学校に就学する生徒が参加する修学旅行に要する費用の一部を支援しており、補助対象費用の限度額を１人当たり７万円として、その２分の１を補助しているところであります。

町内の各学校における本年度実施した修学旅行に要した経費につきましては、小学校では１人当たり約２万 7,000 円から４万 2,000 円、平均で約３万 1,000 円が保護者負担となっており、中学校では１人当たり約５万 6,000 円から７万 7,000 円を要したうち、町からの支援額を差し引くと１人当たり約２万 8,000 円から４万 2,000 円、平均で約３万 5,000 円が保護者負担となっております。

このことから、小中学校の保護者負担で比較いたしますと、一番高額となる小学校にあっては、中学校を上回っている学校があり、こうした状況が生じた原因については、貸切りバスの費用が高騰していることと併せて、参加する人数が少ないために、１人当たりの負担額が大きくなったことが影響したものと考えております。

しかしながら、こうした状況は本町だけでなく他の市町村においても同様の状況であり、学校単独での実施から複数校による合同実施とする事例や、貸切りバスから JR 等、移動手段を変更するほか、目的地や宿泊数を見直すといった事例が見られるようになっております。

本町におきましては、これまで各学校から主たる交通拠点である、とかち帯広空港や帯広駅までを、スクールバスによる送迎を行っているところであり、こうした対応を含め、引き続き中学生の修学旅行に対する支援を継続しながら、負担の軽減を図ってまいりたいと考えており、あわせて校長会において他の市町村の取組事例を参考にしながら、今後の修学旅行の取組方について議論を進めている状況にありますことから、必要に応じて連携を図りながら関わってまいりたいと考えております。

以上で塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　塚本議員のご質問にお答えいたします。

「市街化調整区域の見直しについて」であります。

帯広圏都市計画は、北海道知事によって昭和 45 年 12 月に帯広市、音更町、芽室町及び幕別町を一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要があるとして、１市３町の行政区域の一部を範囲とする都市計画区域が指定されました。

また、都市計画区域内においては計画的な市街化を図る必要があることから、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域を定めるとともに、農地などの環境を守るために市街化を抑制すべき区域として、市街化調整区域を定めております。

本町では、これまで市街化区域では都市基盤整備による市街化を進めており、また市街化調整区域では無秩序な市街化を抑制し、良好な自然環境や優良な農地を保全することを目的として、土地利用を図ってまいりました。

このようなことから、市街化調整区域内にある既存建築物の再利用については、都市計画法の規定により制限があり、商業施設、オフィス、工場など都市的用途への転換には、北海道開発審査会の許可が必要となるなど、その活用方法は限定されることになります。

ご質問の１点目、「市街化調整区域内の空き家等の利活用（店舗等への転用）について、都市計画法上の制約により断念した相談事例は」についてであります。

既存の建物を利活用することについての具体的な相談につきましては、記録が残っております平成

10年以降の27年間で２件あり、１件は24年に、自己の住宅を不動産業を営むための事業所へ用途変更したいといった相談、もう一件は30年に、旧農家住宅をお菓子を製造販売する店舗へ用途変更したいといった相談が１件ありましたが、いずれの場合も開発許可基準に適合しない旨の説明を行っております。

ご質問の２点目、「制定当時と現在の社会環境の違いを踏まえ、市街化調整区域の見直しについて、町としての基本的な考え方は」についてであります。

国が定める都市計画運用指針では、「市街化区域の設定は人口や産業の将来の見通し等に基づき、市街地として必要と見込まれる面積を、そのまま即地的に割り付ける方式を基本とすべきである」と定めております。

本町では、帯広圏都市計画区域区分が決定された当時は、毎年人口が増加しており、市街化区域を拡大してまいりましたが、現時点においては、将来人口が減少すると見込まれる中にあって、市街化調整区域を市街化区域に編入することは困難な状況にあり、むしろ市街地のコンパクト化に向け、いわゆる逆線引きをしなければならない必要性が高まっていくものと考えております。

しかしながら､市街化調整区域内において農業関連施設等の土地利用のニーズが発生した場合には、必要に応じ、個別に農地との調整を図りつつ、開発許可制度を活用するなどして、適切な土地利用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「途別小学校の建物を核とした「小さな拠点づくり（国土交通省）」等の考え方を導入することで、地域の生活サービス機能や交流拠点として再活用することは可能か、制度や町の都市計画との整合性を踏まえた考えは」についてであります。

「小さな拠点づくり」は、人口減少や高齢化が急速に進む複数の集落が集まる小学校区などの地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を行う施設を集約し、この地域と各集落をコミュニティバスなどで結ぶことで、地域の生活環境を維持し、地域コミュニティを活性化させることを目指すものでありますので、途別地区及びその周辺部に「小さな拠点づくり」の考え方を当てはめるのは難しいものと考えております。

しかしながら、ご質問にあります閉校後の途別小学校の建物を、生活サービス機能や交流機能をはじめ新たな機能として活用することについては、用途の制限を受けますが、開発許可制度を活用することにより、日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗等や医療施設のほか、図書館、公民館、地区集会所等の公益・公共的施設として再活用することは可能であると考えております。

以上で、塚本議員の質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　それでは、再質問させていただきたいと思います。

今回、この質問に至った経緯は、５月に民間のテレビ報道によりまして、釧路のほうが修学旅行に関して、コロナ禍もあって、ここに書いてあるような事情で断られたり催行できなかったりということが取り上げられていまして、時期をずらしたりとか、そうしたいろいろな工夫をされている。これはもう全国的な問題だと思いますので、我が町だけの問題ではないとは思いますが、できるところから支援をしていけたらということで、今回、この質問をさせていただきました。

現状、１番目に実際に旅行業者がつかなくなるということは、手配を先生方が行うことになります。先生方が引率をしながら、旅行代金の支払いやそういった入場券、そういったものもやりながらというのは、とても大変なことだと思います。引率の人数も決められておりますので、かといって多く引率の先生を連れていくわけにもいきませんしというとことなのですけれども、現在、質問でも言いました今後、特にへき地なのですけれども、多分２年に１回へき地小学校はやっていると思うのですが、次回、途別小がなくなった時点で、へき地小学校の修学旅行の児童の最高人数は何人になるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　今、ご質問がありました、次回のへき地校の人数ということだと思います。

令和６年度には、へき地校実施しており、隔年で実施しているので、次回は令和８年度実施することになります。令和８年度２校で児童の数は５、６年生合わせて８名となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　今現在、幕別町の明倫、糠内ということのグループで８名ということでよろしいでしょうか。

中学校も当然少なくなってきているわけで、へき地の２級、３級ありますけれども、３級のほうは、たしか国のほうから補助金も出ていると思うのですが、あとへき地は忠類も入りますか。忠類もへき地に該当するのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　現在、幕別町にあります、へき地に該当する学校は、忠類地域におきましては、へき地の２級に該当しております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　今、こういった状態、前回旅行業者がつかなかった場合に、先ほど申し上げましたように、教員の方が手配等を行ったわけですけれども、今後、こういったことがより多くなる可能性があると思います。ここでも答弁にもありましたけれども、協力して必要に応じて、連携を図っていくということはあるのですけれども、具体的なお考えはありますか。今のところですけれども。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　多分お尋ねは、教育委員としてのというお話だというふうに思いますけれども、答弁の中にもありましたとおり、単独での実施が難しい、それは人数規模によるものによることが、主な原因になっているかというふうに思いますので、複数校での実施、また宿泊先を違う場所にするですとか、交通手段を変えるですとか、そういったことが既に取組事例としてありますので、まずはそうしたことの検討を各学校でしていただく。また、既に校長会の中でも、今後に向けてですけれども、検討をしておりますので、そうした状況をまずは見てもらいたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　校長会のほうでも、各地そういった議論はなされていると聞いております。それで、やはりこの場合旅行業者がついても、予算の都合で添乗員はつけられないというところも当然出てくると思います。例えば１台のバスが１泊２日で 20 万円ぐらいかかったとして、それを 30 人１クラスで割るのか、それとも 10 台小さいバスになったとしても、10 人で割るのかといったら、ちょっと考えただけでも、コスト的にはかなり大きな差異があります。

ましてや、こういったお金の支援もそうなのですけれども、例えば制度上の支援の問題の支援も可能かと思うのです。例えば旅行先の観光業界とかそういったところと提携を結んで、手配等をそちらにお願いするという方法をとっているところもあるようですので、そういったソフト面での支援、そういった部分は教育委員会のほうでもやれるのかと思います。でも、学校の独自性というものは大事ですので、小さい学校だからといって、大きい学校と一緒に行けばいいわとは、安易な一緒の行動というのも、いかがなものかという部分もありますので、その辺も踏まえて、そういった部分の支援を今後ともお願いしたいと思います。その辺についてどのようなお考えありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　答弁の中でもお話はしましたけれども、この修学旅行と言わずなのですけれども、観光需要の高まりによって、さまざまなものが変わってきておりますので、ホテルの宿泊の関係、あとはバスの関係については、なかなかこれは、変えることがなかなか難しい。何とかこれに対応するしかないのかというふうに思っております。ですので、これまでと同じようなやり方をするということは、やはりなかなか難しい状況にあるのかと。際限なくお金をかけるというわけにはいきません

ので、そういったことも踏まえて、まずは各学校の中で、取り組める手段があるというふうに考えておりますので、そうしたことを十分検討していただいて、それ以外に教育委員会としてできることは、今後においても検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　各町いろいろな工夫をされているかと思います。今、答弁にあったとおりだと思います。しかしながら、やはり学校間によって、例えば２万円から４万円の差があるというのは、いかがなものかと思いますので、ある程度の金額の部分の、今度は質問に入らせていただきますけれども、その辺は、中学校は半分出る、小学校は補助がない。でも中学校の補助３万円に比べたら、４万円高くなってしまっているという部分はもう現在、発生しております。それを資金面で補助金としてやるのか、それとももしくは、町のバス、今、駅と空港等は、当然スクールバスの活用もありますけれども、小学校の場合は道内ですので、全部を町のバスで、無償とは言いませんけれども、使うような方法も考えていただければ、多少はバス代も抑えられるのではないかと思います。10 人切っていれば、本当に小さいバスまでもいかないと思います。マイクロバスで大丈夫だと思いますけれども、そういった工夫も考えて、引率等の兼ね合いもありますので、そういったお考えも、町のバスを活用するというお考え等で、多少抑えられるのではないかという、こういった考えについて、ご意見あれば、ぜひお願いします。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　修学旅行の費用についても、基本的には保護者の負担の中で対応していただくべきものというふうに考えておりまして、そこに料金が高額になってしまっているその対応の方法として、スクールバスをというようなことを、安易に判断することについては、難しいのかなというふうにまず思っております。

　いずれにしましても、これまでも複式校においては、今回もちょっと調べましたが、相当昔から何十年も前から、これはもう幕別町が忠類と合併する以前から、複式校が合同で修学旅行に行っていたという歴史がございます。今回、一番学校で費用が１人当たり４万円を超えるという状況にはなりましたけれども、複式校の合同開催というような状況もありますので、こうしたやり方はやり方で、また教育的な意義があるというふうな考えでおりますので、そうした手段にまだまだ検討の余地があるというふうに考えておりますので、現段階においては、スクールバスを利用するというようなことについては、考えていないという状況にあります。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　それでは次の質問に行きます。

　今、修学旅行の最後の質問のところにもなりますけれども、全体に関連がある質問ではございますけれども、６期の総合計画においても、義務教育に関しては、保護者の費用負担を軽減するということに努めるという町の方針もありますので、その辺も考えて、経費が小さい学校は修学旅行の費用が高くなってしまうから、行き先を変えざるを得ない。本当はここに行きたいのだけれども、行けないのだと。でも、ある程度ニーズのある学校は、それでも安いからといって希望のところへ行ける。そういったある意味の格差、そういったものが起きないように配慮していただきたいと思います。

　その中で、先ほども申し上げましたけれども、受入先の自治体も、観光協会とか、それからスクールトリップ誘致のシステムを行っているところもあります。うちの町に来ていただければ、こういった部分は助成しますよとか、そういったところ。ただ、限られるのですよね。本当に東京都に関しては、ほとんど中学校は東京に行くのですけれども、東京都に関しては、それはないのですが、今後ともこういった事態はここだけの問題ではなく、全国の問題でもありますので、こういった相手、受入れ側もそういった部分の策を練ってくると思います。そういった情報をどんどん集められるということが、教育委員会の得意なところでもあるかと思いますので、そういった部分を学校側に提供をして利用してもらうという、提案をできるという、そういった支援も可能かと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　主に中学生が今、ほとんどが東京方面ということで、行き先がなっております。これも校長会の中では、ある程度２年後をめどに、行き先を統一するですとか、日数も統一するですとか、そうした検討も始めております。

それぞれがそれぞれの学校の中で、教育活動としての目的を果たすために、どこに行ってどういった研修をするのかというようなことを念頭の上、場所等の選定に当たっているというふうに聞いておりますので、費用の面だけを優先的に考慮をして、そうした場所を選定するというのも、またちょっと考え方としては、いかがなものかというふうに思うところもありますので、まず学校の中で、どういった取組をするのか。また、学校でできる経費の縮減の方法を、そうした取組の検討をしていただきたいというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　まさにそのとおりだと思います。やれることは費用の面と、先ほど申し上げましたように、例えばバス会社との教育旅行協定、そういったものを結んで、少ないからちょっと利益の減る部分を、町の予算で補填して旅行を受けてもらう。そういったところも、やっているところもあるようですので、ぜひその辺の予算も、教育委員会はなかなか苦しいと思いますので、その辺の予算配分もぜひ考慮に入れていただいて、へき地だからといって、修学旅行で希望のところに行けないと、そういった部分はなくなるようなことを提案して、次の質問に行きたいと思います。

次は、市街化調整区域の見直しについてでございますけれども、市街化調整区域においては、本当にもう制定された当時と比べると、本当に世の中変わってしまって、さっきの答弁がありましたように、縮小のところです。それで、特に市街地周辺においては、本当に市街化調整区域の問題というのは、ほとんど無関心の人が多くて、市街地に住んでいる方は、ほとんど気にもしていないと思うのですけれども、昨今、農村部において空き家が非常に目立ってきて、そこが市街化調整区域です。

例えば、僕の住んでいる途別、隣は日新。日新は無指定です。それで、うちの場合も自宅は日新なんですけれども、カーポートは途別だという境界で、何が変わるのかというところがありまして、その辺の矛盾を非常に感じているわけです。同地区においても空き家、離農されて跡取りがなくて、そして亡くなられて空き家になってしまう。それから家族の方が農家辞めて離農されて町に出ていってしまう。そういった空き家が散見するわけですが、昨今、カフェ等をやりたいとかそういった古民家カフェというものをやりたいとか、そういった利用をしたい。それから大きいＤ型倉庫を使って、子どもの遊び場をしたいという、そういった要望を聞いております。ここには２件しかないという話ですが、その前に結構そういった話があるので、市街化調整区域だから難しいよねと、こうやってしまったら、もう建てられないという、そういった非常に厳しい制約があると思います。

札幌でも大きな問題の、ノースサファリの問題を起点に、市街化調整区域の見直しをせざるを得ない部分も出てきて、非常にこの法律はもう時代錯誤でおかしいのではないかと、僕は認識しております。それでも帯広圏を囲むようにして設営されているので、幕別町単独で、ましてや個人でこれをやりたいからといって申請できるものでもない非常に厳しい法律、規制がかかっております。

ところで、そこでこの規制を見直すような都市計画をしたり、大がかりな作業がなかなか必要で、そして他の市町村の同意も得なければできない。これはなかなか難しいかと思うのですが、市街化調整区域を市街化区域にしようとは言いませんけれども、日新とかほかの古舞のように無指定、それにするだけでもかなり、例えば農家の二世の方も家を建てられないわけですから、そういったことは、農家ではないのだけれども、二世の方も近くに家も建てられるようになるとか、そういった部分もあると思うのですけれども、どうなのでしょう。そのハードルとして、無指定にするということも難しいのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　建設部長。
○建設部長（河村伸二）　都市計画区域、これは北海道が指定しているわけなのですけれども、市街化調整区域を都市計画区域から外すということになりますと、まさに無秩序な市街化形成が可能になっ

てしまうということで、今、市街化調整区域というのは、市街化を抑制するような地域として指定していますので、まさに逆行したような考え方になってしまうということで、非常に厳しいのではないかと思っております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　僕は、そこが非常に疑問に思うのです。道の考えがそうなのでというか、法律の趣旨なので、町がどうのこうのという話ではないのですけれども、もう今、市街化はどんどん広がりますかということなのです。

そして、市街化調整区域、例えばさっきもありました途別は市街化調整区域。日新は無指定なのです。何が違うのですかと。では、日新どんどん市街化になってますか。農地を守るのであれば、農振法の縛りもあります。農地の取得法は、認可制から許可制に変わったりはしますけれども、農地を守ろうと思えば守れるのです。市街化調整区域でも空き家になったところは、太陽光パネルならオーケー。そして駐車場、ましてや資材置き場のようなところになっていってしまっている。これもいかがなものかと思います。

そういった部分を、町もちょっと着眼点を置いて、市街化調整区域だから、家はあれかもしれませんけれども、そういった太陽光パネルが無秩序にできてしまう可能性もあるわけです。そういった部分も踏まえて、ちょっとこの辺は見直しに動いていただきたいと思うのですが、かなり難しいのですか。

本当に、十勝は、芽室、音更、幕別ありますけれども、どこかの町は、ばりばりとやっているところもありますので、その辺の都市計画をしっかりと打ち出して、それは町の発展にもつながります。そして札内、それから幕別間の問題もあります。そこの問題もありますので、ぜひちょっと都市計画を、今ちょうど見直しの時期で、公園の議論になっているかと思うのですけれども、そういった部分を踏まえて、本当に都市計画、市街化調整区域は無指定でいいと思うのですけれども、どうでしょう、再度お考えをお願いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　都市計画区域から外すという、そういうお話でありますけれども、これは今まで考えたことがありませんでした。実は市街化区域に編入するか、あるいは逆線引きというのも今必要になってきたのではないか、そういう議論はしています。つまり、都市計画区域内での議論。無秩序な市街化を防ぐという観点からなのですが、それは都市計画区域から外したときに、果たして日新が、あるいは途別が、古舞が、今で言うと途別だけですね。途別が無秩序な開発につながっていくのかどうなのかというところは、非常になかなか難しいです。推測するのが難しいのですけれども、これが帯広圏の中で都市計画の制定をしていますので、果たしてこれの一部の都市計画区域から、全く都市計画区域外に持っていくことができるのかどうなのかというのは、これは本当に道と協議してみないと分かりませんし、ただ言えることは、無秩序な開発を抑制する。それを許してしまうと、保育所だとか学校の問題もそこに必要になってくるのではないかと､そういうところまで影響してきますので、そこは単純には外せばいいということにもならなくて、町域全体を見た中で、あるいは帯広圏都市計画を全体を見た中で、どう判断すべきかということになってくると思いますので、そこは協議することは、あるいは話を聞くことは、これはただでできますから、そこの話は、どういう考え方の下で、どういう方向があるのかということは、話して聞いてみたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　そういった話をしたら、当然地元の農家の考えとか、もろもろの既得権益の件もありますね。帯広の商工会との兼ね合いとかもいろいろとあると思うのですけれども、ここは幕別もしっかりと都市計画をこうするのだというもので、農地の保護は農振法で、農業委員会と協議をして保護に努めていただいて、やっぱり家は建てられないけど太陽光パネルならいいみたいな、そういったところもちょっとどうかと思うので、せめては無指定をしてもいいようなところ、まあ依田、途別は、市街化調整区域ですけれども、日新なんてほとんど地理的には変わっていないのに、無指定だと

いうところなのです。かといって乱開発が進んでいるかというと、そうでもないと思いますので、そういったところも踏まえて工夫を、それなりに解除したことによる乱開発とか、そういった部分の懸念は当然あります。どっちに転がってもあれなのですけれども、その辺はその辺で、しっかりと条例なりそういったもので対策を取りながら、やっぱりこのままでは、本当に農家の空き家の利用は難しいと思います。買いたいと思っても、うちもそうでしたけれども、銀行ローンは市街化調整区域なのですといったときに、もう銀行側から無理ですと言われていますので、そういった部分は、非常にかなり市街化調整区域というのは、ネックというか厳しい法律でもあると思います。本当にそこは、せめて無指定というところまで行けたらなと思うのですけれども、ここにも区域を一遍に網がかかってしまっていますので、そういったものももう少し柔軟にできないかというところでもあります。

そして次の項目において、３番目の途別小学校も当然途別にありますので、市街化調整区域というところで、いろいろな規制がかかっています。お店やりたいとか、いろいろと市街化調整区域は細則がすごくありまして、抜け道と言ったらおかしいけれども、その間を縫ってやり方を考えれば可能な部分もありますけれども、この辺はなかなか個人では対応できないのです。ですので、行政側のほうとしても、やっぱりそこの途別小学校、小さな拠点づくりはかなり国交省の関係もありまして、それなりの全体のバランスが取れていないと難しいので、小さな人が住んでいないところはなかなか難しいかと思うのですけれども、途別地域の地域だけを限定的に特例として認めてもらえるような議論、そういったものも道のほうに上げることは可能なのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　町長答弁にもございましたように、やはりどうしても都市計画法という縛りが、今の現状ございます。ですので、途別地域だけを特別、特区みたいな形で規制を緩和するようなという動きは、今の法律上の中ではちょっと難しいかと思っております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　そこも何かやり方によってはできるような話を、以前聞いたことがあるのだけれども、そこは私もちょっと知識不足で、今の答弁のとおりかと思うのですけれども、本当にこの市街化調整区域は細則が多くて、例えば地元の農産物を売るお店だったらいいよとか、それからドライブインだったらいいよとか、そういった部分で現に建っている建物も数多くあると思うのです。

だから、やっぱりそこら辺はどうなのでしょうね。本当にこれは、特定の途別小学校が特に廃校ですね。国交省も、今、廃校の再利用は進めているところでもありますので、その辺は本当にできないのか、本当にやり方はあるのか、その辺を検討していただきたいと思うのですけれども、それはもう動かないよという確たる根拠があれば別ですけれども、その辺はまだ余地があるのか、ちょっとその辺を伺ってもいいですか。

○議長（寺林俊幸）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　これも町長の繰り返しになりますけれども、開発許可基準によりまして、できるものとできないものがございますので、途別小は、日常生活に必要な物品販売店舗ですとか、先ほど言われたようなドライブインですとか、基準に合致すれば、再利用の用途的には可能だということでございますので、それは個別に事業者が何をやりたいかということをご相談いただければ、それに応じて、許可できるものできないものというのはお示しできるというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　本当に厳しい法律ですね。札幌市も今、頭を痛めているところだと思うのですけれども、本当にこれ限定的に難しいのであれば、やっぱり依田、途別それから相川ですか、市街化調整区域がありますけれども、その辺を無指定もしくは見直す。本当にこれのくくりの境界線も、今の境界線を維持しなくてはいけないのか、それともその区域の中で分割して、一部解除できるのかと、そうしたことは可能なのですか。

○議長（寺林俊幸）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　まず、都市計画のくくりとしては、やはり帯広圏で行っていますので、飛び

地で都市計画区域が分散するような形というのは、本来の帯広圏の考え方としては違うのかというふうに思っております。

それから、ではどこで線を区切るのだといったときに、いずれかの場所では、どうしてもその区域と区域外というのが、線が引かれますから、昭和45年ですか、都市計画区域が制定された当時に、帯広圏として、この範囲を都市計画区域として開発し抑制する場所だというふうに決めたという経緯がございまして、それを変えるというのが、今、帯広圏としては制定された当時からは変更かかっていませんので、それが可能なのかどうなのかというのは、今後研究していかなくてはいけないかというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　いずれにしましても、もう時代錯誤もいい法律だと思うのです、これ。規制だと思うのです。45年の高度成長期で、どんどん人口が増えて、あちこち不動産開発が進んでいた時代ではありませんので、今やこれは本当に町の発展の死活問題だと思うのです。そして、特に農村地区の住宅の利用とか、そういった部分に関しても、やっぱりこれかなり障害になってきている、町にとっても痛い部分があると思うのです。特に依田とか、その辺は市街地にも近いですし、かといって乱開発が進むかと、分かりませんけれども、そんなに特に住宅地をたくさん造っても売れる時代ではないと思いますし、そういった部分も含めまして、ぜひ町として、市街化調整区域をぜひ見直していくことを、帯広圏の都市計画のこの会議の中で、また都市計画もそういった部分も踏まえて、町としてもつくっていただいて、もう外す、もしくは無指定でいいですので、市街化にするということではなくて、無指定にするという考え方で持っていくだけでも、かなり自由度が出ると思うのですけれども、その辺はどうでしょう、議論のほうに上げていただくことは可能ですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　現状をずっと守るという気持ちはありません。ただ、現状を変えるからには、それなりの理由が必要でありまして、それがまちづくりの上で大きなメリットになるのか、メリットにならないのかということを十分考えた上で、外す外さないということを考えていかなくてはならないというふうに思いますので、これは都市計画区域から外していくことが、幕別町のまちづくりの上で大きなメリット、まちづくりに非常に活性化のためにメリットがあるのかとなったら、なかなかこれもそうだよねというふうには、なかなかならないのでありまして、では今のままでどれだけの弊害があるのということも、これはやっぱりプラスマイナスがありますから、そこを十分考えながら、どうしていくか。やはり理由を我々はしっかりと持たないと、これは話をするにしても、ただ広げてくれや、なくしてくれやとか、そういう話にはなりませんので、そこはまず内部で十分にメリットデメリットを、しっかりと検討した中で、話を持ちかけていかなくてはならないなというふうに思います。ただ、可能か可能ではないかということについては、これは随分聞ける話なので、そこはあらかじめ確認した上で、検討していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　本当にまさに町独自でということでは、なかなか難しい問題で、ましてや個人では手が出ない問題であります。道も絡んできますのですけれども、やっぱり町の都市計画、そしてそういった今、町長がおっしゃられたように、町にとってメリットがあるかデメリット。全てがよしというわけにはなかなか行かないと思いますけれども、いずれにしても、今の時代から相当ずれている規制だと私は認識しております。本当に乱開発が起きるような時代に今なかなかならないと思いますので、本当にそういった部分もあると、やっぱり本当に現実的な話も、また日新と途別はどこが違うのですかと、地理的な状況で。そうして片や市街化調整区域、片や無指定というところなのです。そういった部分も踏まえて、ましてや札内地区から幕別本町の間、そこはもう十分商業圏としては立地条件がいい場所でもありますので、そういった部分も含めて、ぜひこの都市計画、そういった着眼点を置いて見直していただきたい。帯広圏の会議で提案を、こういう方針を町長、強気の姿勢で、その辺を町長にぜひお願いしたい。ぜひ進めてはどうかという考えでおりますけれども、いかがでしょう

か。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　やはり町として、どういう方向でこのまちづくり、土地利用を図っていくのかということにかかっているわけでありますから、今、相川、千住地区の話も出ましたけれども、ではここを工業的な用途にするのですか、住宅的な用途にするのですかということをいう。差し迫ったものがあれば、また別なのですが、将来こうしたいからでは通用しない話なので、これはやはりある程度現実、可能性を見た中で、土地利用を考えていかなければならないというふうに思っていますので、そこは町域全体を見た中で、都市計画区域を外すのか外さないのかについて、これはやはり議論しなくてはならないというふうに思っています。まずは先ほど申し上げたように、どんなメリットがあるのか、どういうデメリットが生ずるのかということをしっかりと考えた上で、町の土地利用にどういう役割を果たしてくれるのかということを考えなくてはならないというふうに思っています。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　まずは、本当にこれは厳しい問題、厳しい規制ですので、なかなかそう簡単には動かないと認識はしておりますけれども、やっぱり町の姿勢、今までさほど、どうなのでしょうか。そういった部分の着眼点、そういったことを問題にしてきたという部分は、あまりなかったのではないかと思うのですけれども、以前はいろいろなお店ができるとかいうことで、そういったことはあったと思うのですけれども、現状においては、そういった部分の議論は、なかなか成熟はしていないかと思います。ですので、こういった部分も踏まえて、今後、市街化調整区域の見直し、そして農村部の再利用、空き家の建物とか、そういったものが太陽光パネルと資材置場だけにならないように、空き家がですね、そういった部分も踏まえて、やっぱりちょっと見直しを図るべきだと、私は認識しておりますので、ぜひその辺をもう一度提案しながら、私の質問とさせていただきます。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。
この際、13 時まで休憩いたします。

11：59　休憩
13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、小島智恵議員の発言を許します。
小島智恵議員。
○12 番（小島智恵）　通告に従いまして質問させていただきます。
１、子育て支援策の充実を。
令和７年３月に策定した「幕別町こども計画」では、子ども・若者の健やかな育ちを社会全体で支援する環境を推進するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、幼児期の学校教育・保育の充実や経済的負担の軽減を図るなどの各種施策を推進することとしております。
このような中で、音更町では、本年９月から認可保育施設の０歳から２歳児クラスを利用する第２子以降の保育料を無償化しており、また、池田町では、今年度から夏休みと冬休みの長期休業中の学童保育所におけるお弁当を民間委託し提供するなど、子育て世帯の負担軽減を図っております。
このようなことから、幕別町においても同計画の実現に向けて、子育て支援策の充実を図ることが重要であることから、以下の点についてお伺いします。
（１）第２子以降の保育料無償化について。
①第３－１階層から第５－３階層の世帯における子ども１人目のカウントは、特定被監護者等のうち最年長としているが、特定被監護者等とはどの年代を対象とするのか。
②無償化されていない第６階層以上の世帯数及び無償化する場合の影響額と無償化する考えは。

（２）認定こども園の教育認定の拡充について。

令和６年４月から幼稚園（教育）と保育所（保育）を一体的に行う幕別認定こども園が開園しましたが、教育認定の教育標準時間は 13 時までであり、延長保育にしても 16 時まで降園となっており、長い時間預けることはできません。

また、延長保育料についても、旧わかば幼稚園では月額の上限がありましたが、撤廃されております。幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設として、延長保育の時間延長と延長保育料を軽減することはできないものなのか。

（３）学童保育所における長期休業中の昼食提供について。

学童保育所では、夏休みなどの長期休業中はお弁当を持参しておりますが、共働き世帯にとってお弁当の持参は、保護者の負担が大きいことに加え、夏場はお弁当が傷みやすく食中毒の心配もあります。

①保護者から長期休業中の昼食提供を望む声はないのか。

②給食センターや民間委託などを活用し昼食提供することはできないのか。

２、保育施設の集団歯科健診の信頼性は。

集団歯科健診で異常なしと診断された後、進行した虫歯が発見される事例が起きております。歯科医院での診察とは異なり､暗い場所で実施するなど環境の違いを指摘する施設の保育者もいることや、歯科医院を受診するのが遅れる場合もあることから、この健診の信頼性をどのように捉えているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小島議員のご質問にお答えいたします。

「子育て支援策の充実を」についてであります。

我が国では、少子化の進行やコミュニティの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感が増大するなど、子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもを産み育てる喜びを実感できる社会の実現と、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっております。

国においては、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和５年４月に施行し、同年 12 月には「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策を総合的に推進するため「こども大綱」を策定し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指しております。

本町におきましては、「すべての町民が支えあい　子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち」を基本理念として、本年３月に策定した「幕別町こども計画」に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の１点目、「第２子以降の保育料無償化について」であります。

本町の保育料につきましては、平成 27 年度から開始した子ども・子育て支援新制度に基づき、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案し定めたものであり、このうち、多子軽減につきましては、同時就園に係る保護者の経済的負担を軽減するために、就学前児童の２人目は半額、３人目以降は０円としております。

さらに、平成 29 年度からは、北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業を活用し、市町村民税所得割課税額が 16 万 9,000 円未満､すなわち保育料条例別表第１保育料金表の第５階層以下の世帯で、子ども・子育て支援法施行令第 14 条に規定する、教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者であって、その保護者と生計を一にする者、以下「特定被監護者等」と申し上げますが、この特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて２人目以降の児童の保育料を０円とする軽減措置の拡大を実施してきたところであります。

一つ目の「第３－１階層から第５－３階層の世帯における子ども１人目のカウントは、特定被監護

者等のうち最年長としているが、特定被監護者等とはどの年代を対象とするのか」についてでありますが、年齢にかかわらず、保護者と生計を一にしている者が対象となるものであります。

二つ目の「無償化されていない第６階層以上の世帯数及び無償化する場合の影響額と無償化する考えは」についてでありますが、本年９月１日における在籍児童数で試算した場合、対象世帯数は 61 世帯で、影響額は年額 2,186 万円となります。

第６階層以上に属する世帯については、給与収入者の場合で年収約 700 万円以上と推計され、過度な負担を強いている状況にはないものと考えておりますことから、現状においては、第２子以降の保育料無償化を実施する考えはありません。

ご質問の２点目、「認定こども園の教育認定の拡充について」であります。

一つ目の「教育認定の延長保育の時間延長」についてでありますが、認定こども園で教育認定された方の教育標準時間は午前８時 30 分から午後１時までとしておりますが､教育標準時間終了後も引き続き、就労や通院、病気などの理由で保育を希望される方のニーズに応えられるよう、延長保育を実施しております。

平日については、午後１時から午後４時までの３時間、土曜日と長期休業期間については、午前８時 30 分から午後４時までの７時間 30 分実施しており、旧わかば幼稚園のときにはなかった土曜日と長期休業期間の保育を実施しております。

なお、延長保育を実施している中で、保護者から時間延長を求める声は極めて少なく、就労を要件とする保育認定とは異なることからも、現状において延長する考えはありません。

二つ目の「教育認定の延長保育料の軽減」についてでありますが、延長保育を利用した場合は、１人１時間当たり 200 円を徴収しております。

認定こども園を開設するに当たり、旧幕別中央保育所での短時間保育利用者の延長保育料では月額 5,000 円、旧わかば幼稚園の延長保育料では月額 4,000 円の徴収上限額を設けておりましたが、延長保育の理由が保護者個々の事情によるものであり、受益者負担の原則に沿って上限を設けず全額負担していただくべきとの考えから廃止したものであり、徴収上限額を設ける考えはありません。

ご質問の３点目、「学童保育所における長期休業中の昼食提供について」であります。

一つ目の「保護者から長期休業中の昼食提供を望む声はないのか」についてでありますが、町内の学童保育所においては、長期休業中における昼食の提供は行っていないため、当該期間においては、保護者が弁当を子どもに持たせて登所しておりますが、これまで昼食提供を望む声は聞いておりません。

二つ目の「給食センターや民間委託などを活用し昼食提供することはできないのか」についてでありますが、給食センターでは、長期休業期間を利用し、調理場内の設備点検やメンテナンス、大規模な清掃や消毒作業のほか、設備の更新工事などを行っておりますが、長期休業中、学童保育所に登所している児童約 230 人のために給食センターを稼働させるのは、コスト面で現実的な選択ではないと考えております。

一方、民間委託の活用については、十勝管内において帯広市と池田町が民間事業者の昼食提供事業を活用し、本年の夏休みから弁当の提供をしているとお聞きしておりますので、これらの情報を収集した上で、食事の内容、利用者負担を含めた保護者のニーズとすり合わせてみる必要があると考えております。

次に、「保育施設の集団歯科健診の信頼性は」についてであります。

保育施設で行われる歯科健診につきましては、保育所保育指針に義務づけられており、児童の口腔内の健康状態を確認し、虫歯等の早期発見・早期対処を行うことを目的に年１回実施しております。

実施方法は、０歳児と１歳児は午睡中に、２歳児から５歳児は給食を食べ終え、うがいや歯磨きの後に、１人ずつ職員室において歯科医師による診察を行っております。

医師は、ヘッドライトを装着し、限られた時間の中で診察を行っておりますが、椅子や照明など歯科医院での専用の設備ではないこと、診察中じっとしていられなかったり、口をしっかり開けてもら

えない児童もいることから、100 パーセントの精度を求めることは困難と考えており、また、乳歯の虫歯は進行が速いこと、痛みがなくても進行する可能性があることからも、日頃から家庭における歯磨きが大切であると考えております。

歯や口の健康は、生涯にわたる健康づくりの基盤でありますので、歯科健診については、計画的に実施し、その結果を記録して保護者に伝えるとともに、児童への歯磨き指導を引き続き実施してまいります。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　再質問させていただきます。

まず、特定被監護者等とはというところなのですけれども、これは保護者の方が入所申込みされる際に渡される資料の中に書かれてあるのですけれども、担当課の職員によって説明が変わったりしまして私も困惑しましたのであえてお聞きしたのですけれども、年齢は関わらないといったことで広い年齢層になると理解はしたのですけれども、当然のことながら担当者が替わりましても正しい説明をしていただきたい、そのことは申し上げておきたいと思います。

次の無償化についてなのですけれども、現在、本町では所得制限があるということで、無償化にならない第６階層以上についてお聞きしたのですけれども、無償化されました音更町の場合、これはあくまで私の調査なのですけれども、年収 640 万円以上相当の世帯で影響額が約 1,000 万円。幕別町は、お答えありましたけれども、年収 700 万円以上の推計で影響額が 2,186 万円ということで、対象は六十数人で同じぐらいなのですけれども、音更町とその区分などといろいろ違いはあるのですけれども、1,000 万円以上差が出ているのですけれども、どうして差が出たのかなというふうに、どういうふうに試算といいますか、計算したのか、どういうふうにこれは捉えたらいいのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　まず、年収 700 万円の考え方ですけれども、これにつきましては夫婦、あと小学生、あと保育所の子どもという４人世帯で計算しまして、所得割額が 16 万 9,000 円以上ということで、その基本で計算して推計したところ、年収 700 万円という数字が計算されました。

そして、音更町については、９月から実施ということで、７か月の影響額で 1,000 万円というところですけれども、基本、それについては令和５年の収入ベースで計算しておりまして、その収入で出しますと幕別町においても 1,000 万円ぐらいだったのですけれども、令和６年収入と令和７年度の町民税の所得割額で計算した場合、年収、皆さん給与所得者の方が所得が上がりまして、2,000 万円、今回出しましたけれども、2,100 万円ほどの金額ということで数字が伸びておりますし、音更町においても多分、報道に出ていた 1,000 万円については令和６年度の町民税ベースで計算しているということでその金額になっていると思います。

実際は、令和７年度の町民税の所得割ベースで計算すると多分、金額的には結構、第６階層というか、16 万 9,000 円以上の方が増えて影響額も増えているのではないかと推測されるところであります。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　差は一見あるようですけれども、計算式としては特に間違いなく計算されたということですね。

この第６階層以上の世帯の無償化を考えていく中で、所得制限もあるのですけれども、それだけではなくて、第１子のカウントの仕方、同時就園の要件、この問題もあるかと思います。第１子が施設を卒園しましたら、施設というのは認定こども園、保育所、幼稚園等でありますけれども、卒園しましたら第１子とカウントされなくなると。そして、世帯として第２子が入園したとしても、その子は第１子としてカウントして全額保育料がかかってくるということで、軽減措置ということであれば、施設に兄弟が同時就園していなければいけない、第１子は全額かかりますけれども第２子は半額までになるということで、これは国の制度でそうなっていると思うのですけれども、これを音更町では独

自に、卒園したとしても第１子としてカウントすると、そしてもう第２子以降は無償化ですよという、分かりやすい、納得しやすい制度にされたのですけれども、こういった第１子のカウントの仕方、同時就園の考え方、非常に分かりにくい、納得しにくいと思うのですけれども、この点については、どうお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　それぞれの町でそれぞれの施策というものがありますので、よそがやっているからうちがやってくださいということにはなかなかならないわけで、ここをどういうふうに捉えるか、子育て支援として捉えるのか、経済的負担軽減として捉えるかによって、やっぱり考え方が違うと思うのですね。

子育て支援として捉えれば、例えばうちも医療費の助成については子育て支援というふうに捉えていますので、所得に関係なく全員を対象にしておりますけれども、ここで言うと、それをやるともう莫大にいろんなところでお金がかかってきますので、私はここは経済的負担軽減というふうに捉えておりますので、それで給与収入で言うと 700 万円ある方については、世間一般から見たら相当な高額収入者に当たるというふうに思いますので、そこは我が町としては制限を設けて、子育て支援という見方をしないで、一定の所得が少ない方に対する支援、そういう考え方を取っておりますので、収入制限を設けているということであります。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　この第２子以降の保育料無償化、音更町でスタートされて、音更がやったから我が町もやるという考えには至ってはいけないのですけれども、当然、隣町ですので意識するところはありまして、これは町外、町内問わず、こういった分かりやすい、周知しやすい制度、大事だなと思っているのですけれども、こういった所得制限あるということは、共働き世帯の方とかにとっては、所得を計算して、無償になるとかならないとか、こういう面倒なことも起きてきますので、無償化によってそういったものが解消されていくと思いますし、第２子以降のお子さんを望まれる方にとっても支援策の一つになるのではないかなとは思うのですけれども、何より町長ご自身がこれを申してきたと思うのです。

令和５年６月の行政執行方針の中で、人口減少対策として、まず高校生までの医療費無償化、これは、その年の 10 月から実施されておりますけれども、それと第２子以降の保育料の無償化についても取り組んでいかれるといったことであったと思います。そして現在も、町のホームページを見てみますと、町長室のご挨拶の中で公約として訴えてきましたといったことは、現在も載っております。結局のところ、お話を聞いてみますと、断念をされたと、そういった捉えでよろしかったでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　公約の実現になっていないのではないかという話でありますけれども、公約の中では、当初掲げたときには、確かに多子世帯に対する支援というのは重要だろうというふうに考えておりまして公約に掲げたという、そんな経過はありましたけれども、ただ、実際、やるに及んだときの効果というものも一方では考えなければならないということでありまして、これは医療費の無償化とは大きく違って、ここの対象者が 61 人というふうに少なくて効果が限定的であるということから実質断念したということでありますので、公約が達成できないことについては非常に残念であるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　承知しました。

次の認定こども園の教育認定の拡充についてに移りたいと思いますが、延長保育の時間延長についてお聞きしているのですけれども、教育標準時間がそもそも 13 時までとなっておりまして、帰りが早いのでその後の過ごし方をどうしようかということで結構悩みどころはあるのですけれども、町内の私立幼稚園ですと 14 時降園となっておりまして、私立ですので全く同じにならないことは理解するのですけれども、この１時間の違いというのは結構大きいと思うのですけれども。札内地区の方ですと、

降園後に子育て支援センターあおばに遊びに来られる方もいらっしゃって、過ごしたりしているのですけれども、本町地区ですと、近いところにそういう遊べる場もあまりないので、13 時に帰ってどうしようかというふうになってくるのですけれども、延長保育料はかかりますけれども、今、16 時まで預けることができる、預ける方法もあるのですけれども、この延長保育についても町内の私立幼稚園ですと 18 時まで、そこまで長く預けることができる状況であります。

幕別認定こども園は、保育所型としてスタートしたと思うのですけれども、こども家庭庁のご説明ですと、保育所型というのは認可保育所に幼稚園的な機能を備えるタイプといった説明であると思いますが、そうなると保育所寄りの施設になるのかなというふうに思うのですけれども、実際の機能としては長く預けることはできない。これについてどう捉えたらいいといいますか、改善できないものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　認定こども園がスタートした際に、一応、教育時間の標準時間が４時間と幼稚園の教育要領で決まっておりまして、基本それをベースに考えたときに、保育の短時間の受入れが８時半ということで、８時半からスタートして、その後については４時間を基準ということだったものですから、大体１時ぐらいまでと。大体、その時間において午睡が始まったりして、あと保育士の休憩等の時間とかシフトの関係もありまして１時までという、４時間半というふうに決めております。

基本的には旧わかば幼稚園よりも週トータルでは１時間以上長くなっておりますし、基本的には旧わかば幼稚園よりもよくなっているというふうにして、認定こども園開設時の教育認定の時間についてはこのように決定をしているところであります。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　今、課長のほうから、標準保育時間の話の説明もさせていただきましたけれども、質問にありました延長保育の時間の延長の話なのですけれども、当時、説明会の中でもお話ししておりますし、現状、例えば本年度の利用実績を見ましても、実績につきましては本年度４月から７月までで利用世帯が０世帯から３世帯、そして、おおむね毎日利用される１世帯を除きますと、一月当たりの利用日数は１日か２日、１日の延長時間は１時間未満ということもありまして、現状のニーズとしましてはほとんどないというところもありますので、現段階において拡大という部分にまでは検討には至っていないというところであります。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　保育士不足という、そういう問題も今お聞きしましたけれども、実際、今、延長保育のニーズがないといった話で、実際は本当にそうだと思うのですけれども、教育のほうを利用される方にとっては、時間の延長といいますか、幅はあったほうがやっぱりより利用しやすいと思うのですね。そして、保育所寄りの認定こども園ということでやっておりますけれども、毎日例えば 18 時まで預けるのかといったら、実際はそれはそうはならないとは思います。所用があるとか、私は単純に心身のそういうリフレッシュ的なそういったものでも、子どもを見るのは大変ですので、大きな含みも持たせて保育所寄りの考え方を持っていってもいいのではないかなとは思うのです。

実際利用する人は少ないとは思いますけれども、町内の私立幼稚園ぐらいの幅を持たせて、預けられるような整備をしていただけたらありがたいなとは私は思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　ちょっと繰り返しの部分もあるのですけれども、教育認定のお子さんの場合、今、先ほど延長保育の利用実績をお話しさせていただきましたけれども、実際に 16 時までが延長保育の時間となっています。延長保育終了後につきましては、17 時までは一時保育を利用するということが幕別認定こども園においてはできます。

また、その後の時間においても、ファミリー・サポート・センター事業で活用するということも可能ではあるのですけれども、いずれにおきましても今までのところ延長を目的に利用した実績がない

という状況もありますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、現状のニーズから申し上げますと、現段階において延長するという考えには至っておりません。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12番（小島智恵）　次の延長保育料の軽減についてなのですけれども、旧わかば幼稚園では月額の上限4,000円を設けていたのですけれども、廃止されたということで、実際、延長保育を平日例えば16時まで利用して、土曜日は休んだとしましても、月に１万2,000円台とか、かかってきます。そして、教育の場合ですと、夏休み、冬休み、春休み、これは保育所にはない長期の休みでありますけれども、夏休みは約１か月あって、お盆の期間、土曜日に休んだとしましても１万6,000円台とかになってきまして、それに給食費なんかが入っていくと２万円台にはなってくるのですけれども、延長保育をよく利用される方にとっては結構、金額というのが上がってきますので、そういった軽減措置みたいなのがあればありがたいとは思うのですけれども、旧わかば幼稚園時代の上限4,000円ではちょっと安いので、もう少し高い上限の設定でもいいのですけれども、そういったものは考えられないのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ今、町内では使用料・手数料の見直しを行って、受益者負担を申し訳ないけれどもしっかりいただこうという考え方で、今、全てのサービスを提供させていただいているわけで、基本的に不特定多数の方が利用する公共施設については、係る経費の半分を町が持って、残り半分を受益者で負担してくださいよというふうにやっているわけなのですが、ただ、これが特定の方が利用するとなると、やはり公共性が非常に薄れてくるわけでありますから、そういうところにおいては全額受益者負担で負担していただきたいと、そういう考え方に立って今、すべからく公共施設の管理に係る負担をいただいているところでありますので、ここに関して言うと、これは不特定多数ということにはならないわけで、これは保育所も幼稚園もそれぞれの役割があって預けられるわけですから、ずっとそれを月額１万2,000円まで預けるというのはちょっとどういう理由かは分かりません。例えば病気になったとしても、これは一つ越えれば教育認定から保育認定に変えることもできますから、私はどこかでやはり線引きというか、しっかりした受益者負担のルールを持ち込まないと駄目だというふうに思っていますので、ここは利用の仕方を工夫していただくなり、あるいは必要最低限の利用をしていただくことによって、そんな過大な負担になるとは考えておりません。ただ、そういう事例があるとしたならば、それを受け止めて検討しなければならないというふうには思います。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12番（小島智恵）　事例があるのでお伝えしたのですけれども、これは本当に実際にあるという話でお伝えしました。受益者負担の話とかもあって、受け止めたいとは思っております。

　次の学童保育所の長期休業中の昼食提供についてでありますけれども、過去に令和５年３月、予算審査の中で質問したことがありますし、昨年３月には荒議員が予算審査で、給食センターで提供できないのかといった質問もありました。十勝管内において昼食提供が実施される自治体が出てきておりまして、答弁でもありましたけれども、帯広市、また池田町と上士幌町も導入されております。

　それで、保護者の方からの声については、令和５年に質問をした際に、保護者の声を聞きながらつなげていっていただきたいなという旨をお話ししたところなのですけれども、池田町ですと令和７年からの５か年計画、これは幕別ですと、こども計画に当たるのですけれども、計画の策定前のアンケート調査の中で項目に入れてニーズ調査をしたということであります。これは、共働きが多くなっているということで、こういった学童の昼食提供について、国のほうからいろいろと情報提供がありまして検討されて、それで項目の中に入れていったということでありました。ニーズが高まっているのかなと思うのですけれども、国からの情報提供はあったのでしょうか。また、こども計画策定前のアンケート調査とか、そういったものでニーズ調査はしていないものなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　学童保育所における長期休業中の昼食提供につきましては、令和５年にこ

ども家庭庁より、事業所として昼食を提供することは妨げないので、地域の実情に応じて対応するようという通知は来ております。通知は来ておりましたけれども、基本的に各学童保育所の主任支援員を通じて、長期休業中のそういった昼食提供を求める保護者の声とかも当時は届いておりませんでしたので、こども計画策定の際には、その部分についてのアンケート調査というものは実施しておりませんでした。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12番（小島智恵）　結局のところ、調査していないということなのですね。

池田町さんの場合ですと、アンケートをしますと６割の保護者が「あったらよい」と回答しておりまして、士幌町の場合は、夏休みの毎日のお弁当作りが大変だということで以前から声としてあったために検討はしてきて、そして特段アンケートも取らずに導入をされているということなのですけれども、毎日のお弁当作りは大変ですので、アンケートをしましたら「あったらよい」といった回答は多いと思うのですけれども、学童を利用されている方の保護者の方に何かの折か分からないですけれども、簡単なアンケート、そういったものを取ることは可能なのかどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　アンケート調査のお話ですけれども、町長の答弁にもありますように、まずは実際にお弁当を提供している町村がございますので､そこを確認しながらお弁当の提供の内容、またニーズを取るにしても利用者負担ということも、当然その辺もお示ししていかなければなりませんので、そういった部分も含めた中でニーズの確認というのをしていく必要はあろうかと思っておりますので、今後に向けてその辺は検討したいと思っております。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12番（小島智恵）　もちろんアンケートという方法もあるのですけれども、考え方としまして、夏休みとかの長期休業中、毎日お弁当は保護者の負担になっていると私は思うのですけれども、その負担感そのものについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　その負担感というのも、保護者によってさまざまだというふうには思いますので、今、私どもが捉えておりますのは、やっぱりアンケート調査なりしてみないことにはその負担感というものもちょっと分からないなというふうには思っています。

実施の状況としても、町によっては月曜日から金曜日までそれを提供をしているというところもあれば、週２日間というところもあったりもしますので、そういった提供の数とかも含めて、その辺まずしっかりとそこの調査をまずした上でということになると思いますので、その辺、手法は検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12番（小島智恵）　アンケートを取ってから検討するといったことでありましたけれども、理解をいたしました。お弁当作りは大変だと私は思っておりますので、私は担当課が主導になって考えていただければなというふうには思っていたのですけれども、なかなかそこまで考えていらっしゃらない。まずはアンケートを取ると、そういったことで理解をしました。

次の給食センターや民間委託などを活用しての昼食提供をできないのかということなのですけれども、給食センターについては、長期休業中、メンテナンス等々で難しいといったことは分かりました。

学童の児童230人のためにコスト面で現実的ではないといったお答えがあったのですけれども、このコスト面のところをもう少し詳しくお答えいただけないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史）　ただいまの給食センターでのコストの関係ですけれども。通常、給食センターですと2,300食程度を作っておりますけれども､学童保育所分の人数230人程度ですか、こちらを給食として作るとなると、概算なのですけれども、通常給食費は給食材料費のみから１食当

たりを算定しておりますが、学童分については通常、夏休みに稼働すると人件費がかかってきますので、そちら人件費でしたり配送の委託料でしたり、こういったものを計算すると１日当たり概算ですが 40 万円程度かかるような試算をしております。こちらを単純に 230 人で割るとなると、１つ当たり 1,700 円ぐらいにちょっと、人件費を入れるとなるということになります。ただ、給食ですね、材料費だけで考えると、ただどうしても人数が少ないので割高にはなりますので、やはりそれでも 400 円程度はかかってくるかなという認識でおります。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　実際の給食費が多くなってしまうという話でありました。分かりました。

それで、民間委託をしている自治体も出てきているのですけれども、そういった方法を考えられるわけなのですが、池田町では大手の会社にお弁当の提供を委託しております。希望される方は、３日前に専用サイトで注文して決済もできるようなのですけれども、本当にシステムを持っているとなりますと、こういった大手の会社に絞られてくるのではないかと思うのですけれども、本町ですと、町内に給食調理センター、セントラルキッチンの会社が２年前の春ぐらいから稼働しているかと思います。最大 8,000 食に対応といったことで、そういったところの委託先として、できるかどうか分からないですけれども、選択肢として考えられるのかなというふうにも思ったところなのですけれども。そういったところのお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　帯広や池田で利用している大手民間会社の事業提供については、それぞれ実施している市町村に確認をして、今後、検討できるかどうかというのは実施していきたいとは考えておりますけれども、セントラルキッチンについてはちょっと考えておりませんでしたので、そういった昼食提供事業を実施できるかどうか等、セントラルキッチン等には確認をしてみたいというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　町内に新しい会社ができたので、聞いてみたところなのですけれども。

次の保育施設の集団歯科健診の信頼性についてお聞きしたいと思いますが。集団歯科健診で異常なしと診断された後に、個別に歯科医院を受診しますと、進行した虫歯が発見されて、歯科医師から、これは集団歯科健診より前にできた虫歯であり、健診は当てにならないよと、そういったようなことを告げられる、そういったケースがあったのですけれども、実際の健診では、お答えがありましたように、照明など歯科医院のような専用の設備はないと。そして、100 パーセントの精度を求めることは困難という話もあったのですけれども、虫歯があっても見落とす、こういう環境ですと見落としについては現場で多く起きている状況なのか、実態を分かる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　見落としの実態というところの細かいところまでは、ちょっと把握は難しい部分はあるのですけれども、例えば保育所で今、歯科健診を実施しているほかにも、乳幼児の１歳６か月ですとか３歳児の健診でも歯科健診は行っています。そういったものの中でも、歯科の診察でさまざまな内容をお話しすることのほかに、保護者に対して歯磨き指導ですとか年に２回ほどの定期健診ですとか、そういうこともお話をしてきております。

基本、歯のそういった口腔衛生の関係というのは、保育所の健診だけで全てが賄えるものではなくて、それぞれのご家庭においても、そうした口腔衛生の部分で歯磨きをしていただくということが重要なことだというふうに思っておりますので、保育所の中の目配りだけでどこまで抑えられるかどうかというのはちょっと分かりませんけれども、保護者との連携をしながら必要な指導もしていきながら、お子さんの口腔衛生の部分を気をつけていかなければならないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　集団歯科健診で異常なしと診断されましたら、保護者のほうは虫歯はないという

ふうに安心すると思うのですけれども、その後、例えば小さい子どもがたまに歯が痛いとか言ってきた場合にすぐに歯科医院を受診するかどうか、そこだと思うのです。すぐには受診しないことも多いのではないかと思うのです。そうしていくうちに時間が経過して、受診が遅れて虫歯が進行していく。かえって、そういった集団歯科健診が足かせになると言ったらあれなのですけれども、そういった危険性もあるのではないかなと思うのですけれども、そういった点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　集団歯科健診が足かせになるとは考えたことはありません。歯科医師がしっかりと診ておりまして、ただ、環境によって、先ほど町長の答弁にもありますように、例えば照明の問題もありますし、お子さんがしっかりと口を開けてくれなかったとかということも時にはありますので。ですから、100 パーセントにはならないというふうな考え方に、私は、保護者の人たちもそういう視点に立っていただいているものだというふうには思っております。

先ほども申し上げましたけれども、保育所だけの歯科健診が全てなのではなくて、ご家庭において口腔衛生という部分はしっかり行っていただくものでもありますし、年に２回の定期健診というものは町としても周知をしてきておりますので、そこは保護者の責任においてもしっかり対応していく必要があるものだというふうには思っておりますので、そこは保護者とも保育所集団等とも連携をしながら、そういった部分に努めていく必要があるものと考えております。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　足かせにはならないといった考えなのですけれども、実際はタイミングもあるのですけれども、集団歯科健診で虫歯が見落とされたと。実際、虫歯はあったのですけれども見落とされて、その後、時間が経過して、乳歯ですから虫歯が進行しやすい、そして進行していよいよ痛いとかと言うようになってようやく受診すると、そうしたら虫歯が進行している。そういったケースが実際にあったわけでありまして、そういった点、本当にあったのですけれども、これ、集団歯科健診、義務づけられていますので今後も実施していくとは思うのですけれども、こういった 100 パーセントではないといったこととか、見落としがあるといったこと、これは保育施設のほうから保護者に対して説明は特別ないと思います。虫歯が分かって、保育者のほうに聞いてみたら、そういう暗いところでやっているから当然なのですよといったことも言われて､後になってそういうことが分かってくる。私は、そういった精度が落ちるといったことも含めまして、保護者に対して事前にもう少し説明があってもいいのではないかというふうには思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　まず、集団歯科健診におきましては、保育所におきましては６月に実施をしています。年に１回です。先ほど申しましたように、年に２回程度の歯科健診という、定期健診というのは、保護者にもこれまでも周知してきておりますので、その年に１回しか行っていない部分が、ここが全てではないというふうに考えております。

また、保護者への周知の部分ですけれども、虫歯があればもちろん保護者にその結果を周知しています。虫歯がない場合においても、医師の診断で例えば歯に着色があるですとか気になることがあれば、保育所のほうにその情報が伝わりますので、それを基に保護者に伝えるなど、その上で、診察したらいいよというような、そういった助言も行ってきておりますので、その辺は当然、健診の内容というのは保護者とも情報共有をしながら進めているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小島議員。

○12 番（小島智恵）　分かりました。終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、14 時まで休憩といたします。

13：50　休憩

14：00　再開

（14：00　谷口議員退席）

（14：00　藤原議員着席）

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原惠子議員の発言を許します。

野原惠子議員。

○９番（野原惠子）　通告に従いまして、次の質問を行います。

温暖化対策のさらなる推進を。

今、世界の１年間の気温が過去最高となり、しかも産業革命前の水準と比較して、その上昇は「1.5度」を超え、危機的な状況に突入していると言われています。今年も既に６月、７月は、かつてない猛暑に見舞われ、「地球の沸騰化」を実感する事態となっています。十勝でも今までにない猛暑で、住民の暮らしや農作物の生育・畜産にも影響を及ぼしています。

2015年、地球温暖化対策の国際的な枠組みのパリ協定は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて２度より十分低く保つとともに、1.5 度に抑える努力を追求する」ことを目標にしました。2021年、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と、温暖化の原因が人間活動にあることを初めて断定しました。

町では、昨年２月に「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定、３月には「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言しました。2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に取り組んでいくとして１年余り経過しました。

この間の政策の推進状況、今後の計画などについて、以下の点を伺います。

１、幕別町地球温暖化対策実行計画の取組状況は。

２、幕別町地球温暖化対策実行計画を町民、事業者、町職員にどのように周知してきたのか。

３、今後の対策として。

（１）幕別町ゼロカーボン推進総合補助金の補助率を拡充する考えは。

（２）公共施設に太陽光発電の設置促進、特に新施設へ設置する考えは。

（３）コンポスト容器の補助金を復活する考えは。

（４）ごみ分別のさらなる啓発を。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野原議員のご質問にお答えいたします。

「温暖化対策のさらなる推進を」についてであります。

「気候危機」とも言われている気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物に結びついた、避けることができない喫緊の課題です。

2021年に開催された第54回気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において、第６次評価報告書の第１作業部会報告書が承認・受諾され、その報告書の中で、気候変動の原因について「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と初めて明記をされました。

その影響として、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位上昇が観測されており、我が国においても、気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されております。

また、世界気象機関（WMO）は、2024年の世界平均気温が産業革命前の水準に比べて1.55度高くなったとし、気温上昇を抑える目標とされる「1.5 度」水準を初めて超えたことを公表し、そのことは日本においても同様であり、気象庁では、2024年の平均気温が平年値である1991年から2020年の30年間の平均気温を1.48度上回り、さらに本年６月から８月の夏の平均気温も平年値に比べ2.36度高く、いずれも1898年の統計開始以降、最も平均気温が高かったと発表しております。

このような気候変動は、もはや地球温暖化から地球沸騰の時代となったとも言われており、今まさ

に温暖化対策を行う上でのラストステージであると考えております。

ご質問の１点目、「幕別町地球温暖化対策実行計画の取組状況は」についてであります。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画である「幕別町地球温暖化対策実行計画」を2024年２月に策定し、主な温室効果ガスである二酸化炭素排出量について、2013年度を基準年度とし、2030年度46パーセント削減、2050年カーボンニュートラル達成を目標としたところであります。

この温室効果ガスの排出量は、産業、業務その他、家庭、運輸の各部門や廃棄物分野についてそれぞれ国が算定しており、その算定方法は各部門の人口、世帯数、就業者数、製造品出荷額等の活動量について各種統計データ等を用いて算定され、約２年後に確定値が公表されます。

このことから、直近の排出量合計は2022年度となり、基準年25万1,000トンに対し21万8,000トン、約13パーセント減少したところであり、主に人口減少等に伴う活動量の低下による影響が大きいものと考えております。

町としての具体的な削減への取組としては、2024年度からゼロカーボン推進総合補助金を創設し、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、業務その他部門の一つである公共施設等における二酸化炭素排出量の削減策として、照明器具のLED化、EV自動車の導入、電気自動車充電設備の整備を行っているところであります。

これら再エネ・省エネ機器の導入による削減効果は、今後さまざまな統計に反映され、本町の二酸化炭素削減量として現れてくるものであります。

ご質問の２点目、「幕別町地球温暖化対策実行計画を町民、事業者、町職員にどのように周知してきたのか」についてであります。

幕別町地球温暖化実行計画の策定に当たっては、無作為に抽出した18歳以上の町民1,200人に対しアンケート調査を実施したほか、意見聴取を兼ねた住民説明会の開催や小中学校９校及び幕別清陵高校でのワークショップを開催しました。

また、事業者に対しては、町内300事業者にアンケート調査を行うとともに、10者からヒアリングを行い、町職員に対しては意見聴取を兼ねた職員研修を開催するなど、幅広く住民の皆様から意見をいただきながら、昨年２月に計画の策定を完了したところであります。

実行計画の町民周知につきましては、広報紙において８回にわたり計画策定の必要性、削減目標、将来ビジョン及び再エネゾーニング等について掲載するとともに、併せて同様の内容を町ホームページでも周知したほか、６回の出前講座及び消費者協会が主催する消費生活展におけるゼロカーボンパネル展の実施と講座での説明を行ってまいりました。

事業者に対しては実行計画の内容について直接説明等をする機会を設けておりませんが、再エネ機器や省エネ機器等の普及促進を図るため、ゼロカーボン推進総合補助金の制度説明会をこれらの機器を取り扱う事業者向けに実施するとともに、６事業者の協力を得て昨年度の「まくべつ夏フェスタ」において再エネ機器や省エネ機器等の展示ブースを設置し、補助制度のPR及び補助金を活用した普及促進に協力をいただいたところであります。

幕別町地球温暖化対策実行計画の策定に当たっては、私を本部長とする全ての部長職で構成される「幕別町ゼロカーボン推進本部会議」で計画の内容を検討しており、成案化された実行計画につきましては各部長から所属課長へ周知するとともに、課長連絡会議において事務事業における温室効果ガス削減計画である「エコオフィス幕別プラン」を共有し、職員全体が共通認識を持って取り組んでいるところであります。

ご質問の３点目、「今後の対策として」についてであります。

一つ目の「幕別町ゼロカーボン推進総合補助金の補助率を拡充する考えは」についてであります。

昨年８月から、地球温暖化対策実行計画における家庭部門の二酸化炭素排出削減を図るための省エネ・再エネ設備の導入に対する補助事業を制度化し、実施しております。

この事業は、一部の補助メニューを除き北海道の「住まいのゼロカーボン化推進事業」を財源とし

て運用しており、補助メニューごとに北海道の補助上限額が定められております。

町の補助率の設定に当たりましては、北海道の補助上限額や事業効果等を総合的に勘案し、それぞれの補助率等を定めたものでありますので、現状において補助率の拡充は考えておりません。

しかしながら、本年度から多くの町民の皆さんの取組を後押しできるよう五つの補助メニューを拡充したところであり、家庭におけるゼロカーボンの推進に向けたさらなる補助メニューの拡充について、今後も引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

二つ目の「公共施設に太陽光発電の設置促進、特に新施設へ設置する考えは」についてであります。

現在、公共施設の太陽光発電設備につきましては、役場庁舎、幕別中学校、白人小学校、さかえ保育所に設置されており、4施設において年間約7万キロワットアワーが発電され、約37トンの二酸化炭素が削減されております。

このように、公共施設における太陽光発電設備の導入は、二酸化炭素の排出量の削減に寄与する有効な取組でありますことから、一昨年、使用電力量が多く、設備導入による効果が期待される30施設について、導入可能性調査を行ったところであります。

その結果、役場庁舎、幕別中学校と給食センター、ふれあいセンター福寿とホテルアルコ236及び道の駅・忠類の6施設を二酸化炭素の削減効果が高いと見込まれる施設として選定し、現在、これら施設において事業化に向けた詳細設計や整備手法等について検討を行っているところであります。

整備手法としては、発電設備の設置及び維持管理を民間事業者が担い、そこで発電される電気を町が一定期間購入する手法、いわゆるPPA方式による事業の検討を行っており、これにより町は初期投資費用や維持管理費を直接負担することなく公共施設に太陽光発電設備を導入でき、複数の施設の早期再エネ化が可能となりますことから、最も有効な手法と考えております。

また、公共施設への再エネ導入は、電気エネルギーのみならず熱エネルギーの再エネ化についても検討を行っており、既存の公共施設のみならず施設の改築や新設時においても、導入する再エネの種類、費用対効果及び二酸化炭素削減効果が十分発揮される設備の導入手法を都度判断しているところであります。

三つ目の「コンポスト容器の補助金を復活する考えは」についてであります。

本町では、ごみの減量化を推進するため、一般家庭から排出される可燃ごみのうち約5割を占める生ごみの減量化を図るための堆肥化資機材について、平成元年度から生ごみ処理容器、13年度からは電動生ごみ処理機の購入経費の一部助成を23年度まで行ってきたところであります。

助成台数につきましては、処理容器1,853台、電動処理機245台で、助成期間におけるこれらの処理機材による生ごみの減量効果を試算しますと、処理容器273トン、電動処理機54トン、合計327トンの生ごみ減量効果があったと推計されます。

こうした取組を通じ、生ごみの減量化や活用については一定程度普及が図られたと捉えており、加えて近年、コンポストに入れた生ごみが野生動物を人里に引き寄せることで熊やキツネなどによる人的被害に遭われるケースも懸念されることから、現在のところコンポストの補助金を復活させる考えは持ち合わせておりません。

四つ目の「ごみ分別のさらなる啓発を」についてであります。

本町は現在、1市14町村で共同処理する十勝圏複合事務組合の「くりりんセンター」で平成8年度から可燃ごみと不燃ごみを処理しており、資源ごみについては、1市7町村で共同処理する「十勝リサイクルプラザ」において資源化を図っております。

可燃ごみの内訳は、再生が利かない紙くず、衣類、木製品、おむつ類の衛生用品のほか、生ごみがその約5割を占めております。

資源ごみに係る分別の区分につきましては、プラスチック製容器包装類、紙製容器包装類、缶類、瓶類、ペットボトルなど10分類に区分しているところであり、共同処理する構成市町村において統一した分別区分となっております。

この分類は容器包装リサイクル法の規定に準拠しているものであり、本町におけるプラスチック製

容器包装の分別状況検査においては、平成30年度の34.8パーセントから本年度は86.2パーセントにまで分別率が上昇したところであり、町民の皆さんの分別意識が高まってきていると感じております。

しかしながら、いまだに資源ごみの中に汚れた容器包装や危険物などの異物が混入している状況が確認されており、正しいごみの分別については、継続的に周知啓発に努める必要があると考えております。

ごみの分別は地球温暖化対策につながる大切な取組でありますことから、啓発の手法を工夫しながら分別の周知に努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　それでは、再質問を行います。

今、答弁にもありましたように、気候変動は、もはやもう地球温暖化から地球沸騰化の時代になっている、温暖化対策を行うことはラストステージになっている、このように答弁されております。それはもう今年の夏の暑さを見ても、実感として町民も感じているところではないかと思います。それだけに、温暖化は、自然ですとか、大きな影響を動植物、そして生存の危機に陥っているというふうに押さえております。これは日本だけでなくて世界で取り組まなければならない、そういう対策ではあると思うのです。

それでは、この幕別町でどういうことを行っていくかということで、2024年度からゼロカーボンシティ宣言を行いました。そして、CO_2の排出を削減していく取組、これを実際に取り組み始めてから１年余りたっております。この中で、実行計画の取組状況では家庭部門、公共部門の取組について答弁されておりますけれども、事業者や団体等の取組、その状況が見えません。報告も答弁もされていないのですけれども、やはり地域全体で取り組んでいくというところでは、町民の努力も当然なのですけれども、そういう産業部分、こういうところの影響もかなり大きいと思うのですけれども、そういう取組をどのように進めてきているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　事業者、団体等に対するゼロカーボンの取組についてということでございます。

議員おっしゃるとおり、ゼロカーボン化をするに当たっては、家庭部門でなく排出量の大きい業務部門だとか産業部門、運輸部門、それぞれ部門があるのですが、それらに対する取組は大変重要であるというふうに考えております。

家庭部門については答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、大きい産業部門等についてどうするかということなのですけれども、産業部門については私たちも大変危惧しておりまして、やはりここは一番課題になっているのが、幕別町で大きな産業というとどうしても農業が主体な産業でございます。その部分に関する二酸化炭素の排出削減ということになると、肥料だとかそういう細かな部分はあるとしましても、例えば現在ある動力であるトラクター一つにしても、これをゼロカーボン化するというのは並大抵のものではございません。というのは、やはり大きな技術の革新というのがこれからやっぱり必要になってくるのかなと。

そういう面から、そういう産業部門における大型機械、大型設備に対するゼロカーボン化だとか、例えば運輸部門についても、運輸部門の中には家庭で使われている自家用車についても運輸部門に入っております。ですので、自家用車についてはEV化だとか電動化だとかというのになるのですけれども、それ以外の運輸部門で言いますと例えばトラックだとか大型トラックだとか、そういうのをそうしたらゼロカーボン化にするためにはどうなのかというと、まだやっぱりそこの分野についてはEV化だとか、そういう部分、ゼロカーボンに向けての技術の定着なり、新たな技術というのがなかなか出てきていない、出てきてはいるのですけれども、実際のフィールドにおいて活用する段階にはないといったところで、その辺が大変難しい部分だというふうに認識しております。そういうことから、幕別町としましても、そういう分野については大変重要な課題だというふうに考えておりますので、

今後そういう業務部門なり運輸部門の大きなそういう技術革新を伴うような部分については、そういう状況を勘案しながら、それに対応する町としての支援策というのは今後考えていかなければならない問題だというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　そのとおりだと思います。幕別町だけではなかなか進めていかれない部門ではあると思うのですけれども、こういうところに取り組んでいかなければ、CO_2の削減というのはなかなか進んでいかないのではないかと思います。

それで、こういうことに対してはお金もかかることですし、国にもしっかりとそういう対策を求めながら、では自治体としてどういうことができるのかというところも模索しながら進めていくということが大事だというふうに思っております。町で努力していくというのは、ある意味限界があるという部分でもあると思うのですけれども、これだけ地球沸騰化が叫ばれているときに、こういうところにしっかりと国が手だてを取っていく、これは本当に大事だと思います。人の命、それから自然環境がどんどん破壊されていく、こういう点ではしっかり国に対策を求めていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これについては、町村会あるいは十勝圏活性化推進期成会で要望事項として要望してきております。ただ、やはり国の姿勢、あまり悪口は言いたくないですけれども、内閣が宣言をしておいて全く予算がついていない。これ、ゼロカーボンは本当にお金が要るのですね。ですから、町の総合補助金にしても、もう本当に補助率で言うと恥ずかしいぐらいの補助率なのですが、ところがそこには財源が必要なので、そのための財源ができない。できない以上は、なかなかその補助率も上げられないし、予算の確保もできないということになっていますので、ここは本当に国の本気度というのが私は試されているというふうに思っていますので、そこはこれまで以上に、今申し上げた町村会であったり期成会を中心に要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　私も本当に同感です。国の本気度が見えてこないのですね。町でさまざまな対策を行おうとしても、やはり財源的に限界があるというところでは同感するところですので、ぜひそこのところは声を大にして取り組んでいっていただきたいと思います。

次に移ります。

実行計画を町民、事業者、職員にどのように周知してきているかということですけれども、町民アンケート、これは2023年度の町民アンケートですね。このアンケートを見ますと、脱炭素・カーボンニュートラルに向けた行動を意識しているか、この点についての設問に対しましては、常に意識している、それから時々意識している、合わせまして42パーセントなのです。それで、実際に取り組んでいるという町民アンケートでは、節電など、ごみの分別、リサイクルに出す、食品ロスを減らす、ずっと議会なんかで取り上げてきたことがやっぱり町民の意識を変えるということに役割を果たしてきているのではないかと思います。それで、このアンケートの中で出てきているのは、知識や情報の習得、これを取り組んでいきたい、ここも44パーセントで大きいのですね。ですから、こういう町民のそういう思いを受けて、まだまだ周知していくということが大事だと思うのです。

私、お知らせ、広報の環境ナビをずっと見ているのですけれども、いろんな角度から情報をお伝えしているのですけれども、まだまだそれが周知されていない。こういうことがもっと町民に広く周知されていけば、この取組がもっと進むのではないかと思います。いろいろ工夫されていると思うのですけれども、いろんな団体ですとかいろんなところで、さまざまなところで声を上げていく、町長はもちろん、職員もいろんなところで、学習会とか研修会ですとか、いろんなところがあるところで５分でも10分でもいいから、そこでCO_2削減のことを提案していく、これがずっと広がっていく、こういう対策になると思うのです。そういうところもぜひ取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

そして、事業所のアンケートを見ました。これも、事業所アンケートでは、ゼロカーボンについて常に意識している、時々意識している、これも42パーセントです、事業者も。ですから、ここでも関心が、町民の関心、事業所の関心も高まっているということがこのアンケートで明らかになっております。それと、脱炭素に向けてこれからの取組ということでは、やはり事業所でも知識を身につけたい、知識や情報を知りたい、こういうこともアンケートの中で出てきておりまして、そういう知識ということも51パーセントですね。アンケートの中の51パーセントが知識や情報の習得を求めております。ですから、そういうところでは、やはり町としてさまざまな手だてを取って脱炭素に向けた情報を発信していく、これが町民や事業者が関心を持って取り組んでいく、裾野を広げていく、そういうことにつながると思うのですが、そういう手だてがこれから必要ではないかと思います。

また、職員の状況ということでは、エコオフィス幕別プラン、ここで行っているというのですけれども、これは庁舎の中でどういう対策を行っていくかというお答えだったと思うので、これを施策の中でどう生かしてきたか、そこの検討はどのようにされているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　これまでさまざまなそういう情報提供等をどういう手だてで行ってきたかというのが、まず１点かというふうに思います。

議員おっしゃりましたとおり、アンケートなんかにおいては、やはり知識の伝導というのが大変多くなっておりまして、それらを意識しまして私どもとしては、答弁の中でもお答えしておりますけれども、広報紙を中心に、これまで2023年の９月号から2024年の４月号まで、連続８回にわたって特集を組みながら、ナビでいろんな角度で情報を提供してきたところでございます。それらを中心にしながら、私どもとしては、出前講座も行いつつ、かつ消費生活展だとか、そういう消費者協会等のご協力をいただきながら、その中においてもパネル展を実施させていただいたり、講座を開催していただいたりということで、なるべく町民に対して分かりやすい形で情報を提供しているつもりでございます。

また、特に今年については出前講座なんかも、直接私どものゼロカーボンの出前講座ではないのですけれども、例えば防災に関する出前講座の最後10分、今、議員おっしゃられたとおり最後の10分だとか、そういう時間帯を通じてゼロカーボンと、それと総合補助金に対するPRだとかというのを兼ねて実施しているというようなところで、さまざまな手だてをもってやっているところであります。

今後につきましても、同様に出前講座だとか、また、あと学校なんかにおける講座というのも有効でありますから、そういうところについても教育委員会なりとご相談させていただきながら、今後実施できればいいかなというふうには考えております。

また、施策の中でということでございますけれども、施策の中でといいますと、これは町職員として、今、議員おっしゃりましたように事務事業編ということで、ゼロカーボンに関してはエコオフィス幕別プラン第３期というのを策定いたしまして、ゼロカーボン、事務事業について50パーセント二酸化炭素の削減を図るということで実施しているところでございます。そういう面から、これは答弁でもありましたとおり、課長連絡会議だとか部長方からも、そういうゼロカーボンを取り組んでいるというものについては職員一人一人は認識しているものだというふうに考えております。特にこのエコオフィス幕別プランを実施する際に当たって、例えば電気代だとかガソリンだとか、そういうものの報告を毎月上げていただくような形になっております。そういう面において、報告する中においてそういう認識を持っていただいていると。それと、かつ、それをまとめた形でまた報告もしているといったところで、職員については認識は深まっているものというふうに考えております。

（施策についての声あり）

○防災環境課参事（山岸伸雄）　施策について、これは施策というのは町民にという意味ですか。

（町のの声あり）

○防災環境課参事（山岸伸雄）　失礼しました。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　この間、ゼロカーボンシティ宣言、１年余りたっておりますけれども、その中でエコオフィス幕別プラン、そこでは職員が庁舎の中でそれに取り組んでいくということが答弁されていますけれども、さまざまな施設建設やなんかされていく過程の中で、そういう視点で対策を行ってきたのかどうか、そこをお聞きしたかったのです。
○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。
○防災環境課参事（山岸伸雄）　失礼いたしました。町の行政施策を進める上でのいろんなゼロカーボンに向けた対策ということというふうに認識しました。
　町としましては、まず直近で言いますと町有施設のLED化も実施しているところでございまして、昨年度から実施しておりまして、今年２期目の工事を今、実際しているところでございます。LED化については３年間で実施しまして、プラス１年、これは自前でということで、全体で言うと４年間の事業として、今、実際、町有施設、公園も含めてですけれども、LED化を進めるべく実施しております。
　また、私どもの直接ではないですけれども、町全体としては公用車について、EVまたはPHV等の自動車への更新時においてEVやPHV自動車への更新を図るだとか､それとか先ほどお話ししました電気料とかそういうものに関する報告を通じて、常日頃から節電とか省エネに取り組んでいただいているだとか、それとかノーカーデーを月１回、これは十勝管内全体で取り組んでいることですけれども、ノーカーデーを十勝管内全体として取り組んでいるものに参加いたしまして、職員が自家用車等を使わないで出勤していただくだとか、そういう取組も継続的に実施しているところでございます。
　また、物品等の購入についても、できる限りグリーン購入として環境に配慮したものの導入、例えばペーパー一つについてもリサイクル紙をきちっと使うとか、あとコピーについても両面印刷をするだとか、そういう細かいところの取組を実施しているところでございます。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　分かりました。
　今、答弁の中で小中学校でも取り組んでいるということでした。この資料の中でも小中学校、高校でワークショップを行っております。これは2023年から行っているのですけれども、本当に子どもたち、生徒たちがさまざまな発想で取り組んでいるということもこの資料の中から分かります。それで、これは対象児童が毎年替わってくるわけですから、例えば幕別小学校では令和５年度に５年生、それから札内北小学校６年生、そういうふうにして取り組んでおります。中学校、それから清陵高校。毎年毎年、子どもの、児童生徒の場合は対象年齢が変わってくるわけですから、こういう取組は毎年行うことによって、その子どもたちが成長して大人になっていく、そういう中でも、この環境問題、CO_2削減に関心を持っていける、そういう長いスパンでの取組だと思いますので、こういうこともしっかり学校教育の中で取り組んでいく、こういうことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。
○防災環境課参事（山岸伸雄）　ゼロカーボンに関する学校への、これは私どものほうから学校のほうにお願いして実施していただくという観点からご答弁させていただきますけれども、計画策定時においては小学校、小・中学校９校、それとあと高校、幕別清陵高校においてワークショップを開催し、さまざまなご意見をいただきながら実施してきたところでございます。その後については、去年は幕別小学校１校で実施したということで、今年度はまだ実施しておりませんけれども、議員お話しのとおり、今後についてもこういう取組というのは大切なことだというふうに考えておりますので、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、今後、教育委員会等とご相談しながら取り進めていければいいかなというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　この取組は本当に人を育てるという意味でも大事な取組だと思いますので、ぜひ

毎年実施して、できれば全小中学校で、高校も含めて取り組んでいく事業ではあると思いますので、ぜひ前向きに検討して実施していっていただきたいと思います。

次に、今後の対策といたしまして、ゼロカーボン推進総合補助金の補助率拡充、ここのところなのですけれども、今、町でも五つの項目で追加して実施しているということでしたけれども、この今までの利用率を教えていただきたいと思います。できれば環境ナビに沿って何件ということを報告お願いできますか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　令和６年度から制度開始いたしましたゼロカーボン推進総合補助金についての実績ということでございます。環境ナビというか、項目に沿って、環境ナビ・・・。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　これに載っているんです、これに沿って。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　環境ナビ、広報のということですね。

（そうですの声あり）

○防災環境課参事（山岸伸雄）　今ちょっと手元に広報のその部分がございませんので、広報に載っているのは幕別町ゼロカーボン推進総合補助金の一覧が載っているかというふうに。

（そうですの声あり）

○防災環境課参事（山岸伸雄）　そういうことですね。それごとに申し上げますと、令和６年と７年では項目が違いますので、まず令和６年度からでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○防災環境課参事（山岸伸雄）　令和６年度につきましては、まず新築という区分で、北方型住宅 ZERO に関しては、これは令和６年度はゼロ件でございました。

次に、省エネ（改修）という分類でいきますと、去年については電気ヒートポンプ（エコキュート）というのが書いてあるかと思います。それについては、申請については 40 件ございました。補助金交付額で 614 万 6,000 円でございます。

次が、潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）ということになります。それについては１件、16 万円が補助金交付額でございます。

次に、潜熱回収型ガス給湯暖房機＋コージェネレーション設備という部分でございます。これについては０件で、０円でございます。

次に、潜熱回収型石油式給湯暖房機（エコフィール）という部分ですが、これについては８件で 95 万 5,000 円でございます。潜熱回収型石油式給湯暖房機については、これは給湯と暖房に分かれておりまして、それぞれがございます。ですので、項目としては一つになっておりますけれども、補助としては、給湯が今お話ししましたように８件、95 万 5,000 円、暖房が８件、89 万 3,000 円という形になります。

それと、次にガス、エコジョーズ＋コレモという部分については、０件で０円です。

次に、エアコンについては、これは町内と町外に分かれまして、町内については 14 件で 106 万 8,000 円、町外については 12 件で 48 万円。

あと、HEMS というやつはホームエネルギーマネジメントシステムという部分でございますが、HEMS については、これは太陽光の発電と対になっているものでございますので、それについては結果６件という形になります。

次に、順番すみませんでした。再エネで一番上のほうに、太陽光発電の蓄電池等については 30 万円、定置型蓄電池については 85 万円ということで、太陽光プラス蓄電池については 30 万円の１件、定置用については、定置型の蓄電池については 85 万円に対して５件ということで、合計いたしますと 89 件で 1,103 万 2,000 円が補助金、交付額でございます。これが令和６年度の実績でございまして、予算に対する執行率で言いますと、全体で言いますと住まいのゼロカーボン化推進事業分としては 42.6

パーセントとなります。

続きまして、省エネ型の電気冷蔵庫についてでございます。電気冷蔵庫、これは町単費で実施している部分でございますけれども、電気冷蔵庫につきましては、件数で言うと58件、218万円で、内訳で言いますと町内が34件で163万円、町外が24件で55万円ということになります。この執行率、町費部分でございますので、執行率については74.5パーセントということで、先ほど言いました住まいの部分については、これは北海道の補助事業と連携して実施しております。それと省エネ事業と合わせまして、全体で言いますと147件、補助金交付額で1,321万2,000円、執行率で言いますと、全体で言いますと45.9パーセントというのが執行率でございます。

（「はい」の声あり）

○防災環境課参事（山岸伸雄）　令和7年はよろしいですか。

（「聞きたいんですけど、ちょっと時間がないので」の声あり）

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○9番（野原惠子）　利用率の件数、さまざまだと思うのですが、利用するにも高額なのです。本当に取り替えたいとか、こういう設備をしたいと思いましても高額なので、ここも財源ということにつながると思うのですけれども、やはり財源を要することで、町が助成してそれを進めていくというふうにすれば一番いいのですけれども、それと併せてやはりこういう補助率も道とか国とかがもっと出して財源を確保してもらえればもっと進むと思うのですけれども、町でできることは対策を立てて推進していくということが必要だと思いますので、今後そのことについても検討をしていっていただきたいと思います。

次に、公共施設の設置の促進をというところに入りたいと思います。

ここでも答弁はいただいておりますけれども、やはり新しい施設ですとか、これからの施設につきましても、しっかりとこのCO_2削減を念頭に入れて対策を考えていくということが必要だと思います。そこがちょっと不十分ではないか、この間の町の答弁の中で不十分ではないかというところが感じられるものですから、そういうところもしっかり生かしていく。これ、本当に進めていかなかったら、温暖化がさらに進んでいくというふうに思うのですね。町民の関心、それから町の職員も、しっかりとこの辺を踏まえて対策を取っていく必要があるというふうに考えております。ぜひそこも進めていっていただきたいと思います。

あと、コンポストの件なのですけれども、これは進めていく考えはないというお答えでした。このコンポストに対しましては町で取り組んでいるということでしたけれども、これも取り組んできたのが随分と1989年度から2011年度まで取り組んでおりまして、平成23年度廃止になっております。確かに動物の影響もあるということでしたけれども、きちっとコンポストを決められたとおりに使用していけば人畜の被害も避けられるのではないかと。これは本当に、2011年度で廃止になりましたけれども、それ以前に設置したものは劣化しているとか、そういうこともありまして、やはり若い世代とかそういう方々にも関心を持ってもらうためにはコンポストの助成も大事だと思うのですね。これは高額ではありません。意識改革、そういう意味でのコンポストの設置ということも必要ではないかと思いまして、再度質問をいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　過去にこの補助事業をやっていまして、一定の成果が上がったので、奨励事業としてやっていましたので、今のところやめているという状況であります。それに加えて、江差ですか、上ノ国ですか、ごみ箱を熊に荒らされたということもありました。ですから、ここは、コンポストだと生の状態で入っていますから、臭いを嗅ぎつけてくる可能性は大いに高いのですね。そうすると、ここに餌があるぞというふうに熊が認識すると二度、三度と来るわけですね。そういう呼び込む引き金になりかねないということがありますので、これはやはり慎重に考えなければならないなというふうに思っております。今のところは幕別はそうそう熊は出没しておりませんけれども、江差、上ノ国の話を聞くと、本当に夜7時以降は外に出られないとか、本当にカーテンを開けたら熊がそこにいた

とか、そういうそのぐらいやっぱり危険性は迫っていて、ここも今、何せ絶対数が多いのでこういう状況になっているわけですから、幕別町もそういう心配は全くないのだということも言えませんので、効果とそういった危険性も含めて慎重に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　そうですよね。そこのところと、コンポストというのは本当に町民が自宅、戸建ての住宅やなんかでは活用しやすいCO_2削減の一つであり、ごみ削減の一つでもあると思いますので、そういう対策も私は必要ではないかと思って質問したのですけれども、野生動物の影響というふうなことを考えると、ちょっととどまるのかなと思うのですけれども、やはりできる限り利用できるような、そういうことも必要ではないかというふうに思うのです。その兼ね合いがどうか、ちょっと私も勉強していきたいと思いますけれども、若い人たち、それから今まで使っていない人たちに対する対策でもあると思います。

　次、ごみ分別のさらなる啓発ということなのですけれども、やはり今は分別も進んでいるということも、広報なんかを見てもそう思っております。このごみ分別の啓発を行うことでCO_2削減の意識向上につながります。ですから、ごみ分別からCO_2削減につながっていくという、そういう啓発の仕方というのを考えていく必要があると思います。これは町内会ですとか老人会、民生委員ですとか、小中学校のPTAですとか、事業者ですとか、そういうところできちっと啓発していくことが、やはり道とか国を動かす一つの要因になると思うのですね。ですから、そういうところでやはりごみ分別の啓発、そういう視点での啓発ということを進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　ごみの分別でございますけれども、答弁でもありましたけれども、これは相当やっています。やっておりまして、平成30年に34.8パーセント、資源ごみの中の34.8パーセントしか資源として使われなかった、残りは汚いごみだった。これが今、86.2パーセントまで上がりました。ですので、相当やってはいるのですが、まだ中には危険ごみが混じったりしているので、これは引き続き、先ほど参事からの答弁もありましたけれども、出前講座等の利用をして、防災の出前講座の後半10分、出前講座をやると意外とごみの質問もあるものですから、継続して行っていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　それは承知しております。この分別を通してCO_2削減の対策、分別だけでなくて、どうやってCO_2削減を家庭から行っていくかという、そういう広い視点に立っての啓発につなげていくことが必要ではないかということなのです。ごみ分別は、すごく町民、簡単に、ああ、では私たちできるわというふうになると思うのです。では、それから電気の削減ですとか、それからCO_2削減、さまざまな方法があります。そして、町で行っている施策、こういう事業もありますよということもお知らせしながら、全体で削減していく方向での啓発につなげていくような啓発、そのことが必要ではないかということなのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　ごみの分別によって、一番は燃やせるごみを資源にすることによって燃やさない、その分、CO_2削減になるよというような周知の仕方をもっと分かりやすく周知していきたいというふうに思っております。

（「終わります」の声あり）

○議長（寺林俊幸）　以上で、野原惠子議員の質問を終わります。

　この際、15時10分まで休憩いたします。

14：59　休憩

15：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○７番（酒井はやみ）　通告に従いまして質問いたします。

被爆の実相を次世代に伝える平和事業。

今年は広島・長崎の被爆から 80 年、幕別町が平和非核宣言を行ってから 40 年の節目の年です。国内外では、核廃絶を求める声が高まる一方、過去の危機は深刻さを増しています。こうした情勢の下、町民の核廃絶を願う声は根強くあります。その願いを受け止め、被爆の実相を次の世代へ語り継ぐことがますます重要です。

若い世代や町職員が被爆地を訪れ、学びを町政や地域活動に生かす派遣事業は、町の平和行政を具体化するために必要と考えます。これらを踏まえ、町として具体的にどのように進めるのか伺います。

１、幕別町平和非核宣言 40 年に当たり、その意義を今後の施策にどう反映させるか。

２、若い世代や町職員を被爆地に派遣する平和学習事業を実施する考えは。

３、平和首長会議が呼びかけている核廃絶運動に町としてどのように取り組むか。

４、学校教育・社会教育の中で、核兵器の脅威や被爆の実相について学びを深める取組は。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは質問事項の１点目から３点目までにつきまして、答弁をさせていただきます。

「被爆の実相を次世代に伝える平和事業」についてであります。

世界の平和と安全を実現することは、人類共通の願いであり、平成 29 年７月７日、国連において、国連加盟国の６割を超える 122 か国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択され、多くの国が核兵器のない世界の実現に向けて明確な決意を表明いたしました。

本町におきましては、昭和 60 年 12 月 23 日に、「世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」が決議されたところであります。

ご質問の１点目、「幕別町平和非核宣言 40 年に当たり、その意義を今後の施策にどう反映させるか」についてであります。

本町におきましては、これまで、「平和非核宣言」の精神の下、平和非核宣言の看板を町内３か所に設置しているほか、毎年、平和への願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市及び長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、本年度も 4,000 羽以上の折り鶴が集まり、終戦記念日に合わせて、広島市の「原爆の子の像」と長崎市の「原爆資料館」に捧げております。

また、原水爆禁止国民平和大行進実行委員の皆さんが行程中、本年も５月 15 日に本町にお立ち寄りいただきましたが、核廃絶の願いを込めた短冊を託すとともに、激励をさせていただいているところであり、加えて、８月４日には原水爆禁止 2025 世界大会に参加する町民の方を激励させていただいたところであります。

さらに、毎年８月には、核兵器使用の悲惨な実態を風化させることなく、核兵器の廃絶と平和の大切さについて考えていただく機会として、幕別地区、札内地区及び忠類地区の３地区で順番に、原爆パネル展を開催しているところでありますが、昨年度から、同様の取組を行っている「原水爆禁止幕別協議会」と共催でパネル展を開催しており、本年度は、７月 22 日から 28 日まで札内コミュニティプラザ、８月１日から 15 日まで図書館本館の２か所で開催いたしました。

このほか、平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にしている中で、令和４年度から同会議が取りまとめております「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動に参加し、本年度は８月１日から 22 日までの間、役場本庁舎、札内支所及び忠類コミュニティセンターの各施設

内において、署名コーナーを設けたところであります。

本年は、日本の被爆 80 年、本町の「平和非核宣言」が決議され 40 年の節目の年を迎えますことから、宣言等のさらなる理解を深める機会として捉え、これまで実施している平和事業に加えて、図書館本館で開催した「原爆パネル展」においては、図書館の「戦争と平和に関係する図書展示」の特別展示と合同で開催したほか、宣言文を７月号広報紙へ掲載するとともに、２か所で開催した「原爆パネル展」においては、宣言の大判のポスターを掲示して、宣言の制定 40 年を周知したところであります。

町といたしましては、町民の間に「平和非核宣言」の精神が根づき、風化させないためには、継続して取り組んでいくことが重要であると考えておりますことから、今後におきましても、引き続き現在のさまざまな平和事業などを通して、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「若い世代や町職員を被爆地に派遣する平和学習事業を実施する考えは」についてであります。

全国の自治体の中では、若い世代に被爆の実相に触れ、平和について理解を深めてもらうことを目的とし、被爆地である広島県や長崎県に小中学生などを平和学習事業として派遣する取組が行われている自治体もあり、意義があることと認識しております。

自治体が異なれば住民意識も異なっており、例えば被爆者や戦争経験者が多いといった土地柄であれば、当然、機運の盛り上がりというものがあり、派遣事業に対する理解も得られるものと考えておりますが、本町におきましては、現地で見聞きすることの重要性は認識するものの、現地に行かずとも、広島平和記念資料館のホームページで動画配信されている被爆体験講話などを通しても、実相を知ることができることから、本事業の選択肢として、若い世代や町職員の派遣事業を実施するには至っておりません。

しかしながら、本町といたしましても、若い世代をはじめ、幅広い世代の方々とともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて考えていくことは、大切なことと考えておりますことから、現在のさまざまな平和事業の展開方法を工夫しながら、引き続き取組を進めてまいります。

ご質問の３点目、「平和首長会議が呼びかけている核廃絶運動に町としてどのように取り組むか」についてであります。

本町が加盟する平和首長会議は、核兵器のない平和な世界の実現を目的として設立され、本年９月１日現在で、国内では本町を含め 1,740 市区町村が、世界では日本を含め 166 の国と地域から 8,516 都市が加盟しており、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の住民意識を国際的な規模で喚起させるとともに、国連や各国政府への要請活動や働きかけに取り組んでおり、これに加えて、核実験を実施した国に対しても抗議文を送付しております。

国内の「平和首長会議」では、核兵器による悲劇を二度と繰り返してはならないとの信念の下、令和３年 11 月 18 日に、核兵器廃絶に向けた取組の推進を求める要請書を内閣総理大臣に提出し、核兵器禁止条約の締約国となるよう強く要請したところであります。

この要請には、一刻も早い核兵器禁止条約の締約と恒久の平和を願う幕別町民の切なる思いが込められており、全国の 99.8％、1,737 市区町村からの強いメッセージを国政に届けたものであり、最も効果的で大きな力となっているものと認識をいたしております。

核兵器の廃絶に向けては、さまざまな活動が行われておりますが、町といたしましては、同会議が取りまとめております「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動に参加するなど、平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にすることが最も効果的で大きな力になるものと考えており、今後も、国に対して核兵器禁止条約を締結するよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　酒井議員のご質問にお答えします。

「学校教育・社会教育の中で、核兵器の脅威や被爆の実相について学びを深める取組は」についてであります。

義務教育における平和教育については、社会や道徳、総合的な学習の時間など、教育活動の各場面で取り組んでおりますが、小学校及び中学校の社会科の学習指導要領における共通のねらいとして、グローバル化する国際社会に、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目標としており、それぞれ学習の中で取り組んでいるところであります。

小学校の取組では、第６学年において日中戦争や第二次世界大戦など戦争による歴史的な事実を通じ、戦後日本が民主的な国家として出発し、平和な世界の実現のために国連の一員として重要な役割を果たしていることなどの学習を行っております。

また、中学校の取組では、歴史的な分野において、世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解し、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること、公民的分野では、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考え、核兵器などの脅威にも触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための意識と協力の態度を育成する学習を行っております。

社会教育の取組の中では、図書館の本館において、町内の戦争の記録や体験、戦跡に関する資料を郷土資料スペースの一角に設けているほか、毎年８月には、「戦争と平和に関係する図書展示」として特別展示を全館で開催し、期間中は図書館のホームページにも掲載をしているところであります。

また、本町では空襲や被爆体験など、戦争体験を聞く会などは開催しておりませんが、昨年、原爆をテーマにした原爆体験伝承漫才「希望の鐘」を、百年記念ホールの指定管理者である「まくべつ町民芸術劇場」が主催する公演として、また幕別清陵高校が芸術鑑賞として、それぞれ実施したところであります。

今後におきましても、核兵器の恐ろしさや戦争の歴史に触れる機会を提供することができるよう、指定管理者などと密接な連携を図るとともに、本町だけでなく近隣市町村で開催される講演会等の周知に努めてまいりたいと考えております。

本年で戦後 80 年を迎えましたが、第二次世界大戦で多くの尊い命、財産、自然や文化を失った体験の記憶が年々薄れつつある中、今後も引き続き、戦争の残した教訓や平和の大切さを学べる機会を設けてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、町民の間に「平和非核宣言」の精神が根づき、風化させないためには継続した取組が重要であると考えておりますことから、今後におきましても、引き続きさまざまな平和事業などの取組を通して、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　では、再質問をいたします。

最初に、幕別町平和非核宣言の意義をお聞きしたのですが、意義を今後の施策にどう反映させるかということをお聞きしました。これは答弁の中では、この宣言を風化させないというお考えが２か所ほど述べられていたかと思います。

私は今回 80 年の節目ということで、全国で核廃絶を願ういろんな取組が行われているのを見まして、この幕別町の宣言が改めて輝いているなというか、意義を持って発揮させることが求められているなというふうに感じたので、この質問をしました。

特に平和祈念式典などで、被爆地から発信されている内容を見て強く感じたのは、今、核廃絶の課題は、できるだけ早く実現すればいいという課題ではなく、真剣に実現に向かわなければならない課題だということです。

世界では紛争でひどい暴力が横行し、軍拡を競い合う動きもある。そういう中で、核を持っている

国が核使用を口にするという状況にまでなっています。印象的だった発言は、記念式典での広島の湯崎知事ですが、湯崎知事は核廃絶について、核兵器廃絶は決して遠くに見上げる北極星ではありません。被爆で崩壊した瓦礫に挟まれ、身動きの取れなくなった被爆者が、暗闇の中、一筋の光に向かって一歩ずつはい進み、最後は抜け出して生をつかんだように、実現しなければ死も意味し得る現実的、具体的目標ですと述べられました。現地からのこの真剣な発信に、改めてはっとさせられた気がしました。また核抑止から抜け出さず、核兵器禁止条約に背を向ける日本政府にも厳しい批判が向けられました。一方で、被爆者の体験を語れるという方が少なくなる中で、その実相を若い世代にどう伝えていくかも、大きなテーマになっていることが感じられました。

そこで改めて伺いたいのですが、幕別町がこうした現状や核廃絶の重要性の中で、幕別町平和非核宣言の意義を、今どのように捉えておられるのか、改めてお聞かせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ、昭和60年の決議でありましたけれども、いわゆる平和比較原則、持たずつくらず持ち込ませずというこの思いというのは、本当に被爆国日本、日本人の思いを表したものであるというふうに思っておりますので、ここは40年という節目ではありますけれども、やることは地道に啓発活動をやらないと、なかなか浸透しないということがあります。ただ、今年は何点か、特に今年の宣言の意味を改めて町民の皆さんに示したということがありますので、ここはしっかりこの平和非核宣言の意義に改めて思いをはせて、今後も取組を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　世界でも日本国内でも核をめぐる立場に大きな溝ができている中で、地方自治体とか市民社会のレベルでの草の根の運動が、いよいよ大切だということも強調されているように思います。そんな中で、幕別町の宣言が改めて輝きを増しているというふうに思います。

一方、若い世代に継承ということを考えると、これはまた自然に進むことは難しいというのが現実だと思います。町内の保護者から、この点について声が寄せられました。自分たち親も実際に被爆の悲惨さを見たり、体験談を聞く機会がなく、子ども世代に伝えられないもどかしさがある。今の子どもたちは、祖父母が戦後生まれでさらに伝えるのが難しいという声や、学校の先生も若くなって、ますます被爆や戦争が遠い昔の知らない話になってしまいそうだというふうな思いを話されていました。

こうした現状を踏まえたとき、町としてもその意義を生かした取組を行うと同時に、町民や若い世代に積極的にこの宣言の意味を伝える取組が必要だと感じました。町としてこの宣言の意義をどのように伝えていくのか、お考えがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　年月がたって、80年たって、町民の皆さん一人一人が、だんだんこう、核兵器、戦争の悲惨さというものを忘れかけているわけでありますから、そこはやはり今やっているパネル展もそうでありますけれども、あるいは被爆者の実際の声を聞いたりとか、悲惨なものである、絶対二度と核兵器を使ってはならないのだ、あるいはつくってはならないのだという、核兵器禁止条約ですね、この精神をしっかり、この考え方をしっかり国民一人一人が持つ、そして政府もそれに向かっていくということが必要であるというふうに思いますので、いま一度、やはり本当に悲惨なものだという思いを持たない限りは、そういうふうに向かっていきませんので、そこはパネル展のみならず、広島の平和資料館ですか、ここでも被爆者の談話なども、ホームページを開けば聞くことができます。あるいは今後、何より派遣という話も、この後、出てきますけれども、派遣よりも実際に招聘して、その人の生の話を聞くことが、より多くの人にとって心に響くのかなというふうにも思っておりますので、そういったことをしっかりと実行していくということが何より大切だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　この宣言が、昔つくった宣言ということではなくて、先ほどお話にあったよう

に、今、自分たちが生きている町の約束事として、町民が感じられる発信の取組が必要かなというふうに感じました。というのは、いろんな自治体がこうした宣言を持っていて、宣言 40 周年のいろんな講演会だとか、シンポジウム、展示会などのイベントをやって、その宣言を持っている町であることを町民に発信する取組もされていました。そうした取組も参考にして、町がこうした宣言を持っているということ自身を町民にも知っていただく、そうしたことも大事かなというふうに感じたのですが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町民に知っていただくことが重要ではなくて、平和非核宣言の気持ちを町民一人一人が持つことが大事であるというふうに思いますので、そこはうちの町は過去に昭和 60 年に、40 年前に宣言したことが大事ではなくて、本当に核兵器というのを持たないつくらない持ち込ませない、二度と核兵器を使うようなことがない、あるいは戦争することにないということを、一人一人が認識してもらうことが私は一番大事であると。そのためのさまざまな事業を、地道ではありますけれども、やってきたということであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　私はいろいろな事業を通じて、実際に同じ思いに立ってもらう取組が大事というのは、そのとおりだと思うのですけれども、幕別町としてこういう発信をやっているということ自体も、やはり次の若い世代に伝えていくというのは大事かなというふうに思いました。

次の質問に移ります。

町民とともに、核廃絶の声を広げていくには、被爆の実相を次の世代に伝えることが不可欠だと思います。私自身も中学校のときの修学旅行で長崎を訪れて、被爆者の谷口稜曄さんから直接お話を伺いました。背中に大やけどを負った御自身の姿を示しながら、目を背けずに見てほしい、自分を最後の被爆者にしてほしいと訴えられた姿に衝撃を受けました。

単なる知識としてではなくて、自分の心や生き方を揺さぶられる体験だったと思います。こうした実相に触れる学びこそ、若い世代が平和をつくる担い手として育つ原点になると考えます。町としてこの被爆の実相を伝える取組、先ほど少しお話しいただいたのですが、この被爆の実相を伝える取組の重要性についてどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　やはり全く無関係の人から聞くよりは、実際に体験した人から話を聞くなり、そのやけどの跡を見せられる、これは何物にも勝る本当に実感できるものだというふうに思いますので、そういったところをやはり大切にしなければならないなというふうに思います。

ですから先ほど、実際に被曝した方に来ていただいて話をしてもらう、あるいは私は DVD とかでもいいと思うのですが、実際に自分の目で見るということが、やはり悲惨さをより実感できる、そういう機会になると思いますので、そういう機会をしっかりと体験してもらう、多くの町民に、あるいは小中学生に体験してもらうことが大切だろうというふうに思っておりますので、そういった事業の展開方法というものを、今までやっていたから今年もやるのだではなくて、より効果的な展開方法も考えていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　今、被爆の実相を語り継ぐということは、被爆者の方々から直接お話を聞ける機会が失われつつあるという中で、子どもたちが今学ばなければ、次の世代にその実相が伝わらなくなるという危機にあるというのが背景にあると思います。また核兵器の実相というのは、たった一発で都市とか自然を破壊して、長期にわたって人々を苦しめるという、またもう今のレベルでは人類を破滅させかねない、そういう戦争一般の悲劇とは異なる特質を持っていると思います。これも学ばなければ過去の脅威は理解できないと思います。そして、今その核の使用が現実の脅威となっていて、若い世代が核は二度と使わせないという思いを持つことは、未来をつくるために欠かせないものだと思います。

先ほどDVDとかいう話もあったのですけれども、やはり伝え聞くというのは、その人の思いも併せて伝え聞くということが、すごく大事な点だというふうに思います。ただ事実を知るということではなくて、どんな思いでそれを伝えていくかということが、併せて伝わっていく。それが伝わっていかないと、次の平和のつくり手にはならない。そこがすごく大事な点なのではないかなというふうに思います。実際に被爆者の方に来ていただいて、話を聞ければとてもいいのですが、それも難しくなっていますし、今、語り部も育成されていますので、そういうこともできれば、とてもいいと思うのですけれども、そういったいろんな可能性を追求して、子どもたちにぜひ実相を、気持ちと併せて伝えられるような取組を位置づけていただきたいなというふうに思います。改めてお考えがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　やはり義務教育課程において、教育活動の中で、そういったものを取り入れ、平和教育等も取り入れて、しっかりと幼いときから意識を、認識をしてもらうということは、大切だろうというふうに思っておりますので、これ教育委員会の専権事項になりますので、私のほうからも要請をして、なるべく実相に触れるような教育活動に取り組んでいただくよう要請したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　はい、分かりました。

次に移ります。被爆地の派遣についてです。

答弁では、自治体が異なれば、住民意識や土地柄も異なり、派遣事業への理解が得られるかどうかというようなニュアンスのことを述べられたかと思います。しかし町民の中には平和や核廃絶を願う声が根強くあると私は受け止めています。

そこで伺いたいのですが、町としてどのような調査や声の把握を行った上で、理解が得られるか疑問がまだ残っていると判断したのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これはアンケートを取ったわけでもありませんし、１軒１軒聞いて回ったわけではありませんけれども、やはりふだん私がいろんな方と接している中で、こういった類いの話というのは、もう皆無、出ないわけであります。だからといって、思っていないというふうに取ってもらっても困るのですが、やはり本当に心底思っているのであれば、やっぱり言葉の端々に出てきたり、会話の中で出てきたりもするので、そういう経験がありませんので、非常に意識としては薄いのではないかなというふうに私は受け止めているということであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　今、答弁の中でも紹介されましたが、町の平和運動に取り組んでいる団体、幕別原水協は、毎年、幕別の団体の代表として、広島・長崎に原水爆禁止世界大会に代表を派遣しています。その代表派遣への協力や参加の署名の呼びかけに対して、町民の多くの皆さんが日常的に平和運動に関わっているわけではないにもかかわらず、核兵器だけを早くなくしてほしい、一度若い人には被爆地に行ってほしいという思いも語りながら、署名や募金に協力をしてくれていると伺っています。

やはり町のこれまでの平和事業が町民の核廃絶の思いを支えてきているというふうにも思っています。それだけに、町の取組や発信が町民の声をより見える形にして、廃絶への力にしていけると感じています。もし、先ほど町長がおっしゃったように、町民の意識が薄いということであれば、なおさら、やはり現地にも派遣をするなどして、町民の中で、核廃絶について考える機会をより持っていくということが必要ではないかと思ったのですが、その点も併せて伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町としては、いろんな事業なりサービスを提供しているわけで、そこには必ずお金が伴うわけです。予算がなければ、全く何もできないと言ってもいいのではないかなというふうに

思います。派遣するとなれば、そこの予算組みをして、議会の議決をいただいて、そして実行していくという形になります。その予算組みが果たして、ほかにいろんなやらなければならないことがあるし、重要性は私も十分分かっています。ただそこ何十人、何十人と言いませんけれども、毎年５人派遣していくとかという、お金の使い方が果たしていいのか、そうではなくて向こうから来てもらう。より多くの人が実感を得られるのがいいのか、その辺の選択肢はありますので、それは私は先ほどから、その事業の展開方法をやっぱり工夫しなければならないというのは、そういう意味で申し上げたわけで、派遣ばかりが私は実相を知る機会ではないと思っていますし、先ほどDVDの話も出ましたけれども、DVDで別に戦後の姿というか、町の風景を映したものという意味ではなくて、語り部とか、被爆者、体験者のお話を収録したようなDVDがあると思っていますので、そういったものも実際に流して、皆さんでそれを実感するという機会も、そういう事業の機会もあってもいいのかなというふうに思いましたので、そこは今後、同じお金をかける中でより効果的な、より町民の皆さんが認識が深まるような、そういう事業展開を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　いろんな手段を考えるということは全く否定しませんが、今回、現地に派遣するこのことの意義について、やっぱり改めて考えていく必要があるかなというふうに思いまして、今回質問しました。

やっぱり現地を訪れて、原爆ドームや資料館、慰霊碑の前に立って、現地の語り部から直接話を伺うということは、映像や資料だけでは得られない大きな学びがあるのではないかなと思います。そのことは答弁でも先ほど言われていたかとは思います。

私、先日、今、中高生を育てている保護者の方にお会いをしました。その方は、会ってお話をする中で、戦争や核兵器のことを、せめて自分の子どもたちにはちゃんと伝えたいというふうに思っていると語ってくれました。どうしてそういうふうに思うようになったのかというふうに聞いてみると、道内出身の方なのですが、御自身が中学生の頃に住んでいた自治体で行われていた平和図書作文コンクールに入賞し、広島に派遣されたということでした。彼女は、このときの経験やその後の体験を通して、自分の子育てでは、平和への思いを伝える機会を持つようにしていると思うというふうに言っていました。広島・長崎の平和式典や終戦記念日には、テレビを見ながら子どもたちと黙祷をされているそうです。多感な時期に、現地で原爆ドームや資料館からその悲惨さ、式典からは平和の尊さを学ばせていただいた。本物に触れる機会があったおかげだと思っているということでした。そして、今後も折に触れ平和図書を読む、経験談を聞かせていただくなど、できることは家族皆で取り組みたいと話されていました。彼女も、被爆80年という節目に、幕別町が派遣事業に取り組めれば大きな一歩になると期待をされていました。そういった話を聞きましても、やはり行って経験するというのは、ずっとその方の人生にも影響を及ぼすのだなというふうに改めて感じました。

ほかの方からもですが、例えば小学生の６年生を派遣して、夏休みが終わったら各学校で発表してもらうという機会が持てれば、全ての子どもたちに考えるきっかけになってもらえるのではないかなという話もありました。

ぜひ現地への派遣事業について、改めて検討する機会を設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私は派遣することを全く否定しているわけではなくて、事業効果として、もっと大きな効果が得られるような、呼んでくれば、100人、200人一遍にお話が聞けるわけですよね。そういったことを申し上げているのでありまして、派遣が全く駄目だと言っているわけではなくて、そこはちょっと勘違いしないでいただきたい。ですから、いかに効果的な事業展開をしていくか、そこにはやっぱり知恵を絞ってやっていく必要があるということで、どうせお金をかけるのであればより大きな効果であったり、より心に響くような事業をやっていきたいと、そういう意味から申し上げているわけで、今後もそこはしっかりと検討していきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　ぜひ検討を進めていただきたいと思います。
次の平和首長会議の取組についてです。
答弁では、平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にすることが最も効果的で大きな力になるものと考えていると言われました。平和首長会議では、加盟自治体に向けて核廃絶に関するさまざまな取組が呼びかけられています。例えば、核兵器禁止条約の署名の取組、平和首長会議が作成した原爆ポスター展などの展示、“平和なまち”絵画コンテストなど町民参加のイベントです。いずれも町民が平和活動に参加するきっかけになるものと考えます。町が積極的に取り入れていくことで、町民一人一人が平和の担い手になる土壌が広がります。また国際社会にも住民の声を届けて国際世論を高めることにつながると思います。ぜひ積極的に具体化していただきたいと思います。
署名についても、今現状でも取り組んでいるという答弁でしたが、例えば原爆パネル展や図書の展示の際にも署名を呼びかけるだとか、地域の団体や民間にも広げていくとか、また原爆のポスター展は、この間、平和首長会議が作成しているものですが、これも作成、取り組むことでまた平和首長会議のホームページにも紹介されて、連帯した運動が広がっていくという力にもなると思います。
また“平和なまち”絵画コンテスト、子どもたちに絵を描いてもらうという取組ですけれども、これも学校と協力して取り組むことができないかなというふうに思うのですが、何か具体的に考えていけることがあるかと思うのですが、今考えておられることがあったらお伺いします。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　何をやるかということは考えておりませんけれども、いずれにしても、事業をどうせやるならば効果的にやらなければ意味はないわけでありますから、それは小中学校、幼児も含めて、町民全体がより認識が深まるような、そういう事業展開をしなければならないなというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　ぜひ議論して、できることから取り組んでいっていただきたいと思います。
次に四つ目の教育の中での学びについてです。
教育長からの答弁をいただきました。答弁は、平和教育一般の取組の紹介が主だったかなというふうに思いました。
今回伺った核の脅威や被爆の実相を学ぶということは、一般的な平和教育とは別に特別な工夫と機会が必要だというふうに考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　答弁の中でも申し上げましたけれども、具体的に社会科の中で、こういった取組をやっていますという話もいたしました。ただこれ以外に、複数の教科にまたがって、いわゆる平和教育というのをやっているというのが実態だというふうに思います。この平和教育一つとってもやはりいろんな切り口があろうと、その中の一つが、酒井議員がおっしゃるような核の脅威ですとか、被爆の体験、そうしたものが挙げられるのかなというふうにも思います。
日本人である以上、やっぱりそういったことに関して、一定程度の学びの機会を設けるというのが必要だろうというふうに考えておりますので、現状の教育課程の中において、各学校で工夫をしながら、適切に取り扱っていくべきものだというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　例えば、今回は核兵器の脅威や被爆の実相ということですので、この中身をどれだけ子どもたちと一緒に学べるかということ、現状がどうかということもあるのですが、考えていく必要があるかなと思いました。
というのは、例えば原爆の日は夏休み中です。子どもたちが意識しないまま通り過ぎてしまいかねないということを私も危惧しています。そうした状況の中で、町として、核や被爆の実相を正面から学ぶ機会をどう確保していくか、この課題について、その大事さとか、今、実際考えていることがあ

りましたら、それも含めて改めて伺います。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　義務教育段階にあっては、小学校１年生から中学校３年生までと、９年間にわたって、その発達段階に応じてこの平和教育についても、それぞれの場面の中で、その年代に合った教材を用いながら、学校の中で教育活動に取り組んでいるというふうに考えますので、その場面場面の中にあって、やはりそうした終戦の日ですとか、原爆投下の日、そうした節目の日の大切さといいますか、そうしたものが繰り返し増えていく、そういう必要があるのではないかなというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　その節目の日に触れていく機会が大事なのですけれども、そういう日程では夏休みということもあって、せっかくのそういう節目の日に、なかなか子どもたちがそこに正面から考える機会を持てないという現状があるのではないかということをちょっと心配しているわけです。
　ほかの保護者の方にもちょっと意見聞いたのですけれども、その方は今年の夏に小学３年生のお子さんを対馬丸記念館に連れていくということで、平和の思いがある方なのですが、その方が言われていたのですけれども、被爆地とそれ以外の地域で原爆についての学習機会に差があり過ぎると思うというふうに言われていました。また原爆パネル展を町でも取り組んでいますが、夏休み中に多くの保護者が積極的に子どもをパネル展に連れていくというのは恐らく難しいので、日頃から身につく学校の廊下などに展示があれば、全ての児童生徒が目にする機会を持てるのではないかというふうに思うというふうに言われていました。
　また別の方は、自分たちの小学生のときには必ず学級文庫に「はだしのゲン」があった、あれを見れば原爆が分かる、体験した人の話をリアルで聞くのが難しくなっているけれども、また各家庭でというのは難しい状況にある中で、学校でそういうものを通して触れる機会があるといいと思うというふうに言われていました。
　学校教育の中で位置づけられれば、全ての子どもたちが核兵器の脅威や実相に触れる機会を持つことができると思います。改めて、そういった機会があるのか、確認といいますか、点検、見直しして、具体的に取り組んでいけるようなことを検討していく必要があると思うのですけれども、町の考えを改めて伺います。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　平和教育全般に関わる教材は、本当にさまざまあるのではないかなというふうにも思います。各学校の図書室の中にも、この平和や戦争に関する図書コーナーなるものもあるというふうにも聞いております。中身を詳細確認はしておりませんが、そうした中に、核の脅威ですとか、被爆の悲惨さ、そうしたものを伝えるような図書も置いてあるほうがいいのかなというふうにも考えます。
　いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、繰り返しこうした戦争の悲惨さや何かを伝えるような取組を、教育活動の中でも取組をした上で、いずれ可能であれば、広島や長崎といった被災地を訪れたいと、そのような気持ちになればいいのではないかなというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　被爆者や被爆地の真剣な発信に応えて、過去の実相を学び、廃絶に向けた平和事業を若い世代と一緒に行っていくことを期待して質問を終わります。
○議長（寺林俊幸）　以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。
　この際、16 時５分まで休憩いたします。

15：58　休憩
16：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、荒議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、荒議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　通告に従いまして質問いたします。

１、安心安全な学校給食をであります。

深刻な物価高騰が続く下で、教育費における保護者の負担軽減の観点からも学校給食費の無償化が行われています。一昨年の文科省調査では、公立小中学校等で、何らかの方法で学校給食費の「無償化を実施中」と答えたのは 722 自治体で約４割に達します。無償化の目的については、「保護者の経済的負担の軽減、子育て支援」という回答が最も多く 652 自治体、続いて「少子化対策」66 自治体などが続いています。また、東京都では今年１月から全自治体が無償化となるなど、各地で無償化が広がっています。学校給食費の無償化の広がりは、自治体を動かし、政治を動かしています。

石破首相は２月の国会で「2026 年度以降、できるだけ早期の制度化を目指したい」と明言し、2025 年度予算成立のために結んだ自民・公明・維新の３党合意文書には、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和８年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する」とされ、６月の「骨太の方針 2025」において給食無償化は「令和８年度予算の編成過程において成案を得て実現する」とされました。

幕別町においても政府の予算編成の動向を注視しながらも、国の予算待ちにせず、町独自の制度の創設・拡充を求めるところであり、学校給食は子どもの成長を支えるセーフティネットとしての機能に加え、食育の推進など多岐にわたり重要な役割があることから、以下の点について伺います。

（１）さまざまな事情で朝食を欠食する子どもがいるなど、給食は子どもの食のセーフティネットの役割の面もあり、給食の質の確保は重要であると考えますが、町の考えは。

（２）現下の物価高騰による給食費の負担軽減策は。

（３）今後、学校給食費を無償化する考えは。

２、教育費の負担軽減のため教材を学校備品に。

文科省の「子供の学習費調査」によれば、学用品費や制服代などの学校教育費は、公立小学校で 2021 年 6 万 5,974 円から 2023 年 8 万 1,753 円、公立中学校で 2021 年 13 万 2,349 円から 2023 年には 15 万 747 円へと負担が増えています。文科省は今年６月「学校における補助教材及び学用品費等に係る保護者等の負担軽減について」の通知を発出しました。内容は、これまで保護者等負担で毎年購入していた教材を学校備品として整備することで、保護者等の負担軽減を図った自治体があることや財源は地方財政措置が取られているというものであり、幕別町も積極的に取り入れるべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　荒議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「安心安全な学校給食を」についてであります。

学校給食は、栄養バランスに優れた献立を提供することにより、成長過程にある児童生徒の心身の健全な発達を図ることを目的とし、併せて食に対する正しい知識と食習慣を養う食育の教材としても、重要な役割を担っております。

また、学校給食法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることの理解を深め、生命及び自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養うとした目標が定められており、これらを子どもたちに身につけさせるためにも、学校給食が果たす役割は重要なものであると考えております。

ご質問の１点目、「さまざまな事情で朝食を欠食する子どもがいるなど、給食は子どもの食のセーフティネットの役割の面もあり、給食の質の確保は重要であると考えるが、町の考えは」についてであります。

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた学校給食を提供することは、健康の増進や体位の向上を図るともに、生涯にわたり健康な生活を送るために不可欠な食事の指標となるべき重要なものと考えております。また、学校給食における必要な栄養価については、文部科学省が定める「学校給食実施基準」の中において「摂取基準」が規定されており、多様な食品を適切に組み合わせて、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取し、さまざまな食に触れることができるようにすること。また、これらを活用した食育に関する指導が求められております。

このほか、地場産食材を食に関する指導の「生きた教材」として使用することで、児童生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上でも、重要であると考えております。

こうしたことから、本町ではふだんの調理に地場産食材を極力多く取り入れるほか、町内産の食材を使った「まくべつの恵み給食」や有機食材を豊富に使った「まくべつオーガニック給食」の提供など、児童生徒に地域の食文化に対する理解を深め、さまざまな食に触れる機会を提供しているところであり、併せて栄養教諭による「食育授業」を通じて、学校給食を単なる食事提供とするだけでなく、児童生徒が食について実践的に学ぶことができる「生きた教材」として活用を図っているところであります。

今後におきましても、栄養バランスの取れた食品構成と、食育にも留意しながら、教育活動としての学校給食の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「現下の物価高騰による給食費の負担軽減策は」についてであります。

現行の給食費については、令和３年度の改定時において１食当たりの給食材料費を小学生が 263 円、中学生が 313 円と算定し、従前の単価からの上昇分 21 円のうち３分の２の 14 円と、これに平成 26 年度から実施していた地場産食材費の８円を加算した 22 円を町が支援することとし、これを差し引いた小学生 241 円、中学生 291 円を保護者に負担していただく給食費としているところであります。

しかしながら、本定例会初日の行政報告で町長が申し上げたとおり、昨今の急激な物価高騰の影響により、給食費と給食材料費の収支の赤字額が増加しており、今後においてもこうした状況が続くことが想定されております。

このことから、本年度につきましてはこれまでの１食当たり 22 円の支援を継続しながら、今後、学校給食センター運営委員会において、給食費の改定を視野に入れた「給食費のあり方」について、ご審議いただきたいと考えております。

ご質問の３点目、「今後、学校給食費を無償化する考えは」についてであります。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する費用は学校設置者が負担し、これ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められており、受益者負担の観点から法の規定に基づき、給食費を保護者に負担していただいております。

道内における学校給食の無償化の状況につきましては、北海道が実施しております「学校給食実施状況調査」の令和６年度調査結果によりますと、道内 179 市町村のうち「無償化を実施」が 68 市町村、「臨時的措置として無償化を実施」が４市町であり、計 72 市町村で無償化を実施しているところであります。

本町においては、約 2,000 人の児童生徒が在籍しており、無償化の実施には１億円を超える多額の

費用を要すること、また自治体の財政力の違いによる格差が生じないよう、国の責任で進めるべきであると考えることから、町独自で無償化を実施する考えはありませんが、現在、国において学校給食を含む教育無償化について検討が進められていることから、こうした動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「教育費の負担軽減のため教材を学校備品に」についてであります。

本町では、児童生徒が日頃の教育活動に必要な教材については、子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助けるうえで重要であることから、跳び箱や理科で使用する実験器具など必要な教材を購入できるよう、各学校に児童生徒数及び学級数等の規模に応じて予算を配分し、効率的かつ計画的な予算執行に努めているところであります。

また、制服や学校指定ジャージのほか、ドリルなどの補助教材など授業で作成した成果物や授業等に用いる購入品が、個人に帰属する教材またはその直接的利益が児童生徒に還元されるものにあっては、保護者負担としているところであり、このことは義務教育無償の原則に触れるものではないとされておりますことから、過度なものとならないことに留意しながら保護者負担としているものであります。

こうしたことから、今後におきましても必要な範囲で保護者負担を求めることになりますが、保護者等の経済的負担を軽減するため、本町におきましても全国での取組事例を参考にするなど、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　それでは再質問させていただきたいと思います。

学校給食については、何度か教育委員会に質問させていただき、今回は評価もそうですが、学校給食とはということで少し質問をさせていただきたいなと思っております。

学校給食は今すごく、先ほど通告書にも載せましたが、現在、国では 2026 年度以降に小学校の給食費の無償化について議論がされているところであります。学校給食は今大きな変化の上にあるのです。政策的な無償化の流れの中で、生活の困難や食に関する乱れ、食育が本当に今重要だなと感じないときはありません。健康的な食が取れない、取らない、子どもも大人も食についてもっと考えていく必要があるなと私は率直に感じました。

この肝心要の学校給食は、今、今後どういった方向に向かっていくのかについて、給食の時間の必要について、町の認識を確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　答弁の中でも触れましたけれども、学校給食に関しましては、教育委員会といたしましては、その目標と定められているところ、ここが教育委員会に求められているものでありますので、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るですとか、正しい食への理解、それと望ましい食習慣を養うと、そうした目標の実現に詰めるべきものだというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　本当に同じような思いであります。特に子どもの食生活の中で、それが大人になったときの食生活にも影響を与えるというようなことも文科省では書いてあって、いろんなことで影響が出るのだなということが、私、今回の質問の中で理解したとこでもあります。

そこで、学校給食の現状、今一つ目ですが、質について、このたびテレビでも見ると、現状、質や量が低下しているという報道が上がっているのです。減った気がする、デザートがないという感覚だけではなくて、いわゆる学校給食の摂取基準、カロリーベースではありますけれども、これを満たしているのかというような現状もありました。幕別町の現状については、どのような状況になっておるのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　学校給食センター所長。

○学校給食センター長（守屋敦史）　ただ今のご質問です。給食の中での栄養価等の十分摂取が取れて

いるかというような内容になります。

献立を立てる場合は、栄養教諭のほうが十分栄養バランスの取れた献立、創意工夫をした献立を考えた後に、詳細な栄養計算ができる専用のシステム等を使って、栄養価のほうがしっかり確保されているかを確認しながら献立を作っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　そういった報道がありますから、幕別町の現状についてお聞きしたところであります。必要な摂取基準については満たしているということで理解してもよろしかったですね。分かりました。

特に偏った栄養摂取、偏食の問題、食育という観点から、偏った栄養摂取、朝食を食べないという欠食や一人で食べる孤食など、子どもたちの食生活の乱れは子どもの心身の発達に影響を与えるということも言われています。成長期の子どもに対する食育は、子どもが生涯にわたり健康に生きるための基礎になります。子どものときに身につけた食習慣は大人になってからは改めづらい。子どもの頃からの食生活は、将来の食生活へ影響を与えるということも、文科省の内容では記載されていました。先ほどご回答いただいたように、同じ思いでやっていただいていると思ってはいますが、こうしたところをしっかり伝えた上で、学校給食を考えていく必要があるのだと思います。

やはりこういったお話をすると、昼食の関係でどうなのだというのが出てくるのです。家庭の現状については、十分な栄養を取る食生活が困難な家庭がいることは間違いないです。バランスの取れた学校給食はとても大切であるのです。こうしたところから、長期休みの間に学校が再開するなどした場合に、やせていた状況から、子どもたちに話を聞いたら、親が昼いないので食べていないときもありましたとかいうような状況があります。学校給食がどれだけ子どもたちの健康を支えているかというのが本当に重要になってきています。昼だからこそ、こういった問題、そしてこの学校給食の基準が大人になったときの食生活にも影響を与えるということで、文科省も提案し、食育、そして学校給食についてしっかりと充実させたものにしていくことが望まれています。

今お話を聞いたのですが、学校給食センターの発行している給食だよりがあります。地元野菜を使った取組、子どもたちが考えた献立、「まくべつ恵みの給食」は大変好評なのです。栄養士さんをはじめ、給食センターで働く方々には本当に感謝しかないなと思っているところです。

私は給食を無償化することは必要だと思いますが、流れ的に今のお話ししたとおり実現する可能性が大いにあるのです。しかし、町的に、あるのですけれども、子どもの持つ保護者からお話を聞くと、今の給食の実情で無償化するということにすごく疑問を感じるということが、最近言われるようになりました。内容については、無償化することで、授業参観や学年レクで保護者自身が給食を食べる機会があるのです。その間、議員をしていなかったのですけれども、質だとか量について疑問が出てきました。今の給食でこんな状況なのですね。子どもからも、デザートが減っていますねと。こよみの季節のケーキが出なくなりました、小さくなりました。たれやソースが少なくなりました。子どもからもこうした声が出るようになりました。まくべつ恵みの給食がすごく好評なのはそうなのですけれども、現状の学校給食が質の面や量の面で、子どもや保護者から疑念の声が出ているということをぜひ受け止めていただきたい。

もう一つ、子ども自身が 12 時にご飯食べて、３時に帰ってくるのですが、おなかがすいたと帰ってきます。給食をしっかり食べているのかいと保護者の方は聞くそうなのですが、食べていると子どもたちは言うそうです。別の保護者に聞いたら、学校給食の時間が短いと。だからそんなに給食を食べられる状況にもない、少ないからといって文句が出るような状況がないのではないでしょうかねというようなお話もいただきました。

学校給食の質はすごく大切だと思います。子どもたちにとって給食の時間は楽しみな時間なのです。みんなが話す時間、学習に集中する中でリラックスできる時間でもあります。給食の時間をしっかり取って、笑顔があふれる時間にしていただきたい。15 分では食べられないという現状があります。今

の時間のなさを改善させていかなくてはなりませんし、何よりも質と量について、ちょっとこうした声がある中で、教育委員会として、学校給食運営委員会や学校側から質や量、時間についての改善等の声はなかったのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　学校給食センター所長。

○学校給食センター長（守屋敦史）　ただ今のご質問ですが、給食の内容ですね。質や量の関係で、質問等が、問合せ等がなかったかというご質問です。

　個別に給食センターに対して、そういった声は届いてはいないのですけれども、例えば担当者会議ですか。例えば養護教諭等が集まった給食センターでの会議の際には、多少そういった声も一部出た現状はありましたけれども、その辺については給食の献立を今後また工夫をしながら改善したいというようなことで、回答はさせていただいております。

　以上です。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　学校給食全体を見たときに、時間の配分ですとか、量の問題ですとか、質の問題ですとか、こういったもの全体を通してやはり食育というものが、どんどんどんどん前に進んでいくのではないかなと思っています。時間がないから、少なくてもいいよというのは本当に残念でしかないのです。いっぱい食べたいというお子さんもいますけれども、全体的に学校給食が今どうなっているのかなというところで、私は無償化の考えとともに、質の問題について今回質問させていただいたところであります。

　回答の中では、改善に向けてというようなお話がありました。いろいろな改善策やいろんな方法があるとは思いますが、では給食はどういった位置づけなのだろうというところがすごく重要になってきます。二つ目の物価高騰に対する考え方もそうなのですけれども、今現状、１食 22 円の支援を行っていただきながら、地場産品の食材、そしてふるさと給食や恵の給食の問題点、たくさん取り組んで給食の充実を図っていただいているところではあります。

　しかし、今のお話を聞いて物価高騰対策で言うと、物価高騰の赤字の部分を委員会で議論したいというような話がありました。これすごく大きな転換点です。今、給食は無償にしていきましょう、それをしっかりと国が補償していきましょう。学校給食は、教育的な観点の一つですよという状況が広がっている中で、そこをいわゆる保護者負担にしていいのか、ここがやはり問われているのではないかなと思っています。教育的立場、義務教育は無償という精神、これを拡充するために、幕別町が今後そういう委員会の中で、どういった訴えを判断するかあれですけれども、もっと学校給食とはどうなのか、学校給食を運営する町としてどうあるべきなのかを是非議論して、結論に至っていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　給食材料費の考え方に関しましては、これ従前から変わるものではありませんで、牛乳ですとか、米やパンですとかというのを一括して大量購入をして、なるべく低廉な価格で提供できるようにする。また、野菜等に関しましても、一定程度大量購入をするなど、そうした工夫をする中で、なるべく低廉な値段で給食提供につなげるような努力をしているというものであります。

　ただ一方で、この間の物価高騰の影響により、さまざまな価格が学校給食の給食提供においても影響を及ぼしているというのも実態にあります。そうしたことから、まずはこれまでと同じように、給食提供に必要な材料費として、今後どれぐらい必要なのかどうなのか、ここはきっちりと現状を見据えた中で検討しなければならないというふうに考えておりますし、現行の法律の中では、基本的には食材費については保護者負担というふうになっておりますので、そうした原則に基づいて、今後の検討も併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　学校給食の現状については、学校給食法では、材料費は保護者負担、しかし全国的な取組の中で、各自治体独自でその分を負担していく、一部を負担して給食費の引上げですとか充

実とかを行っているというような状況があります。

特にコロナ後の物価高騰対策では、一時的ではありますけれども、学校給食費の負担を上げないという取組が本当に広がり、今、国の学校給食については、負担軽減を進めていこうというような議論にまでなってきているのです。町として、そういった状況を踏まえて今までどおりでよいのか、学校給食はどうなのかというので、いま一度考えていただきたいのです。

あと、お隣の音更町なのですが、大変申し訳ないのですけれども、令和５年、６年度に学校給食費の改定を行いました。保護者負担の軽減を図るために町が学校給食の一部を補助するということで、引上げは行ったのですが、金額は、保護者負担については据置きする、引上げ分については全て町が負担するということで決めました。この観点からも、いわゆる物価高騰は全ての住民や子育て世帯にも影響があると。ならば、そこの分については町が負担しましょうという決断です。こうした視点はすごく大切なのです。教育的立場も食育の立場も、そういった大変な世帯へ、子育ての環境の支援を考えた上で、今後、協議会、運営委員会で議論がされるとは思うのですが、こういったことも見据えて協議に入っていただきたいと思うのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　今、荒議員がおっしゃいました、国における今、教育無償化の一環で、給食の無償化も検討されているということであります。この大きな要因は、まさに子育て支援であったり、また少子化対策といったことが大きな要因となって、国としても具体的にこうした動きをしているというものだろうというふうに思います。これは学校給食のそもそもの目的ですとか、法律に照らしましても、またちょっと別次元のものでありまして、先ほども音更町の事例をおっしゃいましたけれども、これはそれぞれの町において子育て施策として、どうあるべきなのかという判断の中で取り組まれているものだというふうに考えておりますので、現下の法律の中では保護者負担となっておりますので、今後、国がどのような考え方の整理をして給食の無償化に取り組むかは分かりませんけれども、願わくば一番いいのは、学校給食法の中で定められている保護者負担というのを、国の責任において無償化するというふうなことをうたっていただいて、財源も国がしっかりと保障していただいて取り組んでいく、そういうふうになるべきものだというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　現状は、国に求めて給食費無償化を行うということは理解しているところであります。そういった方向で進んでいるということも、教育長は理解していただいているのだと思います。

しかし、幕別町では、その辺については法律があるからやりませんと。原則については理解しています。でも、町として、学校給食を今後どうしていくのか、もう将来的には、10 年後にはきっと無償化になっているのだろうなと私は思ってはいますけれども、でも、ではその間のタイミングで町としてどういった対策が取れるのかな、町が子育て支援や少子化対策を、本気と言ったらあれですけれども、どれだけやっていくのかという姿勢を見せるというのが、すごく大切だと思っています。特に近隣では、どこもやっていない状況もあります。幕別町がそういったところで力を入れて真剣に取り組んでいくのだという姿勢を見せるという意味でも、法律があるかどうかではなくて、政策的にそれは変えることができますし、それに既に取り組んでいる自治体があるわけです。東京都が全部無償化、すみません、無償化の話になってしまいますけれども、しているという現状があるのです。もう全人口の１割が東京都ですよね。その東京都が実現して、なぜ幕別ができないということには、またならないのかなと思っているところでありますから、そういったところも政策的な判断をもって、今現状できるところ、今は物価高騰対策です。どれぐらいのお金が必要なのかというところで、同様の判断もあるのですけれども、本当に給食費が保護者負担でいいのか、国の政策や見方を見ただけでそれで本当によいのかというところを、私は問われているのではないかなと思って、教育長に内容をただしたところであります。では、無償化を進めます、もうほぼ同じような感じではありましたが。

国の動向を注視するという中でありましたが、今現状すごく進んでいるのです。進み具合を今お話しするということもありますけれども、2022 年では 250 だったものが 2023 年には 500、2024 年には

652まで来ました。全自治体1,741あるので37パーセントです。北海道も、今、教育長がお話ししたとおり、179のうち68ですか、37パーセント、同じ結果でありました。学校給食の流れがすごくこうやって広がる中で、ではなぜ幕別町はそこに取り組めないのかな、やれないのかなというところなのです。

本当に教育負担の軽減について、どういう認識を持っているのかなということがすごく問われています。ほかの自治体でも、やっぱり保護者の声が大きいから、そして、ここが教育負担の部分ですごく重いのですよね。教育長はどれぐらいの学費が出てきませんでしたけれども、年間大体８万円前後あるのです。そのうちの半分は給食費です。その中で、月4,000円、5,000円、年間５、６万円の負担が軽いものではないのです。物価高騰の下で想定以上の負担が子育て世帯にかかる下で、本当にこれ、このままで少子化対策、子育て支援いいのかなというところまで来たから国が動いたのではないかなと思っています。３人、４人のお子さんを持つと１か月で１万5,000円から２万円ほど負担が重いのです。今いろんな話もありましたけれども、部分的にスタートするということはできないのでしょうかね。例えば中学生から、例えば中学校３年生から、第３子世帯といったら国と一緒なのであれですけれども、部分的に、いわゆる踏み込んで給食費の無償化を町として取り組むということも可能ではないかと思うのですが、その辺の町の認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　十勝管内でも、給食費だけを取り上げれば、それぞれの町での支援というのはさまざまでありまして、幾つかの町は無償化もしておりますし、金額の大小の違いがあれ、１食当たりの支援をしているという状況であります。本町においても22円の支援をしておりますけれども、これは決して少なくない金額ではないかなというふうにも思っておりますし、さまざまある子育て支援策の中の取組の一環として、町として財政的なことも含め検討した結果、このような形になっているものだろうというふうに思います。

先ほども東京都の事例をおっしゃいましたけれども、あれに関しましては、区に対しては２分の１、市町村に対しては８分の７を都が補助するという形で実現をしているものでありますので、同様の補助制度なりを北海道とかにおいて実現していただけるのであれば、本町においても同様な取組が可能なのかもしれませんけれども、そうした財源のない中にあって、本町でできる取組として、現状にあっては22円の支援をするという状況になっているというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　全額ということで、今、教育長が言われたとおり、１億円近くのものを負担することはなかなか難しいという話がありました。要は部分的な対策、いわゆるこの世帯だけ、お答えいただけなかったのです。例えばですけれども、中学３年生だけとか、中学校の教育費負担が大きいものですから、ここだけに絞るとか、多子世帯のところに絞るとか、そういったところで無償化についてを前に進めていくという考えはないのか、お聞きしたところでありますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　取組方がさまざまあるというのは、ほかの町の事例も見させていただいておりますので、存じ上げているところではありますけれども、まず現状にあっては高騰している物価の影響により材料費が高騰しておりますので、今後における給食材料費がまずは幾らなのか、これを詳細に検討して、算定の上、その後において、どういった取組ができるのかというようなことについては検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　ぜひ、子育て世代がよかったなと思っていただけるような対策になることを期待します。

次です。教育費負担軽減のための教材の学校備品化についてお聞きいたします。

今年の６月25日に文科省から「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減につ

いて」の通知が出されたところであります。内容については、保護者の負担軽減について自治体の創意工夫が紹介されて、積極的に取り組んでほしいという内容でありました。教育委員会として、この通知を受けて、率直に聞きたいのですが、取り組む考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　教材費の考え方でありますけれども、答弁の中でも触れましたけれども、個人の所有物となるもの、もしくは児童生徒個人の利益に直接的になるようなもの、そうしたものを対象としているところであります。国においても通知によりまして指針が示されているというのは存じ上げておりますけれども、そうしたものも参考にしながら、本町においては取組をしているというところであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　幕別町では取り組んでいるということなのでしょうか。どうですか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　繰り返しになりますけれども、指針でも示されている中にあって、こういったものを、学校としてそうあるべきなのではないのかというようなものについては、参考にしながら取り組んでいるというところであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　なるほど。では、どういったものが取り組まれているのか、具体的にお示しいただきたいなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　国が示された補助教材の軽減ということでは、以前まではあっせんしていた算数セットなど、現在では各学校で準備してそういったものを活用しているので、毎年あっせんしたり購入することなく授業で活用しているものであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。算数セット、まあ進められたということでありますね。理解いたしました。

　この問題については国もすごく動いてきているので、本来であれば、しっかりと予算措置して、予算軽減に努めていただければと思うのですが、そこまで今現状ではいっていません。通知を出して、今の文部科学大臣である阿部さんが、今回の内容について骨太方針が出されたときに、「保護者負担が過重なものにならないように留意しながら適切な教材の整備を図ることは、私たちも重要だと考えています」と。「自治体の取組を促すべく速やかにその方法を検討し実施してまいりたいと考えております」ということが記者会見で述べられています。であれば、予算措置してほしいというところではありますけれども、今後、教材費の学校備品がもっと進むかと思っています。通知の中では、算数セットのほかに、裁縫セットとか、彫刻刀セットとか、たくさんこういったものが取り組まれてきました、やっていますよというようなことが具体的に示されています。幕別町では算数セットということで理解したところではありますが、こういったところを、今、本当に備品、副教材費をどう考えていくかがすごく大きいなと思っています。要は、年間８万円、小学校ですけれども８万円を超える年間の副教材費の中で、算数セット、絵の具セット、彫刻刀セット、書道セット、裁縫セット、４月になったら順番に買ってください､年に 10 回使うか分からないものをそろえてくださいという今の流れを変えていかなくてはいけない。今、課長がお話ししたとおり、備品でそろえられるものはできると思うのです。そういったところを、今後の保護者に負担していただくものをどう扱っていくかというのを、町として考えて検討して進めていただきたいと思うところですが、その辺については進めていただけるという余地はあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　全ての教育活動に必要なものが学校に備わっているようになれば、確かにそれにこしたことはないだろうなというふうには思いますけれども、必ずしも、どうしても学校で用意し

なければならないというものではないものもあるということで、その線引きの考え方として、先ほど答弁でも触れましたとおり、個人の所有物に該当するようなもの、そうしたようなものについては、個人で購入なり準備をしていただくというふうにしているところであります。

ほかの自治体での取組事例ということでお話もありましたけれども、それにつきましても十分参考にさせていただいた上で、各学校で適切に判断をしているというふうに考えております。基本的な考え方としては、個人の所有物に該当するのかどうなのか、そうしたところが大きな判断基準になるのかなというふうに考えているところであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　その認識、保護者負担の関係もそうなのですけれども、いわゆる本当にそれが、年間10回使うか分からないようなものを、毎回新品で買う必要がどうなのかなというところが、今、問われてきているのだと思うのです。スケートも制服もレンタルが進みました。民間のほうが進めているのです。むしろ公教育のほうが、その辺については買ってくださいというような状況がまだまだ残っているのです。そうしたところをいま一度、その備品が本当に個人で買う必要があるのかとか、こういった状況が本当に必要なのかというところも、これからのことだと思うのです。学校備品についてどう判断して、どう考えていくのかというのを、教育委員会としてぜひ議論して、整備するなり準備するなりしていただきたいと思うのです。

先進事例ということを参考にしながらというお話もありました。国のほうも、そういった動きで、取り組むということでも、ちょっとこの文部科学大臣がいつまで続くか分からないところはありますけれども、こういった状況も進んできているので、やはり町としても、しっかりとそういったところを議論して、町の教育委員会でも取り組んでいただきたいところがあります。

やはり教育の機会均等や憲法第26条第1項のひとしく教育を受ける権利という中で､義務教育の無償化という観点から、まだまだ進んではいないところはありますけれども、でも、今一歩ずつ進んでいる状況であります。昭和38年でしたかね、教科書代からスタートして、将来的には給食費、スクールバス、そういったものを無償化にしていきたいという、当時の政府の見解からなかなか進まなかった中で、今やっとちょっとずつ進んできたという状況があります。こういったところを、教育的観点を持ちながら、町としても、国とともに進めながらではありますけれども、教育委員会として、そういった設備の問題や教育的立場に関して議論し取り組んでいただきたいのですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　荒議員がおっしゃった文部科学大臣のコメントを私も拝見いたしましたけれども、であれば、やはり財源を国においてしっかりと責任を持って措置をしていただいて、各自治体に交付をしていただいた上で保護者負担の軽減を図っていく、これが何よりなのではないかなというふうにも思っております。ただ、現在の制度の中にあっては、そうした仕組みになっておりませんので、我が町にあっても、そうした取組ができない現状にあるのかなというふうにも思います。

ただ、いずれにいたしましても、給食費の無償化と同様でありますが、いわゆる子育て支援というような観点でいったときには、これはやはり国を挙げてやっていただくべきものであるというふうに考えておりますので、そうした予算措置に基づいてやるべきものだろうなというふうに思います。そうした状況にはありませんので、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたような、個人の所有物となるべきものなのかどうなのかといったような考え方に基づきまして、しっかりと精査をした中で、保護者負担については求めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　なかなか平行線でありますが、要は考えを改めていかなくてはいけない時期に来たのではないかなと思っているところであります。いわゆる個人でそろえてもらうものが、本当にそれが個人でそろえる必要があるのか。使っているのは児童生徒ではありますけれども、でも最終的には、これが備品であってもよいのではないかとか、こういったものが本当に必要なのかというところ

も、もっともっとこれから議論されていくのだと思うのです。だから、文部科学大臣も負担軽減にならないために適切な教材の整備を図るというふうに言っているのですよ。保護者負担も求めるけれども、学校の整備も図るように促していきたいというふうにしているのです。

さっき教育長が言ったとおり、予算措置がまだできてなくて、６月なのでそういった状況もありますけれども、でももし予算措置やそういった財源、いわゆる補助負担、補助があった場合は、幕別町はしっかりそれに乗って対策を取っていただける体制もまた必要なのだと思います。要は、国が予算を出しました、どのぐらい出るかは分からないですけれども、今、出ているのが 400 億円の ICT、働き方改革で出ている、プリンターとか、そういったもので出てはいるのですけれども、でも、それも限られた予算でみんな自治体がわあっといくと、あっという間になくなってしまうというような現状があります。少ない予算の中で、では幕別町の子どもたちに教育をしっかりと負担なくやっていただけるためにも、そういった予算が通ったときにしっかりと編成できるように、今からでもそういった取組をしていくというのも一つの手ではないかなと私は思っているのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　しっかりとした目的の下、その裏づけとなる財源を国がお示しいただけるのであれば、これは言うまでもなく、やるべきものだなというふうにも考えておりますけれども、現状の中ではそうした状況にありませんので、取り組む状況にはないのかなというふうには思っています。際限なく子育て支援というような名目の中で支援をしていくということも、限られた財源の中で、できることも本当に限られておりますので、無責任にあれもやるこれもやるということにはなりませんので、基本的には、現状の中で必要なものを保護者の方にも負担をしていただく中で、取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　すみません。私の話し方が間違っていたのですかね。学校備品については子育て支援ではなくて、本当にそれが保護者負担でいいのかという、学校の備品等の個人負担という考え方からスタートしているのです。ちょっとすみません、枠をしっかり取らなかったものですから。なので、どっちかというと子育て支援ではなくて、本当にそれが保護者負担でいいのかという議論の下で、備品にしていきますよという流れで、これは来ているものなので、当然子育て支援とか保護者負担軽減という意味合いもあるとは思いますけれども、文科省としては、それの負担を本当に個人でやらせていいのですかということで来ているものというものを、そこのこともぜひ認識して受け止めて取り組んでいただきたいと思っております。

これからいろいろ国や予算が動く中で、町の学校給食をどうしていくのかとか、備品整備をどうしていくのかとか、教育委員会としましてもすごく大きな流れが変化していく状況になってくるのだなと思っています。3.6 兆円の子育て支援が、今、政府の中で進められている中で、第３子にしかない状況の中で、今、本当にそこはどうなのというような議論もされています。そういった中で、どういった予算が、どういったことに取り組む中で、やはり教育委員会もすごく大変な状況になってくると思いますけれども、予算が出たときにしっかりとキャッチして編成に向けて取り組んでいくことを期待し、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は、午前 10 時から開会いたします。

16：58　散会

第３回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第３回幕別町議会定例会
（令和７年９月10日　10時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１	会議録署名議員の指名
	12　小島智恵　　13　藤谷謹至　　14　田口廣之
	（諸般の報告）
日程第２	一般質問（４人）
日程第３	議案第84号　幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第４	議案第85号　職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
日程第５	議案第86号　幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第６	議案第87号　幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
日程第７	議案第91号　令和７年度幕別町一般会計補正予算（第５号）
日程第８	議案第92号　令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第９	議案第93号　令和７年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第10	議案第94号　令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）

会議録

令和７年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年９月10日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　９月10日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	寺田　治	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	髙橋修二	建設部長	河村伸二
会計管理者	武田健吾	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	白坂博司	教育部長	石田晋一
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
住民課長	佐々木一成	保健課長	西嶋　慎
福祉課長	広田瑞恵	農林課長	遠藤寛士
商工観光課長	本間　淳	防災環境課長	半田　健
水道課長	和田智旭	学校教育課長	酒井貴範
生涯学習課長	谷口英将	学校給食センター所長	守屋敦史

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

12　小島智恵　　13　藤谷謹至　　14　田口廣之

議事の経過

（令和７年９月10日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］
○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、12 番小島議員、13 番藤谷議員、14 番田口議員を指名いたします。

［一般質問］
○議長（寺林俊幸）　日程第２、昨日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。
最初に、中橋友子議員の発言を許します。
中橋友子議員。
○18 番（中橋友子）　通告に従いまして、２点の質問を行わせていただきます。
１点目は、物価高騰から町民を守る政策を。
昨年から続く米価の高騰は備蓄米が放出された後も続き、５キログラム 4,000 円を超えています。８月 22 日に総務省が発表した生鮮食料品を除く消費者物価指数は 111.6 で、前年同月比 3.1 パーセント、前月比 0.1 パーセントの上昇です。異常な円安で輸入品の価格高騰、ウクライナ戦争等国際情勢、新型コロナの影響などで始まった物価高騰から既に４年が経過し、町の産業や町民の暮らしに影響を与え続けています。
今年１月から日本共産党が町民に聞き取りを中心にアンケートを実施した結果、「不安が多く、ゆとりもない」が６割に達し、産業の振興や賃金、年金の引上げを望み、消費税の減税を求める声が多数に上っていました。暮らしや産業のどの分野にも恒常的な支援策が必要になっている現れであり、マスコミの世論調査でも消費税の減税を求めるが７割を超えています。
幕別町では、これまでに物価高騰対応の「重点支援地方交付金」を活用し、定額減税や水道料金の基本料金免除の政策などを講じてきていますが、物価の高騰は長期化し、景気の回復も厳しい現状から、恒常的な対策が必要であると考えます。
以下の点について伺います。
（１）低所得者ほど負担の大きい消費税の減税を望む声が大きくなっています。町の財政においても消費税の影響はあり、歳入、歳出の負担額は幾らになるか。
また、日本の税制の基本は「累進課税」「総合課税」「生活費非課税」であり、改めてこの視点に立ち、地方関係団体から見直しの声を上げていくときと考えるが、どうでしょうか。
（２）町民の税負担も重く、特に国民健康保険税は年収の１割近くになっています。特別療養費の

支給対象となる負担が困難な滞納者世帯について、市町村の判断で３割負担での対応が可能なことが閣議決定されました。幕別でも対応すべきであるが、どうでしょうか。

（３）学生の困窮化も深刻であり、大学生に対する奨学金の返済に対する支援に取り組む自治体が増えています。民間企業との連携で取り組む自治体もあり、幕別町でも検討すべきであるが、どうでしょうか。

二つ目、合併20年の検証と今後の忠類地域の政策についてであります。

旧忠類村との合併から20年が経過し、合併特例債も今年度で終了いたします。合併時の計画「新町まちづくり計画」では、当初において2020年には人口３万571人になることを目標にスタートいたしました。しかし、本年７月末の現状は２万5,113人と大きく乖離し、減少が続いています。二つのまちの一体感を醸成し、「人と大地が躍動し　みんなで築く　ふれあいの郷土」の基本理念の下での編入合併でありましたが、改めて目標どおりのまちづくりになってきたのかが問われます。地域住民から「人が減り、衰退していくのではないか」の声があり、以下の点について伺います。

（１）合併20年を経過し、目標について検証を。

（２）公共施設で50年を経過している体育館、プール、総合支所の建て替えや維持管理はどのように考えているのか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　中橋議員のご質問にお答えいたします。

「物価高騰から町民を守る政策を」についてであります。

我が国の物価高騰は、ウクライナ情勢による国際的な資源価格の高騰や、記録的な円安、人手不足による人件費や物流コストの増嵩が重なり、特に食料品価格の上昇が顕著になるなど、令和７年７月の消費者物価指数は、前年同月比3.1パーセント増となったところであります。

日本銀行が本年７月に公表した「経済・物価情勢の展望」によると、中長期的には賃金上昇などを背景として、個人消費や設備投資が回復し緩やかな成長が見込まれるものの、アメリカの関税政策などの通商政策の影響により、エネルギーや食料品を中心とした物価高騰は続き、家計への負担が拡大するなど、依然として物価情勢は不透明な状況となっております。

ご質問の１点目、「町財政において消費税の影響はあり、歳入、歳出の負担額は幾らになるか。また、税制の基本は「累進課税」「総合課税」「生活費非課税」であり、改めてこの視点に立ち、地方関係団体から見直しの声を上げていくときと考えるがどうか」についてであります。

初めに、消費税が廃止されたとした場合の、町の各会計の歳出に及ぼす影響についてでありますが、性質別経費で言う需用費や役務費、委託料などの物件費、維持補修費、普通建設事業や災害復旧事業などの投資的経費が消費税の対象となっており、これらの経費に係る消費税額は、令和６年度決算で約６億円になると試算されます。

次に、歳入における影響といたしましては、国における令和５年度の普通交付税額は17兆8,030億円であり、本町の普通交付税額の決算額が59億5,372万円、そのシェアは0.0334パーセントとなり、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の受入額のうち、消費税分19.5パーセント相当額が４兆4,834億円でありますことから、普通交付税のシェア0.0334パーセントで試算いたしますと、交付額は約14億9,700万円の減額になるものと見込んでおります。

我が国の消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、創設された平成元年に社会保障の安定財源として位置づけられ、令和元年10月の消費税率10パーセントへの引上げは、全ての方が支え合う、持続可能な全世代型社会保障制度へ大きく転換していくために実施されたものと認識いたしております。

次に、税負担の累進性、逆進性については、消費税のみで判断するべきものではなく、税体系全体や国の歳出予算を含めた財政全体で判断すべきものであると考えており、現時点では消費税の見直し

の声を上げていく考えはありません。

私としましては、むしろ地方財政が安定する税源の確保・配分を強く望んでおりますことから、十勝町村会や十勝圏活性化推進期成会等を通じて、一般財源総額の確保を引き続き国に要望してまいります。

ご質問の２点目、「国民健康保険の特別療養費の支給対象となる負担が困難な滞納者世帯について、市町村の判断で３割負担での対応が可能なことが閣議決定されたが、幕別町でも対応すべきであるがどうか」についてであります。

国は、令和６年 12 月２日から、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、長期にわたる国保税滞納者に対する納付を促す取組として、これまでの「被保険者資格証明書の交付」から、医療費の 10 割を一時的に支払う必要がある「特別療養費の支給」に名称を変えて運用することとなりました。

この特別療養費の支給は、納付の勧奨、納付相談の実施等により国保税の自主的な納付を促す取組を行ったにもかかわらず、災害や病気等の特別の事情もなく、納期限から１年間を経過するまでの間に国保税を納付しない滞納者が対象となります。

ご質問にありますとおり、政府は、「国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問主意書」に対する答弁として、特別療養費の対象となった世帯から「医療を受ける必要が生じ、医療費 10 割の一時払いが困難」との申出があった場合、市町村が「保険料を納付できない特別の事情に準ずる」と判断すれば、通常の３割負担などとなる療養の給付等を行うとの見解を示したところであります。

しかしながら、現時点において国からの正式な通知が発出されていないことから、制度運用に当たっての具体的な事務処理の手順が確認できない状況でありますので、基本的な対応としては、これまでどおり納付相談の機会を確保し、丁寧に生活実態等を聞き取りしながら、特別な事情の有無の把握等を行った上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「学生の困窮化も深刻であり、大学生に対する奨学金の返済支援に取り組む自治体が増えている、民間企業との連携で取り組む自治体もあり、幕別町でも検討すべきであるがどうか」についてであります。

我が国における進学率は、文部科学省が公表した令和６年度の学校基本調査の結果によると、大学・短期大学・専門学校などを含む高等教育機関への進学率は 87.3 パーセントとなっており、前年度から 3.3 ポイント上昇し、過去最高となったところであります。

しかしながら、大学等への進学率が高い一方で、子どもにかかる就学費用も高額となっており、独立行政法人日本学生支援機構が令和６年 11 月に公表した「令和４年度学生生活調査結果」によりますと、大学の昼間部に通う生徒のうち、奨学金を受給している生徒の割合は 55.0 パーセントと高い割合で、そのうち約８割の生徒が貸与型の奨学金を受給しております。

国では、経済的な理由で高等教育の機会が制限されることがなく、より多くの学生が大学や専門学校などの高等教育機関に進学できるよう支援するため、令和２年４月に「高等教育の修学支援新制度」を創設し、各教育機関を通じて授業料及び入学金を減免することで、学生及びその家族の負担を軽減し、高等教育を受ける意欲ある生徒を支援しております。

これらの支援を受けて高等教育機関に進学した生徒のうち、貸与型の奨学金を受給した場合は、卒業後に返還していくこととなり、貸与を受けた額によっては、返済期間が長期間にわたることなどから、経済的に厳しい環境になることがあります。

道内においては、人口 10 万人以上の市のうち、札幌市をはじめとする五つの市で、貸与を受けた奨学金の返済を支援する制度を設けており、本年４月からは、帯広市でも「帯広市奨学金返済支援補助金」制度を創設、新規採用者の奨学金返済を支援する市内の企業が負担する額の半額を、１人当たり年間 12 万円を上限に補助するとしております。

令和７年８月に町内 608 の事業所に実施した幕別町事業所雇用等実態調査において、奨学金の返済支援についてお聞きしたところ、独自の助成制度を実施している事業所が６社、助成制度はないもの

の導入の検討をしている事業所が６社でありました。

今後、自治体が民間企業と連携し、地元で働く従業員の奨学金返済を支援することで、労働力の確保や地元出身者のＵターンにつなげるという観点を踏まえ、他の自治体の先進事例を参考にしつつ、奨学金返還支援制度導入について、検討を進めてまいりたいと考えております

次に、「合併 20 年の検証と今後の忠類地域の政策について」であります。

平成 18 年２月６日に幕別町と忠類村が合併して、来年には 20 周年を迎えることとなります。

全国的には、合併特例法の一部が改正された平成 11 年４月の全国の市町村数は 3,229 でしたが、法律による特例措置の期限である 18 年３月末には 1,821 まで減少しております。

市町村の合併には、合併前のそれぞれの市町村が歩んできた歴史を大切にしながら、合併後の新しい町として、一つの目標に向かって進むために、バランスを取りながら施策を進めていく必要があり、新「幕別町」では、旧忠類村と旧幕別町が調和の取れた総合的かつ効果的な新町建設を推進することにより、新町の一体感の醸成を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目的として「新町まちづくり計画」を策定し、合併後のまちづくりを進めることとされました。

令和８年２月には合併 20 周年を迎えますが、合併協議に携わった者の一人として、これまで、思いを一つにし、まさに互恵互譲の精神で、新町のまちづくりを共に進めていただいた両地域の住民の方々に感謝申し上げるとともに、これから先も「このまちに暮らしてよかった」と思っていただけるまちづくりを進めていかなければならないものと、改めて意を強くしているところであります。

ご質問の１点目、「合併 20 年を控え、目標達成について検証を」についてであります。

平成 18 年２月の合併後、合併特例法により、合併協定書の一部をなすものとして合併協議会に策定が義務づけられていた「新町まちづくり計画」において、合併後の新しい町を創造していくため、基本理念や将来像の実現に向けた五つの基本目標のほか、地域別の整備方針、新町の主要施策を定めております。

合併後は、この基本理念や基本目標、地域別の整備方針により、旧幕別町と旧忠類村両地域の速やかな一体感の醸成を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ってまいりましたが、新幕別町としては、可能な限り早急に新たな総合計画を策定すべきと判断したところであります。

このことから、合併から２年後の平成 20 年３月に、「新町まちづくり計画」の理念を継承し、「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」を町の将来像として定めた「第５期幕別町総合計画」を策定し、現在は「第６期幕別町総合計画」に受け継がれ、まちづくりを推進しているところであります。

令和８年２月には、合併 20 年の節目の年を迎えるところでありますが、旧幕別町と旧忠類村の住民が新幕別町の住民として思いを一つにし、互恵互譲の精神で新町のまちづくりを共に進め、一体的に発展してきたものと考えており、「新町まちづくり計画」における合併に伴う一体感の醸成や両地域の均衡ある発展については、この幕別町がある限り、普遍的な目標であると考えております。

今後は、現在の「第６期幕別町総合計画」の着実な推進と、令和９年度に策定予定である「第７期幕別町総合計画」においても、普遍的な目標の実現に向け、取り組んでいかなければならないものと考えております。

ご質問の２点目、「公共施設で 50 年を経過している忠類地域の体育館、プール、総合支所の建て替えや維持管理はどのように考えているか」についてであります。

忠類地域の公共施設は、平成 19 年に建て替えをした道の駅・忠類を除く全ての公共施設が旧忠類村時代に建設され、建築年の古い施設としては、忠類体育館が昭和 45 年、忠類町民プールが昭和 47 年、忠類総合支所とコミュニティセンターが一体となった複合施設「忠類コミュニティセンター」は、昭和 51 年に建設された施設であります。

忠類体育館と忠類町民プールは、いずれの施設も 50 年以上の年数が経過しておりますが、現時点におきましては、安全かつ快適に利用できるよう必要な修繕や整備を行いながら管理運営を行い、引き続き、将来の人口減少の動向や施設の利用状況等を踏まえるとともに、忠類地域における今後の公共

施設の適正配置などを総合的に考慮し、忠類地域の住民の皆さんと合意を得ながら検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、忠類コミュニティセンターは、本年８月に建設後 50 年目を迎えた施設であり、地域防災計画において本部機能と指定避難所に位置づけられていることから、平成 24 年度にホール棟と庁舎棟において耐震化、そして令和６年度には照明器具の LED 化を実施したほか、これまでも必要な改修を順次進めており、施設の適正な維持管理に努めてきたところであります。

また、忠類地域においては、地域住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働で地域づくりを推進していくことを目的に設置している忠類地域住民会議の中で、現在、「忠類地域グランドデザイン」をテーマとした公共施設のあり方を含めた、目指すべき将来像について議論されており、現委員の任期である令和８年２月を目途に、提言書が提出される予定であります。

したがいまして、町といたしましては、小中学校を含めた忠類地域全体の公共施設のあり方について、住民会議の提言の内容も踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　再質問をさせていただきます。

物価高騰の問題につきましては、これまでも何度もこの場で一般質問をさせていただいてきました。失われた 30 年の中でしっかりと町民を守るためにどんな政策が必要なのかということで、これまではどちらかというと支援策、町の財政で可能な産業支援であるとか生活支援であるとかと、こういう形で求めてきたのですけれども、もちろんそれは継続されていますし、そのことはこれからも意を用いていただきたいとは思うのですけれども、第１の質問で申し上げましたように、さらにどんどん悪化していっている、ここがあるものですから、ここに、大本はもう国の政策ですから、町のできることは限られてくるのですけれども、やっぱり視点としては、ここにも重きを置くといいますか、考えをそこにも向けて対応していく時期に来ているのではないかというふうに思いました。

なぜその時期に来ているのかというふうにいいますと、昨日もちょっと町長、いっぱい質問でお答えされていましたけれども、この物価高騰がこの４年間、2022 年から 23、24、25 と急激にアップ。値上げになった品目は、なんと９万 718 品目。上がった割合というのは、平均の値上げ率は 14 から 17 なのですけれども、前年比からもう 10 パーセント近く上がっていくものですから、町民の方の暮らし、事業所もそうですけれども、本当に厳しくなっている。

それで、この暮らしの実態からいきますと、いろいろ皆さん大変なのですけれども、とりわけ子育て世代の、特に 40 代の世代などは、食料品の値上げが 48 パーセントになっている。これは労働組合、2024 年にいろいろ調べてみましたら、埼玉県の労働組合の調査が、一つの目安として出されていたのです。光熱費なども 50 パーセント近く上がっていますし、この中にはやっぱり消費税も含まれているわけですね。ですから、そういうふうに見ると税のほうにも目を向けなかったら、根本的な解決、解決といいますか、緊急困難さを打開できないだろうというふうに思いました。

もう一つは、ちょっと紹介したのですけれども、地元でも暮らしの実態どうなのかというのを実態調査をしてみました。これはまだ途中でありますから、十分な指標とはまだまだ言えないのですけれども、でもこの間の暮らしの困難さについて、どんなふうに受け止められているかということなのですけれども、やっぱり本当に厳しい状況なのですね。

私が担当したのはまだまだ全部で 157 件ということでありますから、町全体から見たらほんの少しなのですけれども、でもきちっと答えてくださいまして、今の経済状況どうなのだと尋ねましたら、ゆとりもあって不安もありませんよという方がその 157 件のうち 11 件、７パーセントだったのです。二つ目は、不安はあるのだけれども、まあ何とかやっていきますと、そういう、何ていうのですか、ゆとり、ゆとりはまあ何とかあります。ゆとりといいますか、生活できますよという方が、これは全部で 23 件ですから、これもそんなに多くはありませんでした。一番多かったのが、不安が多くゆとりもない、何と 99 件、63 パーセントだったのですね。その後には、もう、すぐにでも何とか手を打っ

てほしいというのが５件、３パーセントということで、本当に悪化してきていると。住民の皆さんの暮らしが悪化してきていると。それで、何を望みますかというところで、ここでも税金の集め方、使い方、これは幕別町に対するというのではなくて、今の町民の皆さんの暮らしの実態からいって、税金の集め方、使い方を変えてほしいという声が圧倒的でした。細かくはいろいろあるのですけれども。

それで、私は、今まで国で決める税ですから、議論は国という考えでいましたし、今も基本はそうだと思っていますが、ここまで出てきたら、やっぱり町としてできること、つまり声を上げることぐらい、まずなのですけれども、それは必要ではないかというふうに思ったのですよね。

ただ、多分町長のお答えには、そうは言っても、地方交付税などの関係で、町の財政で消費税のウエートは大きいのだと。したがって、簡単にそれを下げてほしいとか、なくしてほしいということは立場上難しい、立場上といいますか、考え方として難しいと言われるだろうなと思って、一体うちの町はどれだけ財政措置されているのだということをお尋ねしました。

お答えいただきました。決算書も既に頂きましたので、それを見ますと、令和６年決算あるいは令和５年決算でも、６億円近い地方消費税という形で歳入の中に位置づけられておりました。これは町長の試算ですと、さらにその配分を、この普通交付税の中で、国の地方消費税の割合を案分されたのですね。そうすると、14 億 9,000 万円、約 15 億円になりますよと。これがなかったら大変だから、廃止の立場、それだけではないでしょうけれども、立たないということであるのですけれども、まず消費税そのもの、地方消費税も決して昔からあったものではないのですよね。消費税そのものが導入されて 36 年、地方消費税はそれから約 10 年後ですから。しかも、当初は割合も低かったのです。ここに来て、平成 19 年、そのときに 2.2 パーセント、つまり私たちは 10 パーセント負担しているのですが、町には、地方には 2.2 パーセント、その分出しますよということの算定の下に、町長がお答えいただいた金額になっていくのだろうというふうに思うのです。

ここで一番言いたいことは、消費税は目的税ではないのですよね。これはもう明らかです。したがって、個々にも福祉の向上のために必要ということもありますし、地方の財源云々とありますけれども、本来的には景気がよくなれば税収も上がるわけですから、きちっとそういった経済を活性化して、町民の懐を豊かにして、それによって上がっていく税収で国にも納めるし、そこから交付税として受けていく、こういう大局的な税のあり方を求めるべきだと思うのですよね。こんなふうに消費税が入ってきたこと、ちょっと１番目長くなってしまいますけれども、入ってきた背景には、この逆進性ではない、そういう見方はこれだけでできないとお答えになりましたけれども、本当にそうでしょうか。消費税というのは日本の税制度の累進制、つまり負担の、収入の多い人は多く、少ない人は少なくという観点から見て、町長自身、本当にこの逆進性はないというふうにお考えなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　初めにお断りしておきますけれども、地方消費税交付金、これについては収入で入りますけれども、交付税算定上も 100 パーセント見られますので、これプラスマイナスゼロでありますから、私がここで最初答弁したのは、交付税会計に 19.5 パーセント入るのですね、消費税から。それが地方に配分されてくるわけですから、その影響額として４兆 4,834 億円があって、我が町に置き換えると 14 億 9,000 万円の減収になりますよと、そういう意味でお答えをしたので、地方消費税交付金については、プラスマイナスゼロでカウントしていません。ここは基準財政収入額から落ちますけれども、その分は入りませんから、入らない代わりに基準財政収入額からも落ちるので、結局は交付税の算定上はプラスマイナスゼロとなるということで、そこはちょっと頭の隅のほうに追いやっていただきたい。

それで、累進制の考えなのですけれども、これは確かに今まで日本においては累進制の考え方を取ってきている。いわゆる負担できる人に負担してもらうという考え方であったかと思うのですが、これは平成元年ですか、消費税ができたときには、やはり考え方変わっていると思うのですね。将来必要となる社会福祉、社会保障のお金については国民全体ですべからく負担していこうというふうに、私は考え方がそれで変わったのでないのかなというふうに、そういう認識をしておりますので、です

からそれは日本の税としては、税負担を求められる人から頂きましょうということと、国民すべからく必要なお金は負担していきましょうと、二つの考え方が今、併存しているというふうに私は捉えているところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　その二つの考え方の捉え方がやっぱりそうではないというふうに思います。というのは、税は、目的税ももちろんガソリン税であるとかいろいろあります。それはそれでその目的によって使われますけれども、そのほかの所得税、住民税あるいは、一番は所得税ですよね。これは日本の税制度は1949年のシャウプ勧告から始まるといいますけれども、そのときに民主的な改革ということで、ここで収入に応じて、つまり負担能力に応じてというのが示されるわけですよね。それからずっと来ている。でも、消費税になったら目的税でもないのにそれは収入に関係なくかかってくるというのは事実ではないですか。

私、この間の資料の中で、総務省、国会での質問の中で明らかになったものですけれども、今年の初めに総務省家計調査が発表した所得税のいわゆる収入に対する負担額なのですけれども、年収 200万円の方は6.3パーセント、それから年収500万円の方は4.5パーセント、そして800万円の方が3.9、1,000万円になると3.3、1,500万円になると2.8、明らかに倍以上の負担の違いがあるのですよ。だから、町長が言うように、すべからくみんなに負担していただくというのは、収入に応じてすべからくみんなに負担していただくということであれば納得なのですけれども、こういった逆進性の強いものを入れて、すべからくみんなに負担というのは、町民にとってはとっても厳しいことではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この場で税の議論をするつもりはないのですけれども、認識を問われているので、私はお答えしているわけでありますけれども。

これは額的には、比率では確かにそうかもしれません。でも、収入のある方、いろんなものを買うわけです。そこで消費税を負担しているわけですから、額的には非常に多くの額を負担しているということで、累進課税であれば率で考えてもいいのですが、そこは消費税が導入されたときに、その考え方のほかに、累進課税を基本としながらも交付税、国民すべからく負担してもらうという考え方が導入されたというふうに私は思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　別に税制どうのこう、町民の暮らしの実態を何とかしたいということで質問出して、ちょっとここで力入ってしまったのですけれども、だけどやはりこれだけ困難なときに、もう町民の素朴な感情として、買物に行ったら多額のお金かかってしまう。今まで3,000円、4,000円でレジ通れたのに、もう5,000円、１万円になるという声、いっぱい聞きます。そこにしっかりと税が入ってくるから、これがなかったらというのは、これ素朴な思いでありますよ。そのときに、この税がどうして生まれたのか、逆進性が強いということは言ったとおりです、金額そうです。そして、税制、消費税が導入された36年前にはほかにも税制改正が行われて、いわゆる高額所得の方たちの税というのは下げられたわけだから、それこそ問題ですよね。そういう背景があるのだと。それに関わって、今多くの人たちが、この税、何とかならないのかと。これはただ私が言っているだけではありません。８月の世論調査、日経などは70パーセントを超えて、なくしてほしいという声、それから９月に入ってからのNHKも６割近く世論調査で出ています。そういうことをぜひ押さえておいていただきたい、このように思います。もし何かあれば。いいですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　国民の皆さんからすれば、憲法で義務と言われながらも、税金を払うのは嫌だと。払うのは嫌だ、そういう気持ちが非常に多くの方が持っていることは、これは事実だというふうに思います。でも、これはやはり我々が生活していく上で、必要な財源としてもう納めなければならないという気持ちに立つことはまず一つ必要だと。そうした上で、今の消費税の話ですが、払わないに越

したことはないわけです。ただ、日本の国家財政あるいは地方財政を考えたときに、ではその財源をどこに求めるのだ。税体系全体の中で、消費税を下げるにしてもです、ではどこで確保するのだと、こういう議論をしないと、消費税だけを捉えて議論するのはちょっと私はおかしいかなと。もう少し広い視点の中で、例えば所得税であったり、法人税であったり、これの累進制を高めるとか、そういう議論の中で交付税を、では10パーセントを５パーセント、あるいは生活に関わる食料品はゼロにするとか、そういう議論をすべきであって、そのところは私の持ち分ではありませんので、国会でしっかり議論していただければありがたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　今の後段の町長の答弁は全く異論がありません。財源があって、つまり必要なものをどこで確保するかということですから、言われるような考えを私も同じに持っています。不当なおまけをしたり、そんなことではなくて、きちっといただくところはいただくということであります。

その次に、国民健康保険のことに入っていきたいと思います。まだ正式に文書が来ていないので、今までどおり取りあえずはということでありました。そうなのだと思います。これ私も確認できたのは８月15日にということであって、それは口頭というか、文章で、国会議員の質問書に対する答弁書として返ってきているだけですから、確認の手法があれば早く確認していただきたいと思いますし、文書が来た時点で対応を速やかにやっていただきたいということを求めておきたいと思います。

次に、学生の困窮度、深刻な状況について、町内の事業所で既に６社が学生支援を自ら行っている、それから今後検討しているというのがさらに６社、12社ということはすばらしいことですよね。お答えを聞いて、幕別町の今は事業者の人たちも本当に困難だと思うのですけれども、そういう中で自らこういう考えを持って、そこにはやはり地域の住民の方たちに対して、特に学ぶ人たちに対する温かい支援と、ぜひ戻ってきて、そして地域の発展のため力を発揮していただきたいという熱い思いがあると思うのですよね。検討ということでありますから、どのぐらいまでということもちょっとお聞きしておいていいですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今の奨学金の実態は、55パーセントが奨学金の給付を受け、しかもその中の貸付型が44パーセントということで、非常に多くの方が奨学金を受けて学業に専念されているという実態がまずはあるということ。そして企業は人なりというふうによく言われますけれども、やはり地元の企業がよりよい人材を獲得する、入社してもらうことがその企業の発展にもつながるわけでありますので、そこは企業の今の取組、そして今後、今６社も予定というか、検討しているということでありますので、町も前向きに考えなければならないのかなというふうに思っております。さらに、もう少ししっかりした、今アンケート上の調査ですので、もう少ししっかりとお話を聞きながら意向を確認した上で、町としても前向きに取り組みたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　早期に実現されることを期待したいと思います。

次に、合併問題に入っていきます。20年を経過して一つの節目、経過ではないですね、20年を迎えるのですね、一つの節目だと思っております。合併の総括については、合併10年後で総務省の指導で始まったわけですから、総務省が総括をしたり、あるいはここに来てやはり北見市の財政問題などもあったりして、それぞれの合併したところで検討といいますか、評価がされるような、マスコミでも取り上げられるようになってきました。

私は幕別町の合併について、編入合併であったのですけれども、総務省の報告でも、あるいはその後の関係者の結果調査などでも、合併についてはやっぱり賛否両論といいますか、迎えたほうは評価が高い。だけれども、編入されていくほう、小さな町のほうの住民にとっては、過疎化が進んできたり、それから昨日も藤谷議員の質問もありましたけれども、いろんな意味で差が出てきているということを思えば、やはりこういったところの一体感の醸成というのは、どうやってやっていくのかなという、とりわけ、何ていうのですか、きちっと対応していかなければ駄目ですよね。

町長は特に合併協議会のときのチーフとして、トップとしてやってこられたわけですから、今、住民会議、これも残っているところ少ないですから、合併した町では。だから、思いがあって残されていて、つまり住民の声を聴いて、次の政策に展開しようと思っているのだと思うのです。ただ、そこにも反映されないという声がやっぱり入ってくるというときに、20年たったから、広く忠類全体の意向をどうやってつかむか、今考えどきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　忠類地域住民会議については、合併前の協議において、特に忠類地域の合併検討会議というのが、そういう組織がありまして、私、合併事務局の一員としてそこと随分お話をさせていただきました。その際に、手法としては３種類程度あった中で、いずれも一定期限で消滅をするものでありました。合併特例区と合併審議会ですかね、ありましたけれども、でもそうではなくて、地域はずっと残るので、やっぱり将来にわたってその地域、忠類地域を考えていきたいし、自ら提言できるような、そういう権限を持たすような協議会というか、そういう会議がほしいという意向でありましたので、その内容に従って今の忠類地域住民会議の条例を制定させていただいたわけでありますので、やはりここは忠類地域、各職業であったり、各年齢層、男女別、ある程度バランスを取りながら忠類地域を網羅できるような委員さんに集まってもらって、忠類地域の現状、そして将来どういうまちづくり、忠類にとって必要なのかということを検討していただいているわけであります。

ただ、私はこれが全てであるというふうには思っておりません。そのほかにも、昨日の藤谷議員のご質問あったように、忠類地域には公区長連絡協議会というのもありますし、あるいはいろんな相互間の団体もありますから、一つ聴いたからそれでいいということにはならないと思っていますので、そこは特にお年寄りにやはり抵抗感というか、合併しないほうがよかったなと、忠類地域に愛着が強いだけに、そういった思いも強いのでないかというお話もちらほら聞くものですから、そこはやはり子どももお年寄りも、今現役で活躍している人も、いろんな職業の人からもお話を聞きながら、忠類地域のまちづくり、振興策について考えていかなければならないなという認識でおります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　限られた、次の基本計画までに結論を出させる。令和８年というと、もうあと来年ですからね。その中で、一握りの代表だけの声、それはそれで大事だと思いますよ。だけれども、本当に忠類全体の、もう20年たったわけですから、この際、全住民のアンケートでも私はいいと思うのですよ。そのぐらいの姿勢を持って、どこに必要とする思いがあるか、政策も含めてきちっと聴くときだと思うのですよね。

私は、忠類のまちづくりで、幕別町は合併特例債114億円も含めて慎重な活用で来られたと思うのです。だけれども、今20年たったら、さっき申し上げましたように、プールは古い、体育館は古い、総合支所はどうなるのだと、これはもう出てくるのですよ。したがって、そういうことも含めて地域住民の方たちの意向に沿った、しかも町としての姿勢を持ってやるというときなのだろうと思うのです。

心配するのは、人口の減少が止まりません。これは１番目に申し上げましたように、合併するときに３万人を超えて人口増えるのだと、もう既に今2025年、2020年に３万人超えるといっていたわけですからね。こういうところからは大きく乖離していますよね。いろんな政策進めるときに、人口というのはやっぱりベースではないですか。それが変わってきているということを考えれば、やっぱり不満も出て当然なのかなというふうに思います。全体の意向を聴くということをちょっと検討していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうかね。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは総合計画に限らず、まちづくりを進める上でより多くの方のお話を聞くというのはこれ当然の姿勢であるというふうに思っていますので、今度の総合計画策定においても、より多くの方のお話を聞かせていただいて、全部が全部反映できるとは限りませんけれども、そこをいかに各施策に盛り込んでいくかということが大切であるというふうに思っていますし、また、施設整

備については、答弁の中で申し上げましたけれども、今、忠類地域住民会議がグランドデザインを検討していると。来年２月の任期末に向けて、その案をつくろうというふうに思っています。それが一つの施設整備におけるたたき台にもなると思っていますので、そういうものも活用しながら、住民意向をお聴きしていくということも必要なのかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　ちょっと細かいことになりますけれども、この忠類地域の住民会議のグランドデザインの中に、公共施設、忠類地区でありますから、今、私はプールと総合支所と体育館のことを言いました。とりわけ古いのが目立つので、それで、例えばプールと体育館というのは別々にあるけれども、一つにするお考えなのかなとか、いろいろ住民の方から声が出ています。そのまま置かれるのかという声もありますからね。そういうこともあるのですけれども、幕別町公共施設等総合管理計画の中では、忠類の施設の近隣センター、コミセンなども含めて相当数の数があります。グランドデザインの中には、こういったことを網羅されて結論を出されようとしているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈諸）　今、住民会議のほうで検討していますグランドデザイン、公共施設のあり方も含めてということで検討しているのですけれども、プール、体育館、総合支所以外の施設も含めて、全体的な中で、地域としてどういうふうな形を、地域を維持していくためにどういった形がいいのかということを、ほかの施設も含めて検討をしているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　分かりました。

私は公共施設のことを挙げましたので、全体を網羅するという点では、検証の中で何か課題が出されてくるかなと思ったのですけれども、なかったので、そこに住み続けられるような政策をやっぱり幕別町からもきちっと提案していくことは大事だと思うのですよね。公営住宅の古さだとかも、過去の一般質問の中で同僚議員が取り上げています。公共交通については昨日ありました。やっぱりどれを取っても住み続けられるということに困難を来すことばかりなのです。住む場所、それから移動手段、しかも日常の買物というようなことを考えていったら、本当に全体を網羅したものになっていく。ここのグランドデザインは公共施設に限られると思うので、それはそれでやっていただくというふうには思うのですけれども、やっぱり 20 年たった今だからこそ、改めて忠類地域のことをしっかりと見直して、そして手だてを取っていく。そのことが幕別町にとっては、本町においても札内においても、均衡ある町の発展というふうになっていくと思うので、私はそういう、みんなにアンケートというのもなかなか、はいとはなかったですけれども、そのぐらいの取組が必要な時期に来ていると思いますが、改めてどうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ハード、ソフト両面において住民の意向を把握しながら、それを施策に反映していくということが何よりでありますから、全員というふうには申し上げられませんけれども、そこはなかなか全員というのは難しいのです。一戸一戸回るということにもなりませんので、そこは主だった人とも言いません。なるべく多くの方の意見あるいは意向を把握しながら、計画づくりに反映させたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11 時５分まで休憩いたします。

10：58　休憩

11：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16 番（谷口和弥）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

幕別運動公園を合宿地や対外試合場に選ばれる施設に。

幕別町内のスポーツ拠点の施設の一つに、面積約 20 万平方メートルの敷地内に陸上競技場・野球場・ソフトボール場・テニスコート・アーチェリー場の５施設が設置されている幕別運動公園がある。同公園の使用開始については、「幕別町公園施設長寿命化計画」によると、最終供用開始告示日が平成 12 年４月１日であると示されている。また、「幕別町公共施設等総合管理計画」によると、スポーツ・レクリエーション系施設に分類される同運動公園、野球場メインスタンドとスコアボードは平成 12 年建築、同公園陸上競技場メインスタンドは平成９年建築ということが示されている。

幕別町では、これまで町の取組や国におけるスポーツ立国を実現するために制定した「スポーツ基本法」などのスポーツ施策を踏まえ、今後も町民一人一人がスポーツに関わることで、スポーツが地域に根差した文化として醸成するとともに、スポーツ交流人口の拡大や経済の活性化につながるよう、町・町民・地域・スポーツ団体・民間事業者などの機関が一体となって、一歩ずつ着実にスポーツ振興に取り組むために、「第１期幕別町スポーツ推進計画」を令和３年に策定し、スポーツのまち推進に取り組んできた。

さらに、令和６年３月には、「第１期」の基本方針を踏襲し、「第２期幕別町スポーツ推進計画」が策定され、現在に至っているところである。

ついては、以下のとおり伺う。

１、「第２期幕別町スポーツ推進計画」では、次の五つの基本目標が示されている。

①スポーツを「見る」・「応援する」雰囲気を醸成しよう。

②スポーツを「する」きっかけや新たな広がりをつくろう。

③社会全体でスポーツを「支える」基盤を整えよう。

④子どもから高齢者までみんながスポーツをしやすい「環境」をつくろう。

⑤「オリンピアンの町・幕別町」を広げよう。

老朽化が進んでいる幕別運動公園の各施設が、これらの基本目標をかなえるものになっていると判断しているのか伺う。また、各施設の長寿命化の考えと電光掲示や夜間照明などの設備更新・新設に対する見解及び設備更新・新設を「幕別町スポーツ推進委員」に諮問した経緯があるのか伺う。

２、慶応義塾体育会野球部の夏合宿が平成 30 年度から幕別運動公園野球場で行われている。歴史と伝統のある大学野球部が幕別町を合宿地に選んでくれていることは大変名誉なことである。「幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会」や協賛法人・個人・幕別町役場・教育委員会職員の賢明な努力が理由の一つと思うところであるが、その上で他のスポーツの合宿誘致に関してはどのような状況にあるか伺う。

三つ目、幕別町と包括的連携協定を結ぶ、「帯広市を中心とする十勝地域」をホームタウン・ホームスタジアムとし、JFL 昇格、Ｊリーグ参入を目指すサッカーチーム「十勝スカイアース」が、幕別運動公園陸上競技場を主会場に北海道リーグで大奮闘している。

９月 21 日の最終戦には「幕別運動公園を 2,000 人の観客で埋めよう」というプロジェクトが始動している。「十勝スカイアース」がこれからも幕別町を主会場とすることは、今後の上級リーグ昇格を見据えてもますます重要であると考えるが、町の見解は。また、ホームであるということの経済効果はどのように考えているのか伺う。

４、Ｊリーグは来年から試合日程が変更になり、夏場はオフシーズンとなる。そのため、各チームは冷涼な北海道での夏合宿を計画し、道内自治体に打診を始めているという。幕別町が候補地になるためにはサッカースペースの芝の調整、同公園へのアクセス向上や駐車場拡大などが必要と思われるが、候補地の条件をそろえる考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目、２点目及び４点目について答弁させていただきます。

「幕別運動公園を合宿地や対外試合場に選ばれる施設に」についてであります。

本町においては、これまでに多くのオリンピック選手やプロスポーツ選手を輩出しており、町民一人一人が運動やスポーツを見る・する・楽しむ機会をつくり、地域に根差したスポーツコミュニティの確立に向けて、「アスリートと創るオリンピアンの町創生事業」を展開してきたところであります。

また、これまでの取組や国におけるスポーツ施策を踏まえ、今後も町民一人一人がスポーツに関わることで、スポーツが地域に根差した文化として醸成されるとともに、スポーツ交流人口の拡大や経済の活性化につながるよう、町・町民・地域・関係機関が一体となって、一歩ずつ着実にスポーツ振興に取り組むため、令和３年に「第１期幕別町スポーツ推進計画」を、６年には「第２期幕別町スポーツ推進計画」を策定し、「スポーツのまち」の推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の１点目、「第２期幕別町スポーツ推進計画」では五つの基本目標が示されている。老朽化が進んでいる幕別運動公園の各施設がこれらの基本目標をかなえるものになっていると判断しているのか伺う。また、各施設の長寿命化の考えと電光掲示や夜間照明などの設備更新・新設に対する見解及び、設備更新・新設を「幕別町スポーツ推進委員」に諮問した経緯があるのか伺う」についてであります。

初めに、「第２期幕別町スポーツ推進計画」では五つの基本目標が示されている。老朽化が進んでいる幕別運動公園の各施設がこれらの基本目標をかなえるものになっていると判断しているのか伺う」についてであります。

幕別運動公園は、陸上競技場、野球場をはじめ、ソフトボール場、テニスコート、アーチェリー場の施設ほか、冬季間は多目的広場にスケートリンクを造成し、本町における地域スポーツの振興や交流の拠点として中心的な役割を担っているものと認識しておりますが、一方で、野球場と陸上競技場においては建設後 25 年以上が経過し､経年劣化に伴う施設の老朽化も進行してきている状況にあります。

また、スポーツ施設を含む本町の社会教育施設は、昭和 50 年代以降に整備したものが多く、施設の老朽化に伴い、改修や更新の時期を迎えつつあるため、既存施設の長寿命化を図り、計画的な改修によるコスト削減・財政負担の平準化を図る必要があることから、本年３月に「幕別町社会教育施設長寿命化計画」を策定し、各施設の長寿命化に取り組むこととしております。

幕別運動公園の各施設につきましても、他のスポーツ施設と同様に、安全かつ快適に利用できるよう必要な修繕や整備を行いながら管理運営を行っておりますが、今後の社会情勢等の変化に伴い、各施設に求められる機能も変化し、多様化することも想定されますことから、スポーツ施設における環境整備といったハード面のみならず、スポーツ体験の充実や指導者の人材育成など、各種事業の取組と併せて良好なスポーツ環境の確保･向上に努め、第２期幕別町スポーツ推進計画に掲げる基本理念・基本目標を体現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「各施設の長寿命化の考えと電光掲示や夜間照明などの設備更新・新設に対する見解及び、設備更新・新設を「幕別町スポーツ推進委員」に諮問した経緯があるのか伺う」についてであります。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条第２項において、市町村におけるスポーツの推進のため、各種事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとされております。

本町においては､12 名のスポーツ推進委員を委嘱させていただいており､毎年秋に実施している「ウォークラリーまくべつ」の企画運営のほか、本町におけるニュースポーツの取組として、ボッチャやモルック、カーリングの体験会などを開催するなど、町内のスポーツ活動の推進に取り組んでいただいているところであります。

ご質問の「幕別町スポーツ推進委員」に対する諮問についてでありますが、これまでの各施設の維

持管理の実態といたしましては、設備等の不具合や故障が生じた後に修繕等を行い、原状回復させる対処療法的な保全方法でありましたので、教育委員会から幕別町スポーツ推進委員に諮問を行ったことはありませんが、必要に応じて各種利用団体やスポーツ推進委員から個別に状況を確認し、対応してきたところであります。

今後におきましても、前段でも申し上げましたとおり、施設の老朽化に伴い、改修や更新の時期を迎えつつありますので、損傷が軽微である早期段階から計画的に予防的な保全方法へと維持管理手法を転換し、今後、施設機能の改善・向上が伴う大規模な改修や設備更新、新設する計画が生じた際には、幕別町スポーツ推進委員の皆さんのご意見も伺いながら、計画的な施設整備、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「慶応義塾体育会野球部の夏合宿が平成 30 年度から幕別運動公園野球場で行われているが、他のスポーツの合宿誘致に関してはどのような状況にあるか伺う」についてであります。

北海道におけるスポーツ合宿に関しましては、本道の豊かな自然条件を生かし、冬季スポーツはもとより、一年を通じて、陸上、野球、サッカーなど、各種スポーツの合宿誘致が全道各地で進められております。

北海道が取りまとめた「令和５年度北海道スポーツ合宿実施状況調査」によりますと、令和５年度は全道 98 市町村で 3,238 件のスポーツ合宿が実施されており、コロナ禍前の令和元年度では、115 市町村で 3,620 件実施されておりましたので、徐々にコロナ禍前の実施件数に回復してきている傾向にあります。

スポーツ合宿の誘致につきましては、本町のスポーツ振興はもとより、町の PR や交流人口の拡大などといった観光振興や地域の活性化につながっていくものと認識いたしておりますが、スポーツ合宿を誘致する際には、合宿する企業や大学などの要望に応え、低価格で利用できる宿泊先、選手の送迎、トレーニング環境の整備などの費用負担のほか、町の施設が一定期間占有されますことから、関係団体や利用者との調整などといった受入れ態勢の課題を有しているところであります。

慶應義塾体育会野球部の夏合宿の誘致に際しましても、合宿を受け入れた場合の協力体制を町部局と調整するとともに、関係団体に対し運動公園野球場の使用に当たって支障がないか確認を行い、方向性が見いだせたことから、平成 30 年度に幕別町観光物産協会や体育関係団体などで組織する「幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会」を立ち上げ、「慶應大学夏合宿」の誘致につなげてまいりました。

現状におきましては、慶應義塾体育会野球部以外に新たなスポーツ合宿を誘致する具体的な計画はありませんが、合宿を実施している大学等の今後の動向や先進事例の受入れ態勢、助成制度などの情報を収集するとともに、幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会や関係スポーツ団体のご意見もお伺いしながら、本町におけるスポーツ合宿の可能性について、引き続き、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

ご質問の４点目、「Ｊ リーグは来年から夏場はオフシーズンとなり、チームは冷涼な北海道での夏合宿を計画し、道内自治体に打診を始めている。幕別町が候補地になるためにはサッカースペースの芝の調整、同公園へのアクセス向上や駐車場拡大などが必要と思われるが、候補地の条件をそろえる考えは」についてであります。

サッカーＪリーグは、令和５年 12 月に開催した理事会において、開催期間をこれまで実施している２月から 12 月までの春秋制から、８月から翌年５月までの秋春制へと 2026－27 シーズンから移行することを発表いたしました。

これに伴い、これまで１月から２月の冬季間において、温暖な気候である宮崎県や沖縄県などで多くのチームがシーズン前キャンプを行っておりましたが、秋春制移行後は６月から７月にかけて実施されることとなり、シーズン開幕前のキャンプ地として、本州よりも比較的冷涼な気候である北海道が選ばれることが期待されております。

Ｊ リーグチームのキャンプが開催されますと、競技人口の拡大や競技力の向上といった効果はもとより、観光振興や地域の活性化につながることが期待されるところであり、道内においては、既に網

走市と東川町において夏季キャンプを実施することが決定されております。

キャンプの実施に当たっては、練習会場等に求められる条件があるため、北海道が関係団体等との打合せの中で聞き取りを行い、各市町村に情報提供を行った一般的に必要と考えられる誘致条件の一例を申し上げますと、最も重視されるのが質の高い天然芝のグラウンドであり、次いでホテルでの食事は他の宿泊者と混在することのないようチーム専用とすることが望ましいとされているほか、練習会場か宿泊ホテルに併設されたトレーニングに使用する設備・機器の設置などの条件が挙げられております。

その他、他のＪリーグチームとの練習試合を行える環境の確保も挙げられていると伺っているところであります。

これらの条件はチームごとに異なり、その時々の監督やスタッフによって条件も変わることがあるため、誘致に当たっては、個別にチームとの話合いを重ね、信頼関係を築きながら、チームの要望に対応していくというプロセスが想定されるところであります。

現段階におきましては、他のスポーツ合宿誘致の取組と同様に、ソフト面やハード面ともにそれぞれ課題がありますことから、引き続き、北海道からの情報提供や受入れ自治体の取組状況等を参考にしながら、誘致に向けて取り組むべき課題を整理し、可能性を見いだしてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の３点目、「幕別町と包括的連携協定を結ぶ「十勝スカイアース」がこれからも本町を主会場として試合を行うことは重要であると考えるが、町の見解は。また、ホームであることの経済効果はどのように考えているか」についてであります。

北海道十勝スカイアースは、地域密着型のサッカーチームとして平成 29 年に設立され、現在は地域リーグであります北海道サッカーリーグに参戦しており、今後、JFL から J3・J2 への昇格を経て、J1 リーグへの参戦を目指しております。

北海道十勝スカイアースは、クラブの理念を基に、十勝管内において積極的な地域貢献活動を展開しており、これまでに芽室町、音更町のほか６自治体と包括連携協定を締結していますが、本町が令和６年 10 月に地域おこし協力隊として採用した隊員が、同チームの中心選手でもあることから、地域に密着した活動を今後も積極的に行っていただくため、本年６月 11 日に本町と同クラブとの間において包括連携協定を締結いたしました。

包括連携協定により、同クラブによる町民の健康増進や生涯学習、スポーツ活動に対して支援をいただくことや、本町としてチームを支援する立場を明確にすることで、幕別運動公園陸上競技場をホームゲームとした試合を通じて、ファンや大会運営、クラブ関係者などのいわゆる関係人口の増加に期待しており、町としても大きなメリットがあるものと考えております。

今シーズンは、既にホームゲームが５回実施されており、同クラブのファンをはじめ、小中学生や家族連れなどの観客が試合会場に来訪されており、同クラブが運営する物販コーナーや抽選会のほか、幕別町観光物産協会等の協力によるキッチンカーも会場に出店され、経済効果も表れております。

将来的には、J1 リーグ所属チームのホームタウンとなることによる経済的な効果は、先進事例を見ますと大きいものがあるものの、上位リーグの昇格条件等を満たすことや、リーグ規定の収容人数を満たすスタジアム等の設置が必要となるなど高いハードルがあることに加え、ホームをどこに設置するかは同クラブの考え方に委ねられているものであり、今後も同クラブとの連絡・連携を密にしてまいります。

北海道十勝スカイアースが J1 リーグ参入を目指す挑戦はまだ始まったばかりであり、険しい道のりであるとは思いますが、包括連携協定を締結した同クラブが今後とも本町を主たる会場としてホームゲームが行えるよう、本町としてしっかり支援できる体制づくりを進めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　それでは、再質問をさせていただきます。

答弁全体にわたって十勝スカイアース、チームに対する評価や期待、それは私と一致するものがあって、その辺のところがしっかりしているものだから、この質問は比較的いろいろとしやすいのかなというふうに思っていたところでした。ここで崩れていたら、全然違う質問の仕方をしなければならない、そんな局面だったけれども、その辺は実によかったです。

そして、最後の町長の今の答弁の包括連携協定を締結した十勝スカイアースが、今後とも幕別町を主たる会場としてホームゲームが行えるよう、本町としてしっかりと支援できる体制づくりを進めてまいりたい、大変私の期待する答弁でありました。いい答弁をいただいたのかなというふうに思っています。

では、そのことがあっても、運動公園のことについての質問に移りたいと思います。

25年たった。25年というのはとても長い期間なのだと思うのです。野球場のほうでは、平成12年のこけら落としには高校野球の春季大会の大会が行われ､平成24年にはプロ野球のイースタンリーグが開催された。十勝管内においては、帯広の森球場に次ぐ２番目の球場、25年たった今もそうであるという認識に立っているところであります。ただし、やはり25年の歳月はとても長くて、あちこち傷んできているな、そんなふうに思いました。特に、スコアボードの緑色に塗られているけれども、そのさびなどはもう随分と腐食も進んでいるのではないかなという状況に感じられました。

サッカー場になります。芝のことはまた申し上げますけれども、管理棟の中のシャワー、男女更衣室に二つずつあるのだけれども、ボイラーが壊れていて、それぞれ一つずつしか動かない。男子トイレも水洗い場が壊れていて、それも使用禁止のそういうことになっていると、そんなようなことなどがありました。

得点の掲示板ですね。時計も使えていない、得点も数字が入らない、だから試合を見ていても何だか、今どんな経過で何対何だかが周りに聞かないと分からない、そんなような状況になっていて、幕別町のスポーツ推進計画の中にある、見る、楽しむ、応援する、そんなようなことにちょっと至りづらいような環境なのかなというふうに思っているところです。

まずは、委託業者の方から確認すると、そのことは教育委員会にちゃんと届けてあるのだということはお聞きしております。そのことを受けて、教育委員会としてはどういうふうな考えの下で現在に至っているのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　ご指摘いただいている、至らない点が多々あるのは、私も承知しております。例えば管理等のシャワーの件につきましても、令和６年の当初予算には予算協議をさせていただいたのですけれども、ちょっと利用頻度が少ないといったところで、２台のあるうち１台故障で１台ずつ男女では使えるものですから、当時はちょっと完全な修繕を見送ったという経緯もあります。またスコアボードもさびは確かにあります。ただ、まだ躯体に腐食するまでの状況には至っていないものですので、今後においてはやはり、ここの塗装を塗り替えるといったような対応も必要になってくるのかなというふうに考えております。

またあと、サッカー場のスコアボードにつきましても、時計がアナログのやつは動くのですけれども、それに電光掲示みたいな物があるのですが、それはずっと壊れていて、温度計もあるのですけれども、ずっと17.5度というふうな状況になっております。当時、その修繕をちょっと確認したら、それ全体を取り替えないとできないのだというようなこともあって、今現状このように至っているという状況です。

今、当時と比べて状況が変わってきて、サッカー場も今使われてきているようになってきておりますので、内部で十分協議して、計画的な整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　経過は分かりましたけれども、やはりこういうスポーツ推進計画を持っている町のやっていることではない。よそのチームも来る中で、あれ、シャワー使えないのと。要は、例えば男子チームが二チーム、対戦しますよね。男女それぞれロッカーがあるわけだけれども、女性いないから両チームで一つずつ使ってもらう､シャワーは試合が終わると､少なくともスタメンで 11 人以上、11 人の選手がいるわけです。遠方からのチームもある。その中でシャワーを浴びたいといっても１台しかなければ、多くの若手選手を中心に汗まみれで会場を出ると、そんなようなことになっていく。全く選手ファーストということの考え方がそこにはなくて。でも、今そうやって、昔と違ってということであるならば、直ちに修繕の方向で向かうことが必要なのだと思うのだけれども、そういう考えにはなりませんか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　先ほど答弁にもありましたけれども、教育施設、他の施設もたくさんございます。同じように老朽化している施設もありますので、バランスを見ながら、緊急性の高いものから計画的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　緊急性の高いものからということでありましたけれども、緊急性高いと思うのですよ。まずそのことはしっかり念頭に入れていただきたい。

　いろいろと運動公園の施設のことについては、管理を委託している業者や町民から声が上がってきているのだと思うのです。何せ駐車場が狭くてということがあります。これからまだ大事な試合が続くようなことにもなっていく。そして、出口が２か所しかない、そういうこともあります。それから管理等の裏に丘があるのですけれども、ごみの不法投棄が続いていて、そのことも言ってあるのだけれどもなかなか解決されない。

　要は、ほかの町から来た人が、あれ、こんな状況が運動公園のすぐ横であるのだと、シャワー直してくれていないのだ。そういうことではね、あれ、幕別さん、オリンピアンの町、そういうことの評判があっても、どういうことと、そうなりかねない。少しその管理についての考え方については、考え方を少し変えてもらう必要があるなと、そんなふうに思います。いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　ごみの不法投棄、看板も立てておりますけれども、あそこ公園と一体として整備しているものでありますので、今後、町長部局の関係課とも協議をしながらそういった、せっかく遠くから来てもらってがっかりされないような体制、管理維持の方法について検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　スポーツの見方もいろいろと変わっていて、特に最近思うことは、審判のジャッジ、これに対してチャレンジができる。そんなようなことなどが出てきました。今までは審判がアウトと言ったらアウト、得点と言ったら得点だったのだけれども、それがもちろん、地方の試合でそういうことになるということはめったにないのだと思うのだけれども、そういう施設がないとできないことだから、だけど、そんなようなことなどあって、野球の見方、サッカーの見方も随分変わってきたのだと思うのですよ。

　例えば、大きな町の球場でしたらば、やはりナイター照明があるだとか電光掲示になっていて、ストライク、ボールは遠隔操作でできるから幕別もできるのですよね。だけど、あとは使えない。だけど、随分なところで電光掲示になって選手名が分かるようになったり、特に多いのは、スピードガン表示などというのも出るようになって、今は何キロの何ていう球種で何だという、そういうまた野球の見方ができる。それとか、この子、今こうなの、ああ、楽しみだねという、そういう楽しみ方もできる。そんなような時代になってきたりしました。

　サッカーの得点板が使われないのは、それは遠隔操作ができないからなのではないかなと私は思っているのですよ。そこに一つ人を配置しなければ駄目だと、そういう施設になってくると、それがで

きない。実際、物置小屋みたいな感じで、後ろから入りますけれどもね、ガラスもひびが入っていて、ちょっと人が入ってどうのという、そういうものになっていないことも確認しました。

電光掲示、夜間照明など、そういった施設についても検討していくことが必要なのだというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　体育施設に対応するさまざまな設備の要望というのは伺っております。先ほど答弁にもありましたけれども、今後求められるいろいろな施設機能というものがあると思いますので、今すぐにそれを設置できるという体制ではないですけれども、今後長寿命化ですとか、そういったものを図っていく際には、そういった機能もつけられるかどうかということを、推進委員の皆様ですとか、そういった方にアドバイスも聞きながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　なぜスポーツ推進委員に諮問したことがあるのかという設問を立てたかというと、スポーツ基本法に基づいて設置されたこのスポーツ推進委員の役割、幕別町のホームページでは六つ紹介されています。

その中の一つに、体育施設の管理運営並びに整備拡充について教育委員会の諮問に応じて答申し、または意見を具申すること、これが役割の一つになっていると。だから、幕別町だけが、教育委員会だけが判断する、修繕をどうするとか新たに新設するとかという判断をするのではないということがここに示されているものだから、そう読めるものだから、この辺の連携や幕別町の教育員会の姿勢はどうかなと思いました。でも、それはまだしたことがないと。それはね、していったほうがいいのです。そして、ちゃんと具申を受けてください。具申というのは答申ではなくてね、詳しく申し出るということの意味合いだということ、私もちょっと勉強しました。ちゃんとスポーツ推進委員としての立場の意見を取り入れて、教育委員会として、その判断をしていっていただきたい。その辺はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　ちょっと調べますと、スポーツ推進委員さんの規定は各自治体にあって、諮問機関として設けている自治体はほぼありません。主要の都市の規定を見てもないのですけれども、幕別町、過去の歴史を見ると、58年に農業者トレーニングセンターができて、そこで運営委員会が設置されて、そこで諮問機関として条例で規定されました。平成に入ってスポセンができて、条例が一つになって、そこでも運営委員会が設置されていて、諮問機関として位置づけられたわけなのですけれども、平成16年になって、本来であればスポーツ推進委員さんに諮問を答申してもらうのが合理的ではないかということで今の規則が改正されております。

法律上は、諮問機関は合議体ではないのかなというふうに思いますけれども、確かに今まで過去の経緯から言うと、諮問、具申という形式は取っておりませんけれども、これまでもずっといろいろ専門的な意見というのはお聞きしておりますので、そういった形で今後についても、スポーツ推進委員さんの専門的なアドバイスを聞きながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　今の答弁だと、スポーツ推進委員会の会議の席に、こういったことで施設を確認してくださいということは訴えないということに聞こえたのだけれども、そういうことか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　説明が下手くそですみません。そういうことではなくて、今も施設整備の関係については、時折に触れてお伺いしていますので、引き続きそういった形で対応してまいりたいということです。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　了解しました。ちょっと力が入ってね、敬語が飛んで申し訳なかった。失礼しま

した。

二つ目、合宿のほうの、合宿誘致の話に、質問にさせていただきたいと思います。

慶応大学という歴史と伝統のあるチームが来てくれていると。普通の大学が来てくれるのというのとまた意味が違う、そういう位置づけなのだというふうに、私は過去の日本の歴史と照らしても、そのように思っていて、本当に光栄なことだなと。それを迎える誘致委員会の皆さん、職員の皆さん、初回質問でも述べましたけれども、大変なご苦労の中でしっかりとお迎えになっていて、大変ご苦労さまです。見事な働きぶりだなというふうに思って、私は交流会に町民枠で参加させていただきましたけれども、そのように感じておりました。

それで今、合宿誘致のほうは順調には、ほかのスポーツが来るということについては順調には進んでいないと。一方で、Ｊリーグのシーズンが移行したことで、そういったことの条件ができた。そういうことがありました。そしてまた別に、この猛暑が続く中で、本州に比べては冷涼だという表現で答弁もありましたけれども、そのとおりだと思うのですけれども、こちらも暑いのですけれども、より練習環境には適したものになっているのではないかなというふうには思います。

条件があるのでね、今のままだと慶応大学合宿に関する委員会に、そんな印象になってしまう。もう一つ、その辺はしっかり町のほう、教育委員会のほうで支援していただいて、ほかの競技、団体や競技からも誘致が進むような努力をしていただいきたい、そのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　合宿誘致実行委員会の関係だと思います。今現状では確かに慶応の野球部が来ていただいております。合宿の実行委員会ができたのが平成30年ですけれども、これまでも車椅子ラグビー日本選手権のリーグ大会ですとか、あと中学生年代の日本のサッカー選手権の会場、そういったものにも取り組んできております。

実行委員会だけでも、どうしても、やっぱり相手があるものですから、新たな合宿をしていただける企業、大学というところのつながりというのがなかなか難しいところがあるのですけれども、今いろいろ毎年来ていただいている慶応大学のマネジャーを通じて、新たな合宿の取組がほかにできないだろうかということも内部で検討しているところですので、どういった形で今後できるのかも踏まえて、実行委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　合宿の誘致については、四つ質問させていただいていますけれども、その中でもう一回質問させていただきたいというふうに思います。

三つ目、十勝スカイアースに対する評価と、それから経済効果なのですけれども、先ほど申し上げたとおり、重要なそういうチームであると。町にとって、町の発展にとってとても大切な、そういうふうに認識している、このことは了解しました。経済効果についてもあるのだと、これからますますあるのだという、そういう答弁、その辺もそうなのだろうというふうに私も思っていて、十分な答弁をいただいたのかなというふうに思います。

四つ目に行きます。Ｊリーグの日程の変更、これは以前からのＪリーグ自体の課題で、夏が暑いからその時期は避けようとかということで始まったわけではなくて、ヨーロッパなどの主なチームが、主なリーグがそういうふうにしていると。そして、そのオフシーズンの間に国際試合などが入る、それに合わせるということが以前からの課題で、それで今回、J3までは６月７月がオフシーズンになったと。JFL、それから十勝スカイアースが所属している地域リーグについては、１年間猶予があって、2027年から移行になると、そんなことでお話を聞いているところであります。

それで道内、自治体のことの中では、合宿地のところで既に網走市と東川町において夏季キャンプの実施が決まっているということの答弁があったわけですけれども、関係筋によると、この合宿地の手挙げを十勝管内でも音更町、本別町、新得町の三つが行っていて、誘致をしようということで動いているという話を聞いたところであります。幕別町もこの中に、この手挙げにぜひ加わるべきだとい

うふうに思っているところです。

ただ、施設のことで答弁の中でも出ていましたけれども、幕別町、それを迎えるだけの条件がある自治体かどうかということであれば、これも関係筋の方からのお話でありますけれども、宿泊地、宿泊施設については町内に十分なものはありますよということでありました。しかし、芝、実際映像にしてその判断を仰いだらば、凸凹が多くて、要は草がはげているところが多くて、それはここではできないということで、なくなってしまったということでありました。

草が、はげ地があるとなぜ悪いかというと、当然サッカーの転がり方が、球の回転で変わるのではなくて、その凸凹で変わってしまう。それでは競技にならないからです。それから、サッカーは雨天でも決行する競技であります。そこで泥水の水を含んだ土で足を取られて大けがをしてしまう、そんなようなことになる。だから、ちゃんとした芝のところでないとできないのだということが出されておりました。

ちゃんとした芝をそろえる。近年、そういうことは運動公園のところで、サッカー場とかも予算かけてやったということは聞いていますけれども、その効果はどうだったですか。今も十分ではないということなのだけれども、その辺のことは、どうしてそういうことになのか、ちょっと経過をお聞きしたい。どうでしょう。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　陸上競技場内のサッカー場なのですけれども、あそこの図面を見ると、貯蓄型土壌システム排水といって水を下にためることができます。水の量が多くなると排水させてというような調節をしながら、芝の状況を管理するシステムだということで、この間もちょっと見てくると、両ピッチから 32 メートルの暗渠が 40 本入っているのですけれども、その５メートル間隔で入っている間が枯れているような状況なのです、配管のないところがですね。ですから、今いろいろお話を聞くと、下にシートが昔あって、それで貯水性が保たれていたらしいのですけれども、どうやら水が抜けているのではないかというような経過もあったように聞いています。

令和６年度は、芝の養生のために一年間使用中止をして、必要な費用をかけて種をまきました。今、現状まだ少し、ちょっと枯れているところもあるのですけれども、昨年よりは大分状況がよくなって、春先はよかったのですが、今年は特に猛暑だったものですので、ちょっと枯れが目立つような状況になっているというような状況であります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　詳しい土木の関係は私は分からないけれども、答弁の中身はおおよそ理解ができました。

そういう幕別運動公園の陸上競技場内にあるサッカースペースですけれども、それでもなぜこういう地域リーグで十勝スカイアースさんがホームグラウンドに使ってくれるかというと、十勝で試合場として条件を満たすのは二つしかないのだそうです。一つは帯広の森の陸上競技場のほうのサッカー場、帯広の森にもサッカー場はあるのだけれども、そこでは駄目なのだそうです。それと、幕別運動公園のサッカー場の二つがあるというふうにお聞きしました。そういう芝地でありながら、試合をやっているということは、まず念頭に入れていただきたいと思います。

答弁にもありましたけれども､スカイアースさんがホームグラウンドをどこにするかということは、スカイアースさんがお決めになることです。どこか違うところに、いいところができたらといったらば、それはもう選手の、選手ファーストですから。そちらのほうに移られることを検討されること、当然あるのだと思うのです。だけど、私はね、幕別に、幕別をずっと本拠地として、ホームグラウンドとして使ってもらいたいと思うものだから、少し熱くなって言っているところであります。

今、いろいろ JFA は公団、公益財団法人、日本サッカー協会の名称なのですけれども、ここのほうで昨年の９月 19 日に承認を受けたサッカー施設整備助成 2024 交付要項というのがあります。これで見ますと、実際ですから、国や道からの支援を、補助金をもらうということについては、いろいろ工夫がされて、なるべく町単費でやらないように、ならないようにと、町の負担が軽くなるようにとい

うことで、今までもいろんなことを計画されてきたのだと思う。

きっと言うと、お金の潤沢な組織なのかなと思うのですけれども、独自にサッカー施設の設備助成というのを行っていて、これで言うと、自治体が助成の申請者対象になります。2025年４月から開始して、2028年３月、だから、再来年３月までの期間を第一期としてこの助成の制度ができると。どんな中身かというと結構厚くて、二つの施設体系なのですけれども、多分幕別町で言うと、小さい規模のほうの地区サッカー施設というふうになるのだと思うのです。改修工事に天然芝、夜間照明、クラブハウス、それから屋内のサッカー場があれば、それの改修に対しては30パーセントの助成率で、そして天然芝だと最大1,500万円、夜間照明だと最大1,500万円、クラブハウスですと1,500万円、屋内サッカー場ですと、これも1,500万円までの助成が受けられると。もちろん、これで全部が出来上がるわけではないわけですから、お金がかかるのだけれども。新設だったらば、天然芝だと限度額は一緒ですが、75 パーセントになり、あとの夜間照明やクラブハウス、屋内サッカー場においても 50パーセントの助成率でもってこの協会が自治体を援助して、サッカー場を支援してくれる、そういう制度が去年の秋、できているのだそうです。

これね、ぜひどうなのか検討するべきではないかなということで、今、報告をさせてもらいました。今現状では、サッカーのプロチーム、J リーグのチームはちょっとここではサッカーできないよという現状があったりする。だけど、こういう改善の中で来てくれるようなことになれば、またさらに大きな経済効果も生んで、決して大きな出費をするだけなのだという、そんなことにはならないのだというふうに思うのですよ。

そして、今、十勝スカイアースさんは地域リーグの中では、北海道地域リーグの中では２位という位置で、あと二試合あって、どっちも勝つことが条件で、特に最終戦、９月21日は、今１位を走っているチームと直接対決で勝ったほうが優勝。北海道地域リーグを代表して、その上の地域チャンピオンリーグに進出して JFL の昇格を目指す、そんなところが、JFL の昇格はともかく、ともかくではないですね、してもらいたいと思うし、この大会を乗り切ってしてもらいたいと思うし、21日の試合はぜひ勝って、北海道地域リーグの代表になってもらいたい、そのように思っているのです。

そういうことなものだから、強くなればなるほど、さらに経済効果ということは大きくなるのだと思うのです。町が一層大きく支援をすることというのは、全く町にとって悪い話ではなくて、より町の発展につながる、そういうことになるものだというふうに思うものですから、ぜひ町として検討する、併せてこれも幕別町スポーツ推進委員に答申を求める中身になってくるというふうに思うので、答申を、諮問をしてください。そして、どんなふうな考えなのかを明らかにしてもらって参考にしながら、こういったことも使いながらやるということを考えていただきたい。

あわせて、今は幕別運動公園の改修のことを申し上げてきましたけれども、さっきも申し上げたように、駐車場がそんなこともある。それから、改修でいいのかということもある。幕別町に私はそういうスペースを取る場所がほかにはないのだというふうには思わないものだから、新設についても検討されるほうがいいのではないのかなというふうに思いました。

例えばスマイルパーク、ずっと公園の豊かな緑の中で評判はいいのだけれども、ちゃんと地域のスポーツ少年団なんかも、サッカーの練習などもしながら有効に使われているのだけれども、そこなどは十分なスペースがあって、人も呼びやすく、また、私は先の予算委員会で百年記念ホールの駐車場のことを申し上げましたけれども、そのことの解決にもつながるような、そんなことになっていくのかななどというふうな考えを持ちながら見たところでした。

幕別運動公園の改修もしくはどこか違う場所への新設、併せて町教育委員会、それからスポーツ推進委員で検討を始める、そのことを求めたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　私自身も先日、スカイアースのホームゲームに行きまして、多くの観客のいる中、選手が必死にプレーしている試合を見させていただきました。個人的にはサッカーは好きですので、今後の何とか道リーグ優勝していただいて、さらには JFL に所属をしていただきたいなというふ

うに願っているところであります。

運動公園の芝の状態につきましては、私自身も目にしておりますし、日々身近にいる中で何とか苦労しながらも改善できないのかなというふうに思っているところであります。今、谷口議員にお話をいただきましたJFAの財源なるもの、こうしたものも今後、当然改修を、芝の更新する中にあっては、こういうものも当然検討の中に入れながら取り組む必要があるのかなというふうにも思っているところであります。

ただ一方で、Jリーグチームの夏合宿の誘致に絡んだことでお話もいたしますと、既に誘致を決めた自治体の状況をお聞きいたしますと、単にやはりいい天然芝のグラウンドがそこにあるというだけではなく、その芝の状態を維持するための散水施設なるものがあるのかどうなのか、また日々の維持管理においても、やはり通常チームが練習をしている場所と同じようなピッチコンディションであるのかどうなのか、そんなようなことも求められているというふうに聞いております。

そうした芝の状態ですとか維持管理の方法が、運動公園につきましては、基本的には町民が日々利用する公の施設でもありますので、日常的にそうした状態を維持するというようなことが当然、町の税金を使って行っていくものでありますので、そのバランスも当然考える必要があるのかなというふうに思っております。そうしたことも含めまして、今後の更新なりの際には、検討に当たっていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　教育長がサッカーが好きだというのは初めて聞きました。答弁の中身については、行政ですから、そういう手順を踏むのだと、そういう考え方に立つのだということも、それも仕方ない。その一方で、どうすることが十勝スカイアースさんという、そういう存在があって、どうすることが町の貢献になっていくか、こちらがどんな思いができるか、そのことは追求していってもらいたいなというふうに思うところであります。

スマイルパークの中にサッカー場などと唐突に申し上げましたけれども、それが可能かどうかということについては、先にしかるべき役割の人に確認を取って、かつて温水プールなどの計画もあった土地ですから、それは可能であるということの答えをいただいての提言であります。

時間がなくなってしまったので、もう最後の一言になりますけれども、9月21日の試合、決勝戦ですから、事実上の決勝戦になると思いますから、こちらも2,000人。相手は岩見沢のチームですけれども、道央圏から1,000人来ますから。私が勝手に思っているのですけれども。応援合戦です。しっかり応援して、何度も教育長も今お話ししていましたけれども、地域リーグで優勝してもらって、チャンピオンリーグで優勝してもらって、JFL昇格、そうなってもらいたいなと思います。

終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12：05　休憩

13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

１、町職員の働き方改革と職場環境の充実、心の健康について。

近年、人口減少や少子高齢化により社会では労働者不足が深刻化しています。地方公務員においても例外ではなく、幕別町でも職員採用試験への応募者が減少傾向にあるかと思われます。他の自治体や民間企業に転職や若年層から中堅層まで自己都合退職が増えてきているのが現状であります。

また、業務量の多さや人間関係、家庭環境をはじめとするさまざまな要因による病気休暇の増加や若い職員の育児休業取得者の増加に伴い、必要となる代替職員の補充が迅速にできず、代替職員を配置できたとしても、教育に時間を要するためほかの職員への負担が増えているのではないかと思われます。

このような状況の中、「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思われるまちづくりを目指すためには、まず、町職員が活力を持って生き生きと働き続ける職場にしていかなければならないと実感しています。町職員の働き方改革や適正な人事配置を含めた職場環境の充実、そして職員一人一人が自発的なキャリア形成や新たなチャレンジを応援する風土の醸成が必要であると考えることから、以下の点を伺います。

（１）職員の時間外勤務の実態と縮減の取組は。

（２）有給休暇の取得状況と取得促進の取組は。

（３）病気休暇（６日間以上）の実態と休暇中の職員への対応状況は。

（４）職員の健康相談状況と心の健康維持の取組は。

（５）ハラスメントの実態と予防の取組は。

（６）直近５年間で自己都合退職した職員数と退職要因について町の見解は。

（７）今後、職員採用においての課題と改善策は。

２、香害と化学物質過敏症について。

日常生活で使用している柔軟仕上げ剤などの香りが原因で、健康被害を引き起こす「香害」。独立行政法人国民生活センターの報告によると、柔軟仕上げ剤、合成洗剤、整髪剤、制汗スプレー、ハンドソープなどさまざまな香りつき商品があふれています。人工香料が付加されている商品を使用すると、香り成分が肌や衣服に付着し、長い時間香りを放ち続けます。人工的な香りに苦しむ人が年々増加しており、これらの製品による健康被害として頭痛、めまい、吐き気、思考力の低下が報告されており、化学物質過敏症を引き起こす原因ともなります。特に香料は空気中に拡散し、誰もが加害者にも被害者にもなり得るため､香りの原因は好き嫌いを超えた健康問題として認識する必要があります。

特に柔軟仕上げ剤については元々衣類を柔らかく保つためのものでしたが、近年は香りの強い製品が主流となり、現在ではマイクロカプセル技術によって、長時間香りを持続させる製品が増えております。香料は揮発性有機化合物を含み、これが化学物質過敏症を引き起こす原因となり、香料の成分表示は義務づけされておらず、安全性の評価もされていません。

特に感受性の高い子どもに大きな影響を与える可能性があります。具体的な法的規制がないため、まずは生活環境を見直し、柔軟仕上げ剤、消臭剤、除菌製品などにより健康被害の可能性について周知が必要であることから、以下の点を伺います。

（１）公共施設の職員及び利用者から香害被害の相談の有無。

（２）香害や化学物質過敏症についての本町の認識は。

（３）今後、香害や化学物質過敏症についての周知啓発の推進についての見解は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「町職員の働き方改革と職場環境の充実、心の健康について」であります。

近年、地方自治体では、各種制度の改正及び多様化する住民ニーズへの対応等、職員の業務が年々繁雑化してきており、職員が意欲を持って職務に当たることができる環境づくりや、心身の健康管理を一層図っていくことが必要となってきているとともに、就業意識の変化や少子高齢化を背景に、仕事と生活の調和の取れたワーク・ライフ・バランスの充実を図り、職員の公務に対するモチベーションの維持・向上を図ることは、重要な課題であると認識しております。

ご質問の１点目、「職員の時間外勤務の実態と縮減の取組は」についてであります。

本町における職員の時間外勤務の合計時間数と１人当たりの時間数の過去３か年の状況を年度別に

申し上げますと、令和４年度は、合計時間数が４万 2,978 時間、１人当たりの年平均時間数が 208 時間、５年度は、合計の時間数が３万 9,578 時間、１人当たりの時間数が 197 時間、６年度は、合計の時間数が３万 8,259 時間、１人当たりの時間数が 189 時間となっております。

時間外勤務につきましては、業務の繁忙期や突発的な業務に対応するためやむを得ず行うものであり、代表的な例といたしましては、令和４年度が参議院議員選挙及び統一地方選挙事務、新型コロナウイルス感染症関連業務、非課税世帯臨時特別給付金や子育て世帯生活支援特別給付金等事務、５年度が統一地方選挙事務、非課税世帯臨時特別給付金事務、６年度が衆議院議員選挙、非課税世帯臨時特別給付金や定額減税調整給付金事務などに多くの職員が従事したことにより、時間外勤務が増加したものと分析しているところであります。

町といたしましては、必要最少限の職員数で最良の行政サービスを提供することを基本とし、一定程度の時間外勤務はやむを得ないものと考えておりますが、過度な時間外勤務は職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの観点からも好ましくないものと認識しております。このことから、時間外勤務の縮減の取組といたしましては、これまで、所属長からの事前命令を行う中で、業務の進捗状況や業務遂行計画等を確認の上、業務の緊急度や重要度などの優先順位について精査し、時間外勤務の必要性を判断しております。

また、毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退勤の声かけとともに時間外での会議を避けるなどのスケジュール管理のほか、「ノー残業デー」及び 22 時以降の残業に対する総務課への事前協議や月 45 時間を超える時間外勤務を命じた所属長から、当該職員の「時間外勤務の主な内容と今後の見込み」について総務課への報告による取組を通じて、業務が特定の職員に偏ることのないよう、部、課及び係内での連携を図りながら取り組んでまいりました。

今後も、これまでの時間外勤務縮減の取組の徹底と、所属長からの所属職員への目配り、気配りから、職員の健康維持・向上に努めるとともに、AI-OCR や RPA の活用による行政手続データのシステム登録自動化など、DX の推進等による業務効率化を進め、職員のワーク・ライフ・バランスの向上につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「有給休暇の取得状況と取得促進の取組は」についてであります。

本町では、会計年度任用職員を含めた全職員に対して、年５日の有給休暇の確実な取得の呼びかけと、所属長から所属職員に対して有給休暇の取得の働きかけを行っておりますが、１人当たりの平均取得日数を過去３か年の状況で年度別に申し上げますと、令和４年度は 10.6 日、５年度は 12.3 日、６年度は 13.1 日となっております。

有給休暇の取得につきましては、心身のリフレッシュを図り、仕事に対するモチベーションを高め、業務効率の向上が期待されるなど、職員の能力をより一層発揮させることにつながるものと考えております。このことから、管理職に対しましては、日頃から所属職員と十分にコミュニケーションを図り、個々の業務内容や健康状態の把握に努め、適切な有給休暇の取得を勧奨するよう指導しているところでありますが、今後も、各部署の管理職が中心となり、気兼ねなく休暇を取得できる職場環境づくりに努めてまいります。

ご質問の３点目、「病気休暇（６日以上）の実態と休暇中の職員への対応状況は」についてであります。

本町における職員の６日以上の病気休暇を取得した職員数と、そのうち 90 日を超えて休職になった職員数の過去３か年の状況を年度別に申し上げますと、令和４年度は 17 人で、うち休職が 11 人、５年度は 18 人で、うち休職が 14 人、６年度は 19 人で、うち休職が９人となっております。職員が身体疾患や精神的疾患の健康問題で、長期の病気休暇の取得や休職となる場合のうち、精神的疾患の場合では、原則として、対象職員とその所属長、総務課長の三者の面談を実施して、主治医の診断を基に、考えられる原因や悩みがある場合は、それがどういったものなのかを三者でしっかりと確認した上で、療養に当たることとし、療養の間も円滑な職場復帰に向けて定期的な面談を実施しております。

また、主治医の診断により、職場復帰に向けた取組を行えることが確認できた場合には、病気休暇

及び休職中に「リハビリ勤務」を実施することとし、職場において終日のリハビリ勤務を１か月程度実施できるようになった時点で、主治医の診断をはじめ、リハビリ勤務の実施結果の状況や所属長の意見等を勘案して、復職の可否を慎重に判断するなど、組織的に計画的な職場復帰の支援に努めているところであります。

ご質問の４点目、「職員の健康相談状況と心の健康維持の取組は」についてであります。

職員の健康管理については、昭和 63 年３月に「幕別町職員衛生管理要綱」を制定し、所属長や職員の責務、衛生管理者や産業医、衛生委員会、健康診断などを定め、職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進しております。

職員の健康相談の窓口を含め、職員の健康管理業務の全般を総務課で担当し、定期健康診断や人間ドックなどの診断の結果に基づくものや、日常的なものを含め、身体疾患や精神的疾患の健康問題の相談を直接受けることができる環境を整えており、必要に応じて、選任している産業医や衛生管理者として任命している保健師との個別面談を実施することとしております。

また、北海道市町村職員共済組合の組合員、配偶者及び被扶養者の方が、無料電話サービスで 24 時間利用できる「心の相談・からだの相談窓口」の活用についての周知のほか、昨年度からは、「職員保健室」を設置し、主に、新採用職員を対象として、新しい環境によるストレスや悩みを聞く機会とするため、年２回の専門のカウンセラーのカウンセリングによる相談支援を実施するなど、職場におけるメンタルヘルス対策に積極的に取り組んでいるところであります。

心の健康維持の取組としては「労働安全衛生法」に基づき、平成 28 年度から職員の心理的な負担の程度を把握するための「ストレスチェック」を実施しており、検査結果を所属長と共有するとともに、高ストレスとなった職員に対しては、産業医による面談を希望制で実施し、高ストレスとなった職員の割合が高い課の場合は､所属長と総務課長で改善策についての協議を行っているところであります。

今後も、公務災害や生活習慣病などを原因とする身体的な病気はもちろん、仕事や家庭、人間関係の悩みから、心の病気にかかる職員の増加が懸念されていることから、引き続き、定期健康診断や人間ドックなどの身体的な健康管理だけではなく、職員間のコミュニケーションを図り、職員が相互に気遣いができるような職場環境の確保に努めてまいります。

ご質問の５点目、「ハラスメントの実態と予防の取組は」についてであります。

ハラスメントを受けた職員からの個別の苦情相談に対しては、令和２年 11 月に策定した「幕別町ハラスメントの防止等に関する規程」及び「幕別町ハラスメントの防止等に関する指針」に基づき対応しております。

また、令和４年 11 月には、不当要求行為等の防止に関する対策の一つとして、基本的かつ具体的な対応方法をまとめたマニュアルとなる「不当要求行為等の対応について」を策定し、「カスタマー・ハラスメント」についても、同様に対応しているところであります。

規程において、ハラスメントとは、「セクシャル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」のほか、「その他のハラスメント」として、「業務の適正な範囲を超えて、職員の人格若しくは尊厳を害し、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職員の勤務環境を害する言動」と定めております。

本町におけるこれらのハラスメントに係る事案の発生件数について、過去３か年の状況を年度別に申し上げますと、令和４年度に、行政サービスの利用者の程度を超えた要求、いわゆる「カスタマー・ハラスメント」が１件、５年度は該当するものはなく、６年度に、「セクシャル・ハラスメント」が１件となっております。

ハラスメント防止のための取組といたしましては、これまでも、規程、指針及び要綱の周知徹底のほか、会計年度任用職員を含む全職員を対象に、令和５年度には「ハラスメント防止研修」、６年度には「コンプライアンス・ハラスメント研修」を開催し、多くの職員がハラスメントに該当する言動やハラスメントによって生じる被害について、認識を深めることができたものと考えており、今後も引き続き、職員研修の開催などを通じて、職員がその能力を発揮できる良好な職場環境の確保に努め

てまいります。

ご質問の６点目、「直近５年間で自己都合退職した職員数と退職要因について町の見解は」についてであります。

直近５年間の会計年度任用職員を除く職員の自己都合による退職者数は、令和２年度が６人、３年度が７人、４年度が５人、５年度が 10 人、６年度が 15 人であり、退職の直接的な理由は、「転職」による場合がほとんどであると確認しておりますが、その要因については、社会全体の働き方改革や公務員を取り巻く労働条件・環境、若い世代の仕事観・キャリア観などさまざまな変化によるものと考えております。

ご質問の７点目、「今後、職員採用においての課題と改善策は」についてであります。

職員採用における課題といたしましては、労働市場の変化や退職及び転職に関する価値観の変化などで、日本社会全体の構造的な人手不足を背景として、売り手市場の傾向が続いている中、公務員希望者も年々減少しており、近年、本町の採用試験においても、国や北海道、他の管内の自治体等と併願し、最終的には本町を選択してもらえないなどのケースも発生しております。

また、転職市場も活発化するのと同時に、若年層を中心に一つの組織に長く勤めるという考えが薄れてきていると感じており、本町職員として採用しても、数年から 10 年以内で転職するケースが見受けられることから、経験年数の浅い職員の比率が高まり、組織の人材バランスが崩れかねない状況になりつつあることに懸念を抱いているところであります。

このような状況の中、特にここ数年の傾向として、町村会の採用試験のみならず、人材育成という点でも、既に社会人を経験しているということがプラスに働く場面も多いことなどから、多くの社会人経験者を採用しており、採用試験において広く人材を確保できるように、令和６年４月１日付採用に係る５年度の採用試験から、応募年齢の上限を 39 歳から 49 歳に引き上げることに取り組んできたところであります。

今後も、さまざまな社会的要因などを見極め、単に採用活動を改善するだけでなく、本町ならではの魅力の発信や、組織全体の信頼性と将来性を高める上でも、採用後の働きやすい環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

次に、「香害と化学物質過敏症」についてであります。

香害とは、国において明確な定義はありませんが、一般的には合成洗剤や柔軟剤、化粧品や香水などに含まれる合成香料（化学物質）の香りによってもたらされる頭痛や不快感、吐き気などの健康被害のことを言い、化学物質過敏症とは、香害の原因となる合成香料のほか、建材や農薬など環境中の化学物質を体内に吸収したり、皮膚に触れたりすることで、不快感やアレルギー症状など多様な症状の誘発や増悪を訴える状態のことを言います。

全国の化学物質過敏症の患者数は、平成 30 年 11 月に一般社団法人化学物質過敏症・対策情報センターが、医学者による研究や調査を基に推計し公表した資料によると、1,000 万人超と推定されております。

ご質問の１点目、「公共施設の職員及び利用者から香害被害の相談の有無」についてであります。

公共施設管理者を通して、昨年度の香害に関する相談実績を調べたところ、窓口に来られた方や健康診断の受診者から、化学物質過敏症のため人混みに長くいると具合が悪くなるといった相談や、小中学校の児童や保護者から、柔軟剤の匂いで気分が悪くなるといった相談がありました。

町や学校においては、相談者のために控室を用意し、混雑が緩和されるまで待機いただいたり、香害に関する保健だよりを全家庭に配布するなど、相談者の悩みに対応してきたところであります。

ご質問の２点目、「香害や化学物質過敏症についての本町の認識は」についてであります。

日本医師会では、令和４年１月５日に発行した日医ニュースにおいて、化学物質過敏症を取り上げ、発症・悪化の要因として塗料やワックスのほか、柔軟剤や芳香剤など具体例を挙げております。

町では、香害や化学物質過敏症は誰にでも発症する可能性があり、個人差はあるものの、発症すると微量の化学物質に対しても過敏症状を来す場合があることから、症状の改善には、自助努力だけで

は限界があり、周囲の理解と配慮が必要であると認識しているところであります。

ご質問の３点目、「今後、香害や化学物質過敏症についての周知啓発の推進についての見解は」についてであります。

国は、令和３年９月と５年７月に、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力の下、香りへの配慮に関する啓発ポスターを作成し、各省庁から関係機関に対し周知を行っており、これを受け、町内の医療機関や介護施設、保育所などにおいて啓発ポスターを掲示し注意喚起を行ったところであります。

また、十勝管内で香害に関する周知・啓発活動を行っている任意団体から、町図書館本館で今月 14 日から 29 日まで「香りの害「香害」周知啓発パネル展」を開催したい旨の申出を受け、町は教育委員会とともに後援することを決定したところであります。

香りについては、自分にとって快適な香りであっても、その香りで困っている方がいることを広く理解していただくため、今後、保育所や学校、高齢者施設、障がい者施設、集会施設などにおける情報共有を図るほか、関係部署と連携し町のホームページなどを通じて、町民に対し周知啓発に努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　では、再質問をさせていただきます。とても丁寧な答弁をいただきまして、はい。

では、全国では地方公務員のなり手が集まらないという悩みを多くの自治体が抱えていて、本町においても、多様化する町民ニーズに応え、満足してもらえる行政サービスを維持、充実させていくには効率的な採用によって必要な人材を集め、適切な配置、評価を図ること、また多様化する働き方価値観に対応できる柔軟性が備わっていることが必要かと考えられます。

職員が働きがいを持って働ける職場は、住民にとってもよい役場であり、住民の信頼を得る質の高い行政サービスにもつながるのではないかと思いまして、１点目の質問でお聞きしたところなのですが、時間外勤務と縮減の取組についてお尋ねをしたところでありますが、１人当たりの時間外勤務が、令和５年よりも令和６年のほうが８時間縮減をされているということでありますが、残業の時間外の状況を見ますと、いろんな行事が重なってやむを得ない残業ではあるかなというふうに思うところでありますが、この８時間縮減されたということはとても大きなことだと思います。

これについて、町としてはどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは１年間の結果として出た数字でありますので、これが一生懸命、時間外削減に取り組んだ成果であるなどということは申し上げられないというふうに思ってます。これ本当に、年によって業務量も随分変わりますし、何か国から、あるいは道から仕事が下りてくると、それだけでも時間外勤務せざるを得ない、そんな状況もありますので、傾向としては、徐々に少なくなってきていることは好ましいことでありますけれども、この数字に一喜一憂することなく、やっぱり仕事をしっかりとどこまでやるのだということを決めながら、自分の体と相談して、無理せずに仕事をやることが必要であるというふうに思いますし、そんな中で、一定の成果を出さなくてはならないということで、非常に大変なのでありますけれども、仕事のメリハリをつけながら進めていくことが一番大切であるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　今、町長おっしゃったように、残業時間を減らすことによって、仕事に穴が開いたり、おろそかになったりということで本末転倒だと思いますので、しっかり意識改革をしながら仕事の順位を決めながら、できる範囲での仕事をしていただきながら、できるだけ時間外を減らしていただくという思いでしていただきたいと思います。

また、我が町では、水曜日はノー残業デーを設けておりますが、達成率はどのくらいあるのかをお

聞きいたします。
○議長（寺林俊幸）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　毎週水曜日のノー残業デーということで定めております。
　具体的な達成率というのは、ごめんなさい、ちょっと数字のほうでは持ち合わせていないのですけれども、先ほど答弁にもありましたように、ノー残業デーに残業するよと言った場合には、総務課のほうへ事前承認というか、事前の相談があります。そういったことから、毎週、これも本当に時期によってなのですけれども、五つから六つの課からそういった事前の相談といいましょうか、承認があります。これは本当にやむを得ない業務があるということで、それについては、まずは所属長がしっかりと認識した上での残業だという認識がありますので､それほどのもちろん数はないですけれども、水曜日はみんなで帰りましょうと、これを心がけてやっておりますので、ちょっと具体的な数字ありませんけれども、申し訳ございません。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　どんな仕事もそうなのですけれども、行政のお仕事をされるということは、毎回同じ仕事をしているわけではないので、いろんな仕事が入ってきて、そして残業しなくてはいけないというような場面が多々あるかと思いますが、その中でも水曜日のノー残業デーには、できるだけ時間内で帰れるというような思いを持ちながら、業務に当たっていただきたい。その中でも町長も、この日は先に、時間できちっと帰られて、町長が帰った後は、もう皆さんもすぐ帰れるというような状況には至っているのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　私には勤務時間は実はありません。ですから、帰るのもいろいろ早く帰ることもあるし遅く帰ることもあるし、夜間、会議をやっていることもありますので、ですから私を基準にして職員が、私が帰ればみんな帰るとか、そういうことは必ずしも一致していないなというふうに思っています。いずれにしても、職員の皆さんは必要だからやっているということであります。それをいかに自助努力あるいは周りの協力を得て、削減していくかということが大切だろうというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　町長のお話ももちろん分かるのですが、町長が残っているのに、職員もなかなか、お先に失礼しますというふうな状況にもなりづらいのかなという思いで、ちょっとお聞きしたところでありますが、町長の言われることも本当に理解されるところがあります。
　この時間外勤務に関しましても、昨年度はどの部署が多かったのかなということをお尋ねしてもよろしいでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　令和６年度の例で申し上げます。一番多かったのが、私の総務課という形になっておりまして、そのほか、こども課であったり政策推進課、そういった順になっております。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　総務課が多かったということで、そのほかもこども課にしましても、保健課にしても、さまざまな業務がありまして、残業したくてしているわけではないと思いますので、その点のところは本当に理解ができるところであります。
　しかしながら、その部署によって仕事内容が本当に変わってきて、業務の比重が高いところも低いところもあるかと思いますが、配置人数についてはどのように考えているのか、適正であると考えているのか、また不足であるというふうに考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　その年にいる職員数をいかに各課に配備していくかということになりますので、必ずしも足りている場合、足りていない場合もあるということであります。ただそこは、なかなか年度途中で採用するのも難しくて、それでも採用したことあります。どうしても、こう欠けてしまって、

退職があって、年度途中で採用したということはありますけれども、基本的にはその年度は職員の皆さん辞めないで１年間勤めていただけるかなという前提に立って、その年に予想される業務量を踏まえて、人員配置をしているということでありますので、それが実態と必ずしも合っているかどうかということは、結果、途中でいろんな業務が起こることもありますので、１年度たってみれば、ちょっと足りなかったかな、頑張ってくれたかなと、そういう部署はあるかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　これも本当に現実に、部署に担当してもらうということで、その中で仕事内容が増えたりということで足りなかったり、またはちょっと多いかなというようなこともあるかなというふうに思いますが、一人に仕事の量が多くはならないように、本当に町としても努めていただきたいなというふうに思います。

それでは次の有給休暇でありますが、有給休暇も、令和４年、令和５年ということで、３年間お聞きしたところでありますが、徐々に増えてきているということでありますので、有給休暇の取りやすい環境になってきているのだなと理解をしたところであります。これまでは、今このように有給休暇を少し取りやすくなってきたというところなのですけれども、これまでは管理職にこの申請がしづらかったから少なかったなどということはないのか、以前よりもどのようなところが改善されて、このような数字が出てきたのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　有給休暇の取得、取りやすくというところで、先ほども答弁にもありましたように、まずは５日以上とりましょうという制度的なものも、改正もあったというところもあり、やはり、そうですね、昔は、今、岡本議員がおっしゃったようなところもあったのかもしれませんけれども、今の管理職は皆さん優しく、皆さんが休暇を取りやすいような環境を心がけているということで、やっぱり例えば入学式であっても卒業式であっても、子供さんいらっしゃる方は休暇を本当に取りやすく今なってきているのかな。そういった、ちょっとずつの気持ちの変わりといいましょうか、そういう変化によって積み上がってきているものなのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　やはり職員の方も仕事は厳しく、そういう面ではもう優しくということで、休暇が取りやすいような状況にはなってきているのだなというふうには理解したところであります。これ年５日の有給休暇、やむを得ず残ってしまうという職員はいないのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　過去３年で申し上げますと、実は令和元年度には 44 人ぐらいおりました。ただ直近の令和６年度は 17 人ということで、年々少なくなってきているものの、いまだ達成していない状況が続いているというところでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　有給休暇は働く人の権利としても、やはり有給を残さないように、いや、本当に忙しいとき、そうではないというのはあるかと思うのですが、できるだけ有給休暇を消化できるような、そういう状況にしていただきたいと思います。

それでは、３点目の病気休暇の実態についてということでお聞きしたところであります。

これも、６日以上のお休みと 90 日以上を超える休職ということで分けて答弁をいただいたのですが、令和４年、５年はコロナなどもありまして、十何人の人数が出ております。その中でも、90 日を超えて休職という方も、余り変化がないような状況でいるわけでありますが、町としても、さまざまな点を加えながらしているということでありますので、この点につきましても、今後さらに続けていただきたい。長期の休暇についてはデリケートな部分でありますので、なかなか未然に防ぐというようなこと部分では容易ではないかと思いますが、やはり日頃から、職場内でコミュニケーションを高めていくことが、お互いのメンタル面でのケアにつながると思いますので、ぜひともそのようなところを進めていただきたいと思います。

また休職されている方には、一日でも早く職場復帰ができるよう適切な対応をしていただき、戦力となってもらえるように、町としても、ぜひとも努めていただきたいと思います。

次に、５点目のハラスメントの実態と予防の取組であります。

職場でのパワハラやセクハラなどハラスメントについては、長く日本社会で課題となっているところであります。実際には令和２年度に厚生労働省が主導で行われたある企業の調査で、職場のハラスメントに関する実態調査において、過去３年間でハラスメントを１度でも経験した人は、パワハラが31.4パーセント、顧客から、いわゆるカスハラですね、著しい迷惑行為を受けた人が15パーセント、セクハラで10.2パーセントという結果が出ているということであります。これはもう誰でも起こり得る問題であるようです。

そこで我が町の実態はということでお聞きしたわけでありますが、令和４年にカスハラが１件あったということでありますが、その予防にはハラスメントの研修なども行われているということでありますが、そこで現在どこの自治体でもネームプレートをつけておりますが、我が町でもフルネームでつけています。これも個人情報の観点からも、また職員を守るという観点からも、フルネームは必要なのかなと疑問を感じるところであります。名字だけでも十分ではないかなと思いますので、フルネームから犯罪にもなりかねない、またSNS等で個人を特定したり、中傷被害を懸念されるということもありますので、職員が安心して業務ができるよう配慮をしていくべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和）　今、岡本議員からもお話がありましたとおり、近年、道外も含めてネームプレートの簡略化といいますか、表示の仕方の工夫をしている市町村がございます。これについては、今おっしゃられましたカスハラですとか、いろんな部分で見直している市町村が多いのかなというのは、実態として把握しているところであります。

うちの町につきましては、今ネームプレート、氏名全て明らかにして、機構、配置数等についても実施しているところですが、今後そういった管内あるいは道外の動向も踏まえまして、例えばネームプレートの名字のみの表示に改めるとか、そういった部分の必要性について、ちょっと今後は検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　やはりこれは予算がかかるわけではないので、できることを、職員を守るという思いから、本当にどうしてネームプレートが必要かというと、やはり私たちが、職員にお尋ねしたときに、何ていう人だったか分からないということが結構あります。したがいまして、私も町民から相談を受けたときに、どういう、何ていう人が対応されましたかというと、うーんと、全部フルネームで書いている割には、全然やっぱり町民の方は覚えてらっしゃらないということもあるのですけれども、下の名前まで、私で言えば岡本眞利子までは必要ではないのではないかなというふうに感じますので、今後、職員を守るという観点からも、そういう被害が起きないうちに、そのような手をぜひ打っていただきたいなというふうに感じます。

それでは次に、直近５年間で自己都合で退職した職員でありますが、令和３年は７人、そして令和４年は５人ということで、令和５年が10人ですね。令和６年は15人、ちなみに令和７年、まだ半年ですが、半年で辞められた方はいらっしゃるのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　令和７年度８月31日現在で、５名の職員が自己都合で退職しております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　その中で、自身の体調や、また家族の事情でやむを得ず退職された職員数は分かりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　退職理由、直接は婚姻による方が２名、あとは転職といいましょうか、ちょ

っと職場が合わなかったというような感じの方が２名、もう一名は自己都合ということでの１名というものでございます。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11 番（岡本眞利子）　年代別でお聞きしてもよろしいですか。
　どの年代が多いのかお聞きしたいと思います。
○議長（寺林俊幸）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　ちょっと今手元に辞められた方の生年月日を押さえているものはないのですけれども、例えば勤続年数で申し上げますと、１年以内の方が２人、２年の方が１人、７年の方が１人、10 年の方が１人というような内訳になっています。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11 番（岡本眞利子）　それぞれ長年勤めた方もやめられるということでありますが、仕事ですから好き嫌いを言えないのはもちろん認識しておりますが、向き不向き、また仕事が早い遅い、私もそうなのですけれども、なかなか覚えが悪いというような方も中にはいらっしゃるのではないかと思いますが、適性というところが合っているのかな。また仕事が負担になり、離職になったというようなお話は伺っているのか、お聞きいたします。
○議長（寺林俊幸）　企画総務部長。
○企画総務部長（山端広和）　いろいろちょっとさまざまなのですけれども、今年の部分で言いますと、仕事が合わないといいますか、覚えられないといいますか、そういった部分が一部あったのかなと。あとはちょっと仕事の部分ではない、本当の自己都合という部分でございます。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11 番（岡本眞利子）　さまざまな理由があるかと思いますが、本当に人材育成という観点からも、やはり若い職員には長く勤めていただくという思いを持ちながら、職員採用ということをしていただきたいなというふうに思います。
　また、次の７番ですけれども、採用試験につきましても、社会経験がある 39 歳から 49 歳を採用基準に入れていくということもありましたので、ぜひとも長く勤めていただけるような職員を採用をしていただきたいと思います。
　また１点だけ、今どこの町もそうなのですけれども、専門職員が不足をしているということであります。例えば土木とか保育とか保健師さんなどが、すごく不足をしているということですけれども、その点についてはどのように考えているかをお聞きいたします。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　現状においては不足しているということではなくて、幕別の場合は募集すれば応募がありますので、そういう点では恵まれているのかなというふうに思います。
　ただ、そういった方が長く勤めていただくように、我々もいろいろ配慮しながら人材を育てていく必要があるのかなというふうに思っています。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11 番（岡本眞利子）　ぜひ幕別町役場で勤めたいという、そういう人材が集まるように、そういう環境にぜひともしていただきたいと思います。
　役場職員が、町長を先頭にワンチームであることが一番重要だと私は思っております。大きな目標を掲げ、一歩一歩住民の皆さんのために、何ができるか一人一人が力を合わせ、そして助け合う、そんなチームワークこそが生きた職場になると思いますので、今後期待をいたしまして、次の質問に移ります。
　次に、香害と化学物質過敏症についてでありますが、2000 年代後半から香りの強い海外製品の柔軟剤がブームになったことがきっかけで、芳香剤を工夫した商品の品ぞろえが増え、現在では消費者が香りの強さを選択できるような商品が販売されております。
　しかしその一方で、その匂いに不快を感じる人も、体調を崩す人もおります。厚生労働省が 2023

年に公開した研究報告によりますと、化学物質過敏症発症のうち約７割が、柔軟剤、洗剤などに含まれる香料が発症のきっかけとなっていると指摘をしております。

そこで、幕別町の現状をお聞きしたわけでありますが、１点目の公共施設の職員及び利用者からの香害被害の相談があったか、なかったかということをお聞きしたのですが、我が町では令和６年度にそういう相談があったということであります。窓口に来られた方や健康診断の受診者から、化学物質過敏症のため、人ごみに長くいると具合が悪くなるといった相談があったということであります。そして、そのときは別の部屋を用意して、そして休んでいただいたというお答えがありましたが、そこ方のときはそのようにしたのですが、その後は町の対応として、どのようにされたかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　昨年度、そういった相談があったときには、健診のときには、部屋を移ってもらったのですが、その後はやはり専門的な医療機関の相談をしてくださいだとか、その後の治療にかかるようなアドバイスというか、助言はしたところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　治療とかではなくて、うちの町として、その方だけではないので、ほかの方がもしかしたらいらっしゃる、またこの先またそういう方が出てくるかもしれないということに対しまして、対応をどのようにしたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　申し訳ございませんでした。町としては、この香害という概念が比較的新しい部分であり、国でも、まだ原因とか、原因究明がなかなか進んでいないところでございます。実際、消費者庁をはじめ、厚生労働省、あとは環境省、文部科学省など、さまざまな部分の省庁が共同で周知ポスターを作成して、広くまず周知をするところから始まっていますので、町としても、そういった国から出てきたポスターなどを各保育所だとか医療機関とかに周知して、まず理解をしてもらうところから始めているとこでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　そうですね。まず理解をしていただく。これ最近のことではないと思うのですよね、この香害という、香に害というのは。したがいまして、本当はもっともっと見えていない部分はあるかと思いますので、本当に苦しんでいる人のためには、誰かがどうしてあげられるというような状況ではないのですが、やはりそういう方もいるということで、ポスターを掲示していらっしゃるのですよね。これは、どこに掲示されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　先ほどの答弁でもお話ししたとおり、国、道では、令和３年６月と令和５年７月にポスターが作成されたのですけれども、町内では、医療機関や介護施設、保育所等に対して周知、そうして啓発しているとこでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　役場にも掲示されていますか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　申し訳ございません。役場については、まだ掲示はしていないところでございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　先ほどの被害の中で、窓口に来た方が具合が悪くなったとかということもあった割には、やはり札内支所、そして忠類、また本庁ということで、まず役場に先に貼るのが優先ではないかなというふうに思います。そして、医療機関や何かに貼っていただく、保育園なんかでも掲示していただくということも大事ではないかなというふうにあります。消費者庁で、こういうようなポ

スターがちゃんと出されておりますので、それをやはり皆さんに言葉で言う状況ではないので、ポスターで掲示して理解者を増やしていくということは、とても重要ではないかなというふうに思います。

そして、今、図書館で、幕別町の本館で香害という、こういうパネル展が行われますが、これの啓発にしても、これもあまり紹介がされていない状況でありまして、これも後援に幕別町、そして幕別町教育委員会、そして消費者協会というふうにも出ておりますので、これ14日から始まりますが、香害についての理解を深めていただくということも本当に重要かと思いますので、ぜひともももっと町民の理解を得ていただけるような方法を取っていただきたいなと思います。

最後に、一言お願いいたします。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　香害につきましては、本人は大変なことは当然理解はできます。ただし、この部分はやっぱり周囲の理解と、あと周囲の配慮が一番大事なところかと考えております。そのため、先ほどお話があった、14日から始まる図書館の掲示については、広報９月号に図書館のほうから掲載させていただいて、あとこちらについては、医療機関、この前私も札内のほうのスーパーに行ったのですけれども、そこにも貼ってありますし、そういったところを通じて広く、これからというか、この香害についての周知を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　はい。ぜひともお願いをしたいと思います。

仕事や家事や学校などの通常の生活を送れなくなる重症のケースもあり、発症には個人差があり、同じ環境にいても発症する人としない人がいるので、理解不足にならないよう、優しい幕別町になることを願って、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14時５分まで休憩をいたします。

13：58　休憩

14：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○17番（藤原　孟）　通告に従いまして、質問いたします。

スマート農業機器自作（DIY）への支援について。

2024年、国はスマート農業技術活用促進法を制定。農業者の環境の変化に対応して生産性の向上を図るため「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）」と「スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）」の二つの認定制度を設けました。

そこで、町に以下の点について伺います。

１点目、スマート農業のさらなる普及と推進上の課題について。

２点目、個別の農家まで普及させるためスマート農業機器自作（DIY）の支援について。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　藤原議員のご質問にお答えいたします。

「スマート農業機器自作（DIY）への支援について」であります。

昨今の農業を取り巻く環境は、農業資機材の価格高騰や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少に伴う労働力不足などへの対応が迫られる一方で、新たな品種の開発や自然環境に配慮した資材の

開発など、日々、進化を続けております。

国においては、令和５年における基幹的農業従事者の 68.3 パーセントが 70 歳以上という現状を踏まえ、今後 20 年間において、基幹的農業従事者は 116 万人から 30 万人へと約４分の１にまで減少が見込まれるとしています。

農業従事者の減少と高齢化という課題に対応し、食料の安定供給と農業の持続的発展を確保するため、令和６年６月、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」いわゆる「スマート農業技術活用促進法」が施行されました。

同法においては、生産現場ではスマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すための圃場の畝間拡大や枕地の確保、作期分散や機械化体系に適合した出荷方法の導入など、スマート農業技術に適した新たな農業生産方式への転換を図る「生産方式革新実施計画」の作成、技術開発・供給分野では開発が特に必要な分野を明確化して、開発速度を引き上げるために多様な事業者の参画を進めて普及を図る「開発供給実施計画」の作成という二つの計画を国が認定する制度を設けました。

この計画の認定を受けることにより、設備投資に係る税制上や金融上の特例措置が受けられるなどの支援措置が設けられております。

ご質問の１点目、「スマート農業のさらなる普及と推進上の課題について」であります。

スマート農業は、農作業の省力化や労働負担の軽減、生産効率や品質の向上を図る上で必要な技術として普及が進んでおり、本町においても北海道が定める「北海道スマート農業推進方針」に基づき、「幕別町農業・農村振興計画 2018 後期見直し 2023～2027」において基本方針に位置づけ、国の補助金などを活用した GPS ガイダンスや自動操舵システムなどのスマート農業機械が令和６年度末で 521 台、農協組合員戸数 464 戸の５割を超える 237 戸に導入されているところであります。

しかしながら、国の補助金の多くは農業者団体や法人などが要件となっていることが多いことや、既に経営の大規模化に取り組まれており、省力化や経費節減の努力をされている十勝の農業者にとっては、目標設定のハードルが高い場合もあります。

また、スマート農業に必要な農業機械は高価なものが多く、初期投資の費用が高額であることや高齢化が進む農業では先端的な技術に慣れることが難しく、導入しても使いこなすことが難しいといった不安があること、さらには、異なる農機具メーカー間の規格の違いから機械の互換性が乏しく、メーカーやシステムの垣根を超えた連携の仕組みづくりなどの課題もあるものと認識しております。

ご質問の２点目、「個別の農家まで普及されるためスマート農業機器自作（DIY）の支援について」であります。

スマート農業機器の自作（DIY）については、限定的な範囲ではありますが、情報通信機器等に精通した農業者などを中心として、ビニールハウス内に温度センサーを設置した常時モニタリングシステムやビニールハウスの自動開閉装置などの取組があるとお聞きしております。

これらの取組への支援としては、技術的、経済的、社会的な側面についての総合的な支援が考えられるところであります。

技術的な側面では、農業者がスマート農業機器の自作に取り組むきっかけとなる、プログラミングやセンサー設計、通信技術などの学習機会を提供することや地域の工業高校や大学、企業などと連携して機器の製作をサポートすること、経済的な側面では、開発に対する補助金や低金利融資を提供すること、社会的な側面では、知識や技術を共有するネットワークを構築し、技術的に詳しい農業者が他の農業者をサポートする体制を構築することなどが考えられます。

国における経済的な側面に対する支援では、中小企業庁において、生産性の向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」いわゆる「ものづくり補助金」を活用することにより、小規模事業者等の場合には、機械装置やシステム構築費、原材料費などの補助対象経費について、補助率を３分の２とする補助金が創設されているところであります。

また、町においては「幕別町農業ゆとりみらい総合資金」として、農業者の創意工夫と農業経営の安定に資することを目的に「ICT 技術活用機械導入資金」を設けており、農作業の省力化・効率化のため、ICT 技術を活用した機械を購入するための経費として事業費の 90 パーセント以内、500 万円まで無利子で貸付けを行う制度を設けております。

町内においては、技術の習得、システムの構築など個々の農業者におけるスマート農業機器の自作（DIY）の取組について、農協や普及センターなどの関係機関で構成する「ゆとりみらい 21 推進協議会」において、これまで課題として議論をされた経過もないことから、同協議会において、農業者の認識・意向を確認するとともに、今後のこの取組に対する機運の高まりや動向を注視しつつ、引き続き、国の補助事業などの紹介や「幕別町農業ゆとりみらい総合資金」を活用した支援を行ってまいります。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17 番（藤原　孟）　それでは、再質問させていただきます。

実践している農家の声として、確実にこのスマート農業の導入には進歩している。しかし、周囲の反応はいま一つと。高齢化が進み、使いたいけれども難しい、誰でも簡単に使える機械になればいい、スマート農業はやったらいいという時期は間もなく過ぎ、やらないと駄目だという危機感を持つべきだと言われております。

そこで、スマート農業の知識習得など、人材の育成がまず第一でないかと思います。現場では、新しいスキル取得が必要なため負担となり、農業従事者の抵抗感や負担も生じる。また、データ分析に関する専門知識が求められ、人材育成が追いつかないと失敗例も聞かされております。町として、人材育成の場をどのように設けるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町としてというよりは、まずは農協の中でそういったお話今のところ聞こえてきません、実は。まずは、そういった機運があって、では町内の作業機はありますから、まずはどういったことをやっていくのかということを、ゆとりみらい推進協議会の中で議論をしていただいて、そこに町内、農協の支援が必要であれば、そこに支援をしていく。あるいは、何かゆとりみらいが主体となって、講習会なりをやるとするのであれば、そこは人的な支援も可能でありましょうから、まずは農業者の意見を踏まえながら、議論していくことが先であろうかというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17 番（藤原　孟）　このスマート農業、いわゆるメーカー間の競争が非常に激しいというか、機械のデータというのが標準化がなかなかしていないということ。それで、一元管理が難しいとも言われております。集めたデータ、いわゆる気温だとか温度だとか土壌状態、そういう現場でのデータの統一化といいますか、それを理解するノウハウというのもまだありません。ぜひ、そういうことも含めて、今、町長も言われたけれども、町だけでなくて組合とかそういうところで進められるような状態がつくれるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、進捗状況が私も十分に理解しておりませんので、何とも確たる答えを申し上げられませんが、そこはやはりそういう機運、あるいは進捗状況が上がってきたときには、やはりそれが農業の振興に役立つものである、生産振興に役立つものであるとするならば、これはゆとりみらい 21 推進協議会の中で、町、農協、普及センターも入っておりますし、あるいは日甜なども入っておりますから、これまさに農業に関する技術を高めていくための場でありますから、その中でしっかり議論をしていただければというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17 番（藤原　孟）　それでは、２番目のスマート農業機械（DIY）について伺いたいと思います。

昭和の 30 年頃だと思いましたが、トラクターが買えない農家は離農しなければ駄目だという、そう

いう厳しい時代があったと思います。今、スマート農業を取り入れられない農家は、離農せよというような、そういう表現も出てくるぐらい国は進めたいのではないかと思っておりますが、今年の令和の米騒動の対策として、政府は農業機械メーカーと一緒になって、農業経営の規模拡大、農地の大区画化、このことで令和の米騒動の時代を打開していこうという施策が見え隠れしております。

十勝の農材メーカーの農業機械のメーカーで、20年後には道内の1軒当たりの経営規模は、100から200の間になるだろうと。もしそういう地域がそういう農家になったとしたら、私たちの地域、相川では一体何軒の農家が残るのだ。今は、大規模化で確かに100町歩持っている農家もおりますけれども、本当にこのスマート農業を導入して、道内の家族経営の農家が消えていくのが、それがいいのかということも、私は非常に疑問に思っておりまして、今、世界的な情勢をちょっと研究をしますと、大規模農家よりも小規模のほうが少ない資源で多くの生産をされるという新しい計算方式が出てきていると聞いております。この計算方式は、愛知学院の、学院といいますか、家族農業を専門に研究している先生方の研究で、新しい計算方法、それが出てきたということで、小規模農業が担う農民的食料システムは、世界の食料生産に用いられる資源エネルギー量の25パーセントで、それしか使わないで70パーセントの生産ができるのだという、そういう計算、これがこれから多分ヨーロッパはじめ、世界的に主流になる考えになっていくのではないかということのようです。私も詳しくは分かりませんけれども。

そこでスマート農業をやる、その取組は必要だということも私は理解できますけれども、反面、家族経営の存在、家族農家の経営の存在は大切ではないかと。そういうことで、スマート農業機械自作（DIY）の支援が必要ではないかということで、今回質問をしました。

私の想像以上に、いろんな施策、それから町の考え方もあるので、少し再質問の組立てが違ってきたので、私も今頭の整理しながら質問するのでありますが、スマート農業の自作、いわゆるこの地域、十勝に、ドローンでも何でも、空気の流れだとか、畑の形状だとか、そういうものにやはり十分適したものに少しずつ改良しないと、ただ買って使えばいいということではないと私は思うのです。そのためには、十勝の多くの知識、それから技術屋もたくさんおりますので、そういう人と一緒に農業者が考えて、家族経営的というか、高齢者のドローンを使いながらでも、スマート農業に第一歩を踏み出せるようなことになればいいなと思っております。

そこで、何ていうのかな、十勝は大体家族的経営がかなり多くの部分は含めると思うのですけれども、それをやはり残すために、ぜひ小規模の効率性、そういうもの、生産性というのを考えて進めていく、そういう施策にならないのかなということを、ちょっと町長に伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ農業経営いろんな形があります。それは、土地条件であったり、あるいは地域の気候的にどうなのかといったこともありますし、周りの平坦だとか山あいなのかということもありますので、いろんな農業形態があってしかるべきだというふうに思います。

今、先ほど小規模経営に向かっていくというお話しありましたけれども、私、一理あるなと思って聞いていたのは、例えば畑作であれば、大体50ヘクタールを超えてくると、機械を新たに買わなければならない。そのために格納庫もいるよ。新たな投資が必要になってくるわけです。そうなってくると、どこまで拡大していくのがいいのかというやっぱり線引きが出てくるので、これは私は大体家族経営でやるのだったら、50ヘクタール程度でやっていくほうが、経費も効率も維持できる。維持というか向上できるのかなということがありますし、酪農搾乳しても、40頭ぐらい搾乳だと、本当に家族経営の中で夜遅くまで搾乳しなくても、サラリーマンと変わらないぐらいの生活ができると、そういう時間割ができるということも聞いておりますので、そのことは主にそれぞれの農業経営、経営体の中で、自分の農家がどの経営が適しているのかということは考えながらやっていただきたいと思いますし、その点について支援が必要であれば、それはそういう方が多くなってくれば、支援が必要だという方が多くなってくれば、そこは町としても考えなければならないというふうに思っておりますので、そこはあまり町がこういう農家経営をやりなさいということは、申し上げられませんので、農家

が一番自分たちの経営体としてやりやすい、効率性が上がる、もうかる農業ができるのであれば、そこは農協とともに我々も受け止めて、しかるべき支援が必要であれば、支援をしていくという形になろうかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　最後なのですけれども、十勝の農業において、国産という言葉が叫ばれておりますが、実際、現場に行きましたら、農業の機械、それから燃料、種、それに化学肥料、また働いている人々、みんなかなり多くの部分が外国に頼っている。つまり、畑だけ、土地だけが日本。それで国産と今は言っている時代に入ってきているのではないかと私は思います。それで、小さな部分なのですけれども、ぜひ自作のDIYによる農業機械、そういうものを支援することで、この日本人の知恵だとか、日本人の技術力、そういうものはこの町で少しでも反映できたらいいなと私は思って、今回の質問をしたのですが、町長その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　農家自身が自作、改良、改善していくのは、なかなか難しいと思っております。というのは、私も農家の方から、かなり先進的に取り組んでおられる方から話聞いても、それはよっぽど知識があって技術がないとできないので、現状においてはなかなか難しいなという、そんなお話も伺ったところであります。

　ですから、今、藤原議員がおっしゃったような、餅は餅屋でいろんな技術者が、農業以外の分野でいますから、そういったところと連携を強化しながら、十勝で使いやすいような農業機械に改良していくということは、当然あってしかるべきかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

　これで、一般質問を終結いたします。

　この際、14時40分まで休憩をいたします。

14：28　休憩

14：40　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

　日程第３、議案第84号から日程第10、議案第94号までの８議件については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

　これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

　したがって、日程第３、議案第84号から日程第10、議案第94号までの８議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第84号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

　説明を求めます。

　伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第84号、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の８ページ、議案説明資料の３ページをご覧ください。

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、令和２年 12 月の改正公職選挙法の施行を受け、令和３年第１回町議会定例会において、幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に関し、国政選挙に準じて無料とすることのほか、必要な事項を定め、令和３年３月 19 日から施行したところであります。

国は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙の選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを内容とした、公職選挙法施行令の一部を改正する政令を本年６月４日に公布し、同日施行いたしました。

幕別町選挙管理委員会宮本真由美委員長から、本年７月 25 日付で「幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の申し出」を受けましたことから、本町においても、改正公職選挙法施行令の趣旨を踏まえ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の単価の上限について、改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

改正条例の概要であります。

「１改正概要」の「（１）選挙運動用ビラの作成の公費負担額」であります。

公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限額に準じ、１枚当たりの単価の上限を、「７円 73 銭」から「８円 38 銭」に改めるものであります。

４ページをご覧ください。

「（２）選挙運動用ポスターの作成の公費負担額」であります。

ポスターの作成は、表の中央の「単価の上限①」と、表の右側の「枚数の上限②」にそれぞれ上限を定めておりますが、改正を行うのは、①のポスター作成単価の上限であります。公職選挙法施行令で規定する衆議院議員等の選挙における上限に準じ、単価の上限を、現行の「541 円 31 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31 万 6,250 円を加えた金額を、当該ポスター掲示場の数で除した金額」の規定のうち「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改めるものであります。

表の欄外に記載しておりますが、公職選挙法施行令の規定に基き算定した本町のポスター掲示場の法定設置数の上限の 89 か所で計算いたしますと、作成単価の上限は 4,095 円から 46 円増額の 4,141 円に改めるものであります。

５ページは、新旧対照表であります。

議案書の８ページをご覧ください。

附則についてであります。

第１項で、この条例は公布の日から施行するとし、第２項で、施行日以後、その期日を告示される選挙から適用する、と定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第 85 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例及び日程第５、議案第 86 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の２議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第85号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第86号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の９ページ、議案説明資料の７ページをご覧ください。

昨年８月に人事院が、給与勧告と併せて行った「公務員人事管理に関する報告」において、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることを内容とした「仕事と生活の両立支援の拡充」が盛り込まれたところであります。

これを受け、本年４月１日から実施すべき事項について、去る３月の第１回町議会定例会において、「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」を一部改正し、施行しております。

この報告において実施すべき措置として位置づけられたその他の項目である①育児時間の取得パターンの多様化等、②仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等、この二つについては、これらに対応する民間労働法制の施行日である令和７年10月１日から遅れることなく実施することとされておりますことから、本条例改正を行おうとするものであります。

加えて、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、10月１日に施行されますことから、これに関連して、必要な改正を行うものであります。

議案第85号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案説明資料の７ページをご覧ください。

第17条の２第１項は、任命権者が講じるべき、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について、定めるものであります。

幕別町職員の育児休業等に関する条例第23条第１項は、「職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、育児休業制度等を知らせるとともに、育児休業の承認請求に係る職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない」と定めております。

任命権者は、この措置を講ずるに当たって、本項第１号から第３号の措置を講じなければならないとするものであります。

第１号は、仕事と育児との両立に資する制度又は措置、「出生時両立支援制度等」、具体的には、産前産後休暇をはじめ、配偶者出産休暇、育児休業などを知らせるための措置を、第２号は、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る職員の意向を確認するための措置を、第３号は、子の心身の状況又は育児に関する家庭の状況に起因して、子の出生の日以後に発生し、又は発生が予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向を確認するための措置を定めております。

第２項は、３歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内、本改正条例制定後に規則において、「子が１歳11か月に達する日の翌々日から２歳11か月に達する日の翌日までの１年間」と定めるものでありますが、この１年間に第１号から第３号の措置を講じなければならないとするものであります。

出生後、３歳に達するまでの間に講じるべき措置として、第１項の措置に準じ、「育児期両立支援制度等」、具体的には、育児のための早出遅出勤務制度をはじめ、育児短時間勤務、時間外勤務の制限などを知らせるための措置等を第１号から第３号まで定めるものであります。

８ページをご覧ください。

第３項は、任命権者は、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないと定

めるものであります。
第 18 条は、文言整理であります。
議案書の 10 ページをご覧ください。
附則についてであります。
第１項は、この条例は、令和７年 10 月１日から施行すると定めるものであります。
第２項は、経過措置として、３歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る職員の意向を確認するための措置については、この条例の施行日前であっても、講ずることができる旨を定めるものであります。
議案第 86 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の９ページをご覧ください。
議案第 85 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例と同様に、昨年８月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に盛り込まれた「仕事と生活の両立支援の拡充」に基づく改正であります。
その中で、実施すべき措置に位置づけられました「育児時間の取得パターンの多様化等」については、民間労働法制の施行日に合わせて改正されました地方公務員の育児休業等に関する法律が、令和７年 10 月１日から施行されますことから、幕別町職員の育児休業等に関する条例の改正を行おうとするものであります。
上段の囲みに記載のとおり、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の概要」は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児時間の取得パターンの多様化を図り、育児のための部分休業制度を拡充しようとするものであります。
部分休業は、小学校就学前の子の育児のため、１日の勤務時間の一部、２時間を超えない範囲内の時間について、勤務しないことを認める制度であります。
下段の囲みに記載のとおり、「法律および条例の改正概要」は、現行、部分休業は、１日につき２時間を超えない範囲内で 30 分を単位として、勤務時間の始め又は終わりに限定して、その時間に行うものとしております。
改正後は、①の１日につき２時間の範囲内で 30 分を単位として勤務しない形態の部分休業の取得時間帯の制限を廃止し、新たに②として、１年につき 10 日相当の範囲内で勤務しない形態を設けることとし、職員はあらかじめ申し出ることにより、①あるいは②のいずれかを選択して取得できるものとするものであります。
10 ページをご覧ください。
新旧対照表であります。
第１条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う引用条項の整理であります。
第 19 条は、部分休業をすることができない職員を定めております。
育児休業法第 19 条第１項の条例で定める者は、部分休業を請求することができない職員であります。
第２号は、部分休業をすることができない非常勤職員を定めておりますが、勤務時間の条件を削り、勤務日数に基づく制限に改めるものであります。
11 ページをご覧ください。
第 20 条は、部分休業の承認について定めております。
見出しは、育児休業法の改正により、これまでの部分休業が第１号部分休業と改めることにより、文言を修正しております。
第１項は、勤務時間の始め又は終わりの時間についてのみ部分休業ができるとする制限を廃止するものであります。
第 20 条の２は、第２号部分休業の承認であります。
育児休業法の改正により新たに措置された部分休業、「１年につき、10 日相当の範囲内で、人事

院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内の部分休業」を第２号部分休業とし、その承認単位を１時間単位とするものであります。

第１号及び第２号は、その承認に係る勤務時間に１時間未満の端数があった場合の取扱いを定めるものであります。

12 ページをご覧ください。

第 20 条の３は、１年の期間ごとに部分休業の請求を申し出なくてはならない、条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までと定めるものであります。

第 20 条の４は、１年につき 10 日相当の範囲内で勤務しない形態の第２号部分休業の上限時間を、人事院規則に準じて、勤務日数換算で 10 日間を基準とし、第１号で、常勤職員 77 時間 30 分、第２号で、非常勤職員１日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間と定めるものであります。

第 20 条の５は、部分休業の申出の内容を変更する場合の特別な事情を定めるものであります。

改正後の育児休業法第 19 条第２項の規定により、部分休業をするに当たっては、あらかじめ第１号部分休業又は第２号部分休業のいずれを請求するかを申し出ることとされておりますが、この申出について、配偶者が入院したこと、配偶者と別居したこと、その他申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、変更しなければ、子の養育に著しい支障が生じると認める事情と定めるものであります。

第 21 条は、文言整理であります。

第 22 条は、部分休業の承認の取消事由を定めております。

部分休業の取消事由を、特別の事業が生じたことにより、職員が第 20 条の５に定める「第３項変更」をしたときとするものであります。

議案書の 12 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第１項は、この条例は、令和７年 10 月１日から施行する、と定めるものであります。

第２項は、経過措置として、令和７年度中における第２号部分休業ができる上限の時間数について、この条例の施行からの期間が半年間であることから、常勤職員は 77 時間 30 分を 38 時間 45 分に、非常勤職員は１日当たりの勤務時間に 10 を乗じた時間から５を乗じた時間と読み替えるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 85 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 86 号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第 87 号、幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 87 号、幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 14 ページ、議案説明資料の 13 ページをご覧ください。

昨年１月に発生した能登半島地震においては、被災後、配管業者等の確保が困難なことから、給排水設備の復旧の遅れや長期化が生活再建への大きな妨げとなりました。

こうしたことを受け、本年４月、国土交通省から技術的助言として、災害時における施工業者の特例的な取扱いについて通知が示されましたことから、幕別町水道事業給水条例ほか四つの条例を改正するものであります。

議案説明資料の 13 ページをご覧ください。

第１条関係は、幕別町水道事業給水条例の改正であります。

水道法は、水道事業は、原則、市町村が水道事業者として経営するものとし、同法第 16 条の２第１項において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該給水事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができると定めております。

これを受け、条例第６条において、給水装置工事は、管理者または管理者が法第 16 条の２第１項の指定をした者が施行すると定めております。

同条に、ただし書きとして、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第 16 条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」と加えるものであります。

これにより、災害時等において、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の施行が対応可能となるものであります。

14 ページをご覧ください。

第２条関係は、幕別町簡易水道事業給水条例の改正であります。

幕別町水道事業給水条例と同様に改めるものであります。

第６条第１項にただし書きとして、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第 16 条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」と加えるものであります。

15 ページをご覧ください。

第３条関係は、幕別町公共下水道条例の改正であります。

下水道事業は、下水道法は、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うものとし、同法第 16 条において、公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる、と定めております。

これを受け、条例第７条において、排水設備等の新設等の工事は、管理者が定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した者でなければ行うことができないと定めております。

同条に、ただし書きとして「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」と加えるものであります。

16 ページをご覧ください。

第４条関係は、幕別町個別排水処理施設管理条例の改正であります。

幕別町公共下水道事業条例と同様に改めるものであります。

第５条第２項にただし書きとして、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」と加え

るものであります。

17ページをご覧ください。

第５条関係は、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の改正であります。

第８条にただし書きとして、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」と加えるものであります。

議案書15ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第91号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第91号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,752万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ226億9,838万1,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

４ページをご覧ください。

「第２表　債務負担行為補正」「１追加」であります。

「スクールバス運行業務委託料（相川線・新川線）」であります。

現行、児童数の将来見込みなどから令和５年度から７年度までを契約期間としておりますが、引き続き、令和８年度から９年度までを期間として委託しようとするものであります。

限度額は、２路線で3,014万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

「まくべつ学園管理業務委託料」であります。

令和８年４月から開校するまくべつ学園の清掃などの管理業務を委託するものであります。期間は、令和８年度から、他の学校管理業務の契約期間の終期に合わせて９年度までとするものであります。

限度額は、2,153万4,000円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

５ページをご覧ください。

「第３表　地方債補正」「１追加」であります。

「全国瞬時警報システム新型受信機等整備事業」は、Ｊアラートの受信機の老朽化に伴い、新型受信機へ更新するものであります。

890万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。起債の方法等は、記載のとおりであります。

「２変更」であります。

「道の駅忠類整備事業」は、公衆用トイレの改修費として 90 万円を追加し、限度額を 800 万円に変更しようとするものであります。

歳出をご説明申し上げます。

９ページをご覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、13 目防災諸費 892 万 6,000 円の追加であります。

全国瞬時警報システム、Ｊアラートの受信機の老朽化に伴い更新するものであります。令和８年度から国が配信する気象情報が現行の市町村単位から、より詳細に細分化されますことから、これに対応した受信機に更新するものであります。加えて、Ｊアラートから情報を受信する際に、現状は、北海道防災情報システムのパラボラアンテナを共用しておりますが、受信環境の安定化を図るため、専用のパラボラアンテナを設置するものであります。

14 目交通防犯費 188 万円の追加であります。

帯広市と音更町、芽室町、幕別町の帯広圏における「公共交通と医療連携による移動サービス調査検討事業」に係る負担金であります。地域の暮らしを支える中心的な生活サービスを持続的に提供できるよう、行政区域にとらわれない地域生活圏の公共交通体系の構築に向け、国の地域生活圏形成リーディング事業の採択を受け、人流データによる移動実態調査などの現状分析を行い、課題を明確にし、今後の事業展開を検討するものであります。

総事業費 2,820 万円から国の交付金 1,880 万円を控除後の 940 万円のうち、４割を帯広市が、２割の 188 万円を３町がそれぞれ負担するものであります。

19 目電算管理費 968 万円の追加であります。

令和８年度からの国のガバメントクラウド方式に対応し、運用する町の総合行政情報システムは、データ移行等の業務が発生することから、令和７年度当初予算に令和８年１月から３月までの３か月分のガバメントクラウド使用料を計上いたしましたが、それに先立つ試験運用期間の本年９月から 12 月まで間の使用料を追加するものであります。

21 目地方創生推進事業費 75 万円の追加であります。

18 節は、国の UIJ ターン新規就業支援事業移住支援金の対象者の増に伴う追加であります。

22 節は、令和３年度に本支援金の交付を受けた方が、３年未満で町外へ転出したことから、対象者に交付した支援金 60 万円全額の返還を受け、そのうち４分の３の 45 万円を北海道へ返還するものであります。

10 ページをご覧ください。

３款民生費、１項社会福祉費、３目障害者福祉費 1,038 万 1,000 円の追加であります。

障害者自立支援給付事業、12 節委託料、細節７は、本年 10 月から施行される就労選択支援の創設に係る報酬改定に対応するため、細節８は、マイナンバーカードの活用による自立支援医療費助成における医療機関等でのオンライン資格確認ができるよう、それぞれ電算システムを改修するものであります。

22 節は、障害者自立支援給付事業等に係る前年度の事業費確定に伴う、国と北海道への精算還付金であります。

過年度国庫委託金等返還事務事業は、前年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金に係る北海道への精算還付金であります。

６目老人福祉費 186 万 1,000 円の追加であります。

中等度難聴者補聴器購入費助成事業は、本年度から、中等度の聴覚障害を有する 40 歳以上の方を対象に、補聴器購入に係る費用について片耳５万円を限度に当初予算に 300 万円を計上し、助成しております。８月６日現在で、35 人の方々に対し、両耳 25 人 250 万円、片耳 10 人 50 万円の助成を行っておりますことから、今後の助成見込み額を追加するものであります。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、前年度の介護保険料の低所得者軽減事業に係る国への精算

還付金であります。
11 ページをご覧ください。
８目重層的支援事業費 63 万 5,000 円の追加であります。
前年度の生活困窮者就労準備支援事業に係る国への精算還付金であります。
２項児童福祉費、３目施設型・地域型保育施設費 872 万 2,000 円の追加であります。
前年度の認定こども園等施設型給付事業に係る国と北海道への精算還付金であります。
５目発達支援センター費 20 万 9,000 円の追加であります。
17 節は、療育の実践記録用ビデオカメラを更新するものであります。
22 節は、前年度の児童虐待防止対策等総合支援事業に係る国への精算還付金であります。
６目児童館費 247 万 2,000 円の追加であります。
前年度の学童保育所運営事業に係る国への精算還付金であります。
12 ページをご覧ください。
４款衛生費、１項保健衛生費、３目予防費 111 万円の追加であります。
前年度の緊急風しん抗体検査等事業と新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業に係る国への精算還付金であります。
４目成人保健対策費５万 8,000 円の追加であります。
前年度のがん検診総合支援事業に係る国への精算還付金であります。
６款農林業費、１項農業費、２目農業振興費 200 万 4,000 円の追加であります。
新規就農者支援事業は、新規就農に伴う固定資産税相当額に対する町単独の支援奨励金の追加であります。
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は、畑作産地における持続的かつ安定した生産体制の確立に向けた取組を総合的に支援する事業で、種バレイショの高温障害に対応した緊急増殖と豆類の需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種導入に取り組む１団体に対し、それぞれの取組面積に応じて交付される国からの間接補助金であります。
７目農地費 400 万円の追加であります。
13 節は、明渠排水路の土砂さらいに係る重機借上料を、13 ページになります。14 節は、相川地区の明渠のコンクリート製水路の側壁倒壊に伴う復旧工事費であります。
８目土地改良事業費１万 3,000 円の追加であります。
昭和 56 年度から平成８年度にかけて実施された道営畑地帯総合整備事業「新川第２地区」の施工時に、国から用地の譲与、無償譲渡を受け、道営事業で施工した水路敷地と農道敷地の土地改良財産の一部を、国が令和８年度から施工する国営新川二期地区の排水路工事に伴い、国に売却する必要がありますことから、当該売却地に係る道補助金を返還するものであります。
２項林業費、１目林業総務費 46 万 6,000 円の追加であります。
アライグマ等の捕獲数増加に伴う処理手数料の追加であります。
７款１項商工費、１目商工振興費 720 万円の追加であります。
空き店舗や空き家を改修した者に対する改修費補助と家賃補助の追加であります。幕別、札内の地域で２件ずつ、４件の支援に係る補助金の追加であります。
14 ページをご覧ください。
３目観光費 93 万円の追加であります。
道の駅忠類の公衆用トイレの汚水槽に２台設置している水中ポンプのうち１台が故障したことから、取替工事を実施するものであります。
10 款教育費、１項教育総務費、２目事務局費 43 万 5,000 円の追加であります。
いじめ防止対策推進委員会運営事業は、いじめの重大事態発生を受け、教育委員会が設置する幕別町いじめ防止対策推進委員会において調査を行うため、委員会開催に要する報酬と費用弁償を追加するものであります。

修学支援資金交付事業は、認定者数の増加に伴う追加であります。
３目教育財産費 400 万円の追加であります。
学校や教員住宅の補修工事費を追加するものであります。
15 ページをご覧ください。
６目学校給食センター管理費 15 万円の追加であります。
昨今の物価高騰に伴い、学校給食に係る食材料費が上昇しておりますことから、給食費の改定も視野に入れた「給食費の在り方」を調査・検討するため、給食センター運営委員会の開催に要する報酬と費用弁償を追加するものであります。
７目まくべつ学園増改修事業費 333 万 8,000 円の追加であります。
令和８年４月に開校するまくべつ学園の開校に合わせ、変更する校章に対応するための演台の改修や校旗の購入に加え、老朽化している屋内運動場のステージ幕の更新などに要する費用を追加するものであります。
４項社会教育費、９目アイヌ施策推進事業費 718 万 8,000 円の追加であります。
アイヌ文化の継承を永続的に行うための環境を整えるため、アイヌの伝統儀式に用いる食料を運ぶための脚つきの漆器である「シントコ」などの祭具の作製委託料をアイヌ政策推進交付金を財源として、追加するものであります。
16 ページをご覧ください。
５項保健体育費、２目体育施設費 111 万 6,000 円の追加であります。
幕別町営スケートリンクの造成に当たり、今季から水道事業で保有している 3.5 トン給水車２台を活用して造成することから、給水車に散水に必要となる附属品を装備する費用とリンク造成費用に積算している作業人工数の増加に伴い委託料を追加するものであります。
以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。
歳入をご説明申し上げます。
６ページまでお戻りください。
16 款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費補助金 968 万円の追加であります。
ガバメントクラウド使用料に係る国庫補助金であります。
２目民生費補助金 88 万 5,000 円の追加であります。
１節は、障害者福祉システムの改修費用、２節は、発達支援センターの備品購入に係る国庫補助金であります。
５目教育費補助金 575 万円の追加であります。
アイヌ政策推進交付金であります。
17 款道支出金、２項道補助金、１目総務費補助金 22 万 5,000 円の追加であります。
UIJ ターン新規就業支援事業道補助金であります。
４目農林業費補助金 160 万 6,000 円の追加であります。
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業道補助金であります。
18 款財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入１万 5,000 円の追加であります。
新川第２地区土地売払収入であります。
７ページをご覧ください。
20 款繰入金、１項基金繰入金、３目まちづくり基金繰入金 100 万円の追加であります。
農地排水向上対策事業用重機借上料に充当するものであります。
21 款１項１目繰越金 4,796 万 3,000 円の追加であります。
22 款諸収入、５項４目雑入 60 万円の追加であります。
UIJ ターン新規就業支援事業移住支援金返還金であります。
23 款１項町債、１目総務債 890 万円の追加であります。
全国瞬時警報システム新型受信機等整備事業債であります。

５目商工債 90 万円の追加であります。

道の駅忠類整備事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子）　14 ページの 10 款教育費の事務局費の説明のところのいじめ防止対策推進委員会運営事業、ご説明では、重大ないじめの事態が発生し、その対応のための予算というふうに伺いました。

大変残念なことだと思いまして、これまでの経過と対応、そしてどういったメンバーでこれから対策を講じられていくのか、初めにお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　いじめ重大事態の対応のこれまでの経過と対応、あとメンバーについてなのですけれども、経過、対応につきましては、これまでも対応してきているのですけれども、いじめのあった児童、保護者おりますことから、ここでの詳細の説明については控えさせていただきたいと思います。

いじめ防止対策推進委員会の構成メンバーなのですけれども、こちらは、いじめ防止対策推進委員会条例において５人以内で構成するとしております。現在のメンバーにおきましては、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、社会教育委員、人権擁護委員、この５名で構成しております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　いじめが発生してから対応されてきて、重大事態だというふうに判断されるその線引きといいますかね、これまでもいじめの対策は、それぞれ学校であるとか、教育委員会も含めてやってこられたと思うのですけれども、なかなか解決が難しいというのは、この間も、そういう事態があることを聞いてきました。そういう難しい案件なんだと思うのですけれども、そこを重大事態だというふうに判断する基準というのは、どんな基準なのでしょうか。

今後、今５名の方で協議をなされていくということでありますが、そういう協議と、それから、これはいじめをあまり具体的にお伺いすることは差し控えたいとは思うのですけれども、当然いじめられた側の保護者であるとか、当人ももちろんですが、そういう方たちの、要するに現状を変え、一番は子どもさんですね、子どもさんのいじめを受けている子どもさんの置かれている状況と、それが教育の場でありますから、教育を保障できる環境にない、つまりいじめによって学校にも行けないとかということであれば、そういったことの解決に向けて進めていくのだと思うのですけれども、いろいろ相談されるところと、保護者といいますか、保護者ですね、との関係というのは、つくられていくのでしょうか。一緒にそういう、協議の場というのは、現実に一番困っている人がその中に迎えられて協議を進められていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　いじめの重大事態の判断基準でありますが、今回の議会の初日でお伝えしております行政報告、そちらでお伝えしている内容になるのですけれども、いじめ防止対策推進法、こちらの法律の第 28 条第１項第１号に規定する「いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた」、こちらに該当するものであることから、重大事態と認定したものであります。

このいじめ防止対策推進委員会においては、調査を進めていくことになるのですけれども、被害に遭った保護者の方ですとか、そういったところからも聞き取りを行っていくこととなっております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　教育の機会が奪われないような保障をしていくことが本当に大事だと思いますし、いろんなことが起きてくる学校生活の中で、一番は子どもさん自身が傷つかず安心して復帰で

きると。登校できない状況の説明ありましたのでね、そういったことが早期に解決されることが望まれるのですが、これまでも相当の期間がかかっているということが大変気になるところでありました。恐らく学校現場だけではなくて、委員会も含めて対応をなされてこられたと思うのですけれども、詳細はお話しできないということでありますから、ですから今までの経過に対する検証なども、もちろんなされて、次のステップに行かれるのだと思うのですけれども、そういう点では、保護者も入れられるということでありますから、きちっと関わる人たちが納得のできる方向性といいますか、それが大事だと思うのです。その上で、子どもさんが復帰されるということが、目標として持つべきところだと思うのですが、そういった考え方について、どうでしょうか、ご説明いただけますか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　今回のいじめ重大事態の対応でありますけれども、いじめ防止対策推進法ができましてからは、その中で対応のあり方が示されております。一番のまず目的は、事実関係がどういうことだったのか、そこをまず明らかにする。それと併せて今回の重大事態に至るまでのいじめの対応がどうであったのか。要は適切だったのかどうなのかというようなこと。それと、今後に向けて、どういった対応をするべきなのかと。こういったことを調査委員会の中で調査をして、報告書にまとめていただくというような内容になっております。

その調査の過程においては、当然、被害児童、それと保護者、また加害児童ですとか、その保護者も当然対象にもなりますし、それに関わりました学校の関係者、また教育委員会、そして子ども、大人、全てが対象になるというものであります。あわせて、当該児童のケアも含めまして、並行して対応に当たってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第 92 号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）から日程第10、議案第 94 号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）までの３議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 92 号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第 93 号、令和７年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）、議案第 94 号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）を一括してご説明申し上げます。

議案第 92 号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 128 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 28 億 5,972 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

５ページをご覧ください。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金 128 万 9,000 円の追加であります。
前年度の特定健康診査負担金の確定に伴う国と北海道への精算還付金であります。
北海道へは、併せて前年度の保険給付費等交付金の精算還付金も行うものであります。
歳入をご説明申し上げます。
４ページをご覧ください。
５款１項１目繰越金 128 万 9,000 円の追加であります。
以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。
議案第 93 号、令和７年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。
６ページをご覧ください。
今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億 2,327 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 30 億 6,844 万 8,000 円と定めるものであります。
補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、７ページ、８ページに記載しております「第１表歳入歳出予算補正」のとおりであります。
歳出をご説明申し上げます。
10 ページをご覧ください。
５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金１億 2,327 万 2,000 円の追加であります。
前年度の介護給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、北海道、社会保険診療報酬支払基金への精算還付金であります。
歳入をご説明申し上げます。
９ページをご覧ください。
９款１項１目繰越金１億 2,327 万 2,000 円の追加であります。
以上で、介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。
議案第 94 号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。
11 ページをご覧ください。
第２条は、資本的支出の補正であります。
第１款水道事業資本的支出は、補正予定額 16 万 4,000 円を追加し、６億 1,576 万 5,000 円と定めるものであります。
第２条の２行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額２億 8,772 万 2,000 円は、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填するものであります。
12 ページをご覧ください。
資本的支出であります。
１款水道事業資本的支出、７項返還金、１目国庫補助金精算還付金 16 万 4,000 円の追加であります。
令和５年度に北海道生活基盤施設耐震化等補助金の交付を受け、緊急遮断弁更新に伴う実施設計を行ったところであります。
当該補助金は、消費税の申告において、消費税相当額を納税しなければならない「特定収入」とされておりますが、収入全体に占める特定収入の割合が５パーセント以下の場合には、消費税相当額の納税が不要と消費税法に定められております。
令和５年度の特定収入の割合が 3.8 パーセントで納税の対象とならないことから、北海道との協議に基づき、当該補助金額から消費税相当額を減額し、当該相当額を国へ返還するものであります。
以上で、国民健康保険特別会計から水道事業会計までの補正予算の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第92号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第93号、令和７年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
議案第94号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［休会］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
議事の都合により、明９月11日から９月24日までの14日間は、休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、９月11日から９月24日までの14日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］
○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は９月25日10時からであります。

15：40　散会

第３回幕別町議会定例会

議事日程

令和７年第３回幕別町議会定例会
（令和７年９月25日　10時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１	会議録署名議員の指名
	16　谷口和弥　　18　中橋友子　　1　畠山美和
	（諸般の報告）
	行政報告（町長）
日程第２	発委第５号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第３	議案第88号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第４	議案第89号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第５	議案第90号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第６	議案第98号　工事請負契約の締結について（南勢橋補修工事）
日程第７	認定第１号　令和６年度幕別町一般会計決算認定について
日程第８	認定第２号　令和６年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第９	認定第３号　令和６年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第10	認定第４号　令和６年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第11	認定第５号　令和６年度幕別町水道事業会計決算認定について
日程第12	認定第６号　令和６年度幕別町下水道事業会計決算認定について
	（日程第７～日程第12　決算審査特別委員会報告）
日程第13	陳情第５号　義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書
	（総務文教常任委員会報告
日程第13の2	発委第６号　義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
日程第14	議案第97号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15	諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第16	議員の派遣について
日程第17	閉会中の継続調査の申し出
	（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和７年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和７年９月25日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　９月25日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	住民課長	佐々木　一成
土木課長	香田裕一		

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

16　谷口和弥　　18　中橋友子　　１　畠山美和

議事の経過

（令和７年９月25日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に16番　谷口議員、18番　中橋議員、１番　畠山議員を指名いたします。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査結果報告書が、令和６年度 幕別町各会計決算審査特別委員会委員長から、付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査結果の報告書が、総務文教常任委員会委員長から、付託いたしました陳情について、会議規則第94条第１項の規定による審査結果の報告書が、総務文教常任委員会、民生常任委員会及び産業建設常任委員会の各委員長から、会議規則第77条の規定による所管事務調査報告書が、議会運営委員会委員長から、北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査、並びに議会議員研修会に係る議員派遣結果報告書が、それぞれ議長宛に提出されておりますので、あらかじめ配付いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

［人事異動による管理職職員の紹介］

○議長（寺林俊幸）　ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　昨日９月 24 日付で人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介いたします。

お配りしております「特別職及び管理職名簿（令和７年９月 24 日現在）をご覧ください。

異動した職員を黄色マーカーで表示しております。

課長職です。

出納室会計課長、西山暁啓。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

［行政報告」

○議長（寺林俊幸）　次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　お許しをいただきましたので、９月 20 日から 21 日にかけての大雨と強風による被害の状況について申し上げます。

９月 20 日から、前線を伴った低気圧が発達しながら北海道を通過し、21 日午前３時 10 分、気象庁

は釧路地方と十勝地方において北海道で初めてとなる「線状降水帯」が発生したと発表しました。

この大雨の影響により、十勝地方東部では、道東自動車道、国道 38 号、国道 336 号の一部区間が土砂の流入などで通行止めとなったほか、ＪＲ根室本線では線路の路盤流出等の被害が発生し、池田－釧路間の列車が全面運休となるなど、交通機関に甚大な影響を及ぼしました。

この大雨と強風による本町の影響について、昨日時点において把握しております被害の状況について申し上げます。

はじめに、農業関係の被害について申し上げます。

農作物につきましては、長芋、大豆等で 31ｈａの浸水や冠水等があったものの、生産者の皆さんの排水対策などにより減収は最小限に抑えられる見込みではありますが、馬鈴薯の流亡のほか、白菜などの葉もの野菜では折損や泥はねにより商品として出荷できず廃棄となるなどの被害が 4.7ｈａにおいて発生したところであります。

また、営農用施設につきましては、ビニールハウス２棟、牛舎７棟、倉庫や格納庫７棟の合計 16 棟において強風により屋根のトタンが剥がれるなどの被害を受けております。

次に、農業用施設につきましては、明渠排水路では 10 か所で土砂埋塞や法面崩壊が発生しており、緊急度の高いか所から順次復旧工事を進めてまいりたいと考えております。

なお、新川地区の内水が上昇したことから、21 日の午前 10 時８分から午後７時 40 分まで上統内排水機場を稼働させて強制排水を行ったところであります。

次に、町道の被害につきましては、糠内明倫線、新川大豊北線及び中当古里線において、路面の砂利洗堀による通行止めを行ったほか、途別新川線外２３路線において倒木 29 本による交通障害が発生しましたが、いずれの路線も倒木の除去を終えており、現在は通行が可能となっております。

また、相川２線外 19 路線において法面崩壊が７か所、路肩の決壊が５か所、横断管等の土砂埋没が 11 か所発生しましたが、いずれも通行に支障がないため通行止めにせず、順次、復旧作業を行っているところであります。

公園の被害につきましては、止若公園内のパークゴルフ場・サーモンコースが全コース冠水し、復旧に１週間程度を要するほか、糠内公園など７公園で７本の倒木が発生しましたが、倒木の除去を全て終えており利用できる状況となっております。

このほか、公営住宅の窓ガラスの破損や小中学校２校の敷地内で２本の倒木がありましたが、いずれも復旧が完了しているところであります。

この度の大雨と強風による被害の詳細につきましては、現在も調査中でありますので、今後、被害の拡大が見込まれるところでありますが、早期に被害の全容を把握のうえ、速やかな復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上、大雨と強風による被害の状況につきましてのご報告とさせていただきます。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、発委第５号、「国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書」を議題といたします。

産業建設常任委員会 委員長の趣旨説明を求めます。

委員長、内山美穂子議員。

○４番（内山美穂子）　発委第５号「国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書」について、趣旨説明を行います。

２ページをお開きください。

前文の前段、中段部分は、省略をいたします。

国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和６年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組をより一層推進するた

め、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

２、第１次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁等の老朽化対策や今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

３、高規格道路における ミッシングリンクの解消や高規格道路と直轄国道との連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化など国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。

４、令和７年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

５、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

６、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法 第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長や内閣総理大臣など記載のとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

［委員会付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第３、議案第88号から日程第６、議案第98号までの４議件、日程第14　議案第97号及び日程第15　諮問第３号の２議件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、議案第88号から日程第６、議案第98号までの４議件、日程第14、議案第97号及び日程第15、諮問第３号の２議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第88号、「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」から　日程第５、議案第90号、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」までの３議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第88号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第89号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第90号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括して、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の18ページをご覧ください。

これら３件の議案は、令和７年３月31日付けで解散されました「江差町・上ノ国町学校給食組合」が、三つの一部事務組合から脱退することに伴い、規約を変更する必要が生じましたことから、議会の議決を求めるものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続きは、地方自治法第286条第１項の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣の、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない、とされております。

当該協議は同法第290条において、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない、と定められておりますことから提案するものであります。

議案第88号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、であります。

議案説明資料の18ページをご覧ください。

別表は、組合を組織する団体を規定しております。

表の「（２）一部事務組合及び広域連合」の区分「檜山管内」から「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

議案書の16ページをご覧ください。

附則についてであります。

この規約は、地方自治法第286条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する、とするものであります。

議案第89号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、であります。

議案説明資料の19ページをご覧ください。

別表第１は、組合を組織する地方公共団体を規定しております。

「檜山振興局」管内から「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

別表第２は、共同処理する事務ごとに共同処理する団体を規定しております。

「９地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務」を共同処理する団体から「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

議案書の17ページをご覧ください。

附則についてであります。

この規約は、地方自治法第286条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する、とするものであります。

議案第90号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、であります。

議案説明資料の20ページをご覧ください。

別表第１は、組合を組織する団体を規定しております。

「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

議案書の18ページをご覧ください。

附則についてであります。

この規約は、地方自治法第286条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第88号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第89号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第90号、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第98号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原 孟　議員に、直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定により、藤原　孟　議員の退場を求めます。

暫時、休憩いたします。

10：20　休憩

（藤原議員退場）

10：20　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、議案第98号、「工事請負契約の締結について」説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第98号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の２ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

本議案は、南勢橋補修工事に係る工事請負契約が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の２ページをご覧ください。

南勢橋補修工事は、令和元年度に実施した橋梁定期点検において、健全性判定区分の４段階のうちの３の「早期措置段階」に相当し、「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態」と判定されましたことから、令和５年度から７年度にかけて、橋梁の補修工事を施工しているものであります。

図面の上段が平面図、下段左が側面図、下段右が断面図であります。

令和５年度から６年度にかけて、橋桁のひび割れ補修や橋梁伸縮装置の更新などを施工し、今年度は、橋梁の劣化の原因と考えられる水の侵入を防止するため、図面に赤色で着色した箇所、橋長130メートル、有効幅員６メートルの橋桁の上面に防水処理と舗装を施工するものであります。

橋梁の有効幅員が６ｍで、工事を施工しながら大型車両の通行を確保することが困難でありますことから、工事期間中の約２か月間、全面通行止めを予定しております。

以上が工事概要であります。

議案書の２ページをご覧ください。

１契約の目的は、南勢橋補修工事であります。
２契約の方法、３契約の金額、４契約の相手方であります。
本年９月17日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、コウケツ建設工業株式会社、株式会社アスワン、ナカムラ技建株式会社、株式会社萬和建設、幕別興業株式会社、株式会社下沢組の８者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、5,698万円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町91番地藤原工業株式会社代表取締役藤原　將智氏と契約を締結しようとするものであります。
工期は、令和８年１月30日までと定めております。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします

10：25　休憩
（藤原議員入場）
10：25　再開

「一括議題・決算審査特別委員会報告」
○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第７、認定第１号、令和６年度 幕別町一般会計決算認定についてから、日程第12、認定第６号、令和６年度 幕別町下水道事業会計決算認定についてまでの、６議件を一括議題といたします。
決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。
委員長小田新紀議員
○５番（小田新紀）　令和６年度幕別町各会計決算の審査について、朗読をもって報告をさせていただきます。
令和７年９月25日
幕別町議会議長寺林俊幸様
令和６年度　幕別町各会計
決算審査特別委員会　委員長　小田　新紀
決算審査特別委員会　報告書
令和７年９月３日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり認定したので、会議規則第77条の規定により報告する。
1、委員会開催日
令和７年９月３日、17日、18日、19日（４日間）
２、審査事件
認定第１号、令和６年度幕別町一般会計決算認定について
認定第２号、令和６年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第３号、令和６年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第４号、令和６年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第５号、令和６年度幕別町水道事業会計決算認定について
認定第６号、令和６年度幕別町下水道事業会計決算認定について
３、審査の結果
全会計を認定すべきものと決した。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　報告が終わりました。
決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。
一括して討論を行います。
討論は、ありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
一括して採決を行いたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、一括して採決を行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
認定第１号、令和６年度幕別町一般会計決算から、認定第６号、令和６年度　幕別町下水道事業会計決算」までの、６議件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
委員長報告のとおり、認定することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、認定第１号から、認定第６号までの６議件は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。
日程第13、陳情第５号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。
総務文教常任委員会 委員長の報告を求めます。
委員長　荒　貴賀議員。
○８番（荒　貴賀）　総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。
報告書、１ページをご覧ください。
令和７年９月３日、本委員会に付託された陳情第５号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。
委員会開催日は、令和７年９月３日、１日間であります。
２ページをご覧ください。
審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で「採択」すべきものと決しました。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
陳情第５号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学び

を求める意見書の提出を求める陳情書についての、委員長の報告は、採択であります。
本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。
ここで、追加議事日程を配付のため、暫時休憩いたします。

10：32　休憩
10：34　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。
この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。
日程第13の２、発委第６号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書を議題といたします。
お諮りいたします。
本、意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに、採決いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに、採決いたします。
お諮りいたします。
発委第６号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第14、議案第97号、公平委員会 委員の選任につき、同意を求めることについてを、議題といたします。
説明を求めます。
飯田町長。
○町長（飯田晴義）　議案第97号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の21ページ、議案説明資料の26ページをご覧ください。
地方自治法は、人事委員会を置かない普通地方公共団体に執行機関として公平委員会を置き、「公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。」と規定しております。
これを受け、地方公務員法第９条の２第２項において、「委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。」と定めております。
本議案は、現 公平委員会委員であります、小山　秀樹　氏が、本年９月30日をもって任期満了を

迎えますことから、同氏を引き続き、選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和７年10月１日から令和11年９月30日までの４年であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料に記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに、採決いたします。

採決は、電子表決システムによる 無記名投票で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに、決定いたしました。

無記名投票は、モニターに、議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり、同意することに、賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は、反対のボタンを押してください。

なお、会議規則 第81条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れは ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定します。

投票総数17人、賛成17人、反対０人。

○議長（寺林俊幸）　したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15、諮問第３号、「人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについて」を、議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページ、議案説明資料の27ページをご覧ください。

人権擁護委員法は、「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」と掲げ、「人権擁護委員は、市町村の区域に置くものとする。」と定めております。

同法第６条第１項において、「人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。」とし、同条第２項では、「法務大臣の委嘱は、市町村長が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。」と定めております。

また、同条第３項は、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」と定めております。

本町においては、現在、６名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、現 人権擁護委員であります

佐藤晋氏が、本年12月31日をもって任期満了を迎え、ご勇退されますことから、その後任といたしまして、梶原源基氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

佐藤委員には、平成29年１月から９年間の永きに渡り、多くの機会を通じて、地域住民からの様々な人権相談に親身に携わっていただきました。

ここに、深く感謝とお礼を申し上げます。

推薦いたします梶原氏の任期は、令和８年１月１日から令和10年12月31日までの３年であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料に記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につき、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに、採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第３号、「人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについて」は、原案のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり、適任と認めることに決定いたしました。

「議員の派遣」

○議長（寺林俊幸）　日程第16、「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

あらかじめ配付しましたとおり、10月18日及び20日に本町で開催する町民と議会の意見交換会に、10月30日に本町で開催される 十勝町村議会議員研修会に、11月14日に開催する議会運営委員会議員研修会に、それぞれ全議員を派遣いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、あらかじめ配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

［閉会中の継続調査の申し出」

○議長（寺林俊幸）　日程第17、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長及び 産業建設常任委員会委員長から、所管事務に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、あらかじめ配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

［閉議・閉会宣告」

○議長（寺林俊幸）　これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和７年第３回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10：46　閉会